令和4(2022)年度

自己点検 • 評価報告書



宮城誠真短期大学

様式 2一目次

目;	次																			13		, _	
自己点	点検・評値	 面報告書			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•			•		1
1. 自	己点検・	評価の基礎	資料		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
2. 自	己点検・	評価の組織	と活動		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
【基注	進Ⅰ 建学	の精神と剗	育の効	果】・	•																	1	3
• —		基準 I -A																					
		基準 I -B																					
		基準 I -C					•		•														
【其》	惟Ⅱ 粉音	で課程と学生	: 支摇】•		•		•															2	9
122-		基準Ⅱ-A																					
		基準Ⅱ-B																					
【基注	準Ⅲ 教育	資源と財的]資源】•		•			•									•					7	0
		基準Ⅲ-A																					
		 基準 Ⅲ -B																					
		基準Ⅲ-C																					
	[テーマ	基準Ⅲ-D	財的資	源]・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	4
【基注	隼IV リー	・ダーシッフ	゚゚゚とガバ゙	ナン	ス】	•																9	0
_		基準IV-A																					
		基準IV-B																					
		基準IV-C																					
【資料	針】																						
[4		是出資料一覽	怠																				
[木		備付資料一	覧																				
「村		20] 基礎デ	ータ																				

様式3-自己点検・評価報告書

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、宮城誠真短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和5年6月20日

理事長

山口 義康

学長

山口 義康

ALO

井坂 亨

様式 4-自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

明治14年	女子の裁縫教育を目的としての私塾を開設
明治29年	私立祇園寺裁縫学校と改名
昭和24年	祇園寺技芸専門学校と改名
昭和37年12月	学校法人祇園寺学園の創立認可及び祇園寺高等学校の創立が
	認可
昭和38年4月	祇園寺高等学校を開校
昭和42年1月	祇園寺学園短期大学設立が認可
昭和42年4月	祇園寺学園短期大学(家政科)を開学
昭和51年11月	祇園寺学園短期大学附属まこと幼稚園の設立が認可
昭和52年4月	祇園寺学園短期大学附属まこと幼稚園を開園
昭和55年3月	祇園寺学園短期大学附属まこと幼稚園を法人から分離
昭和61年3月	祇園寺高等学校を法人から分離
昭和63年4月	学校法人名を祇園寺学園から誠真学園に変更
昭和63年4月	短期大学名称を祇園寺学園短期大学から宮城誠真短期大学に
	変更
平成26年12月	学校法人の計算機器を更新
平成27年1月	山口君子理事長兼学長が急逝し、山口義康が理事長兼学長に
	就任
令和5年1月	宮城誠真短期大学附属まこと幼稚園の設立が認可

<短期大学の沿革>

明治14年	裁縫教育を目的としての私塾を開設
明治29年	私立祇園寺裁縫学校と改名
昭和24年	祇園寺技芸専門学校と改名
昭和37年12月	学校法人祇園寺学園の創立認可及び祇園寺高等学校の創立が
	認可
昭和38年4月	祇園寺高等学校を開校
昭和42年1月	祇園寺学園短期大学設立が認可
昭和42年4月	祇園寺学園短期大学(家政科)を開学
昭和43年4月	中学校教諭二種免許状(家庭、保健)授与の課程として認可
昭和44年10月	短期大学の歌を制定
昭和51年11月	祇園寺学園短期大学附属まこと幼稚園の設立が認可
昭和52年4月	祇園寺学園短期大学附属まこと幼稚園を開園

	ロ /タメルタハラヤ/ エ/シュ/ ヾ 1
昭和52年12月	祇園寺学園短期大学に保育科の設置が認可
昭和53年1月	幼稚園教諭二種免許状授与の課程として認可
昭和53年3月	保母養成課程として認可
昭和53年4月	祇園寺学園短期大学(家政科)に保育科も設置
昭和55年3月	祇園寺学園短期大学附属まこと幼稚園を法人から分離
昭和61年3月	祇園寺高等学校を法人から分離
昭和63年4月	学校法人名を祇園寺学園から誠真学園に変更
昭和63年4月	短期大学名称を祇園寺学園短期大学から宮城誠真短期大学に
	変更
昭和63年4月	家政科を生活学科に科名変更
平成2年4月	中学校教諭二種免許状(家庭・保健)及び幼稚園教諭二種免
	許状授与の課程として再認可
平成4年4月	保育士養成課程として再認可
平成15年3月	生活学科を廃止し、保育科だけの単科短期大学に変更
平成15年4月	幼稚園教諭二種免許状の再課程認可
平成19年6月	木造校舎に研究室を増設
平成20年4月	校舎耐震工事着工及び校舎改修
平成20年9月	体育館を解体
平成21年2月	校舎耐震工事及び校舎改修工事を竣工
平成21年3月	体育館新築工事着工
平成21年10月	体育館新築工事竣工
平成21年11月	体育館新築落成記念式典
平成22年3月	平成21年度自己点検・評価の第三者評価で適格認証
平成23年3月	東日本大震災によって被災し、木造校舎倒壊等、施設設備な
	どに甚大な被害
平成24年5月	東日本大震災被災による木造校舎一部撤去及び施設設備補
	修・購入
平成25年10月	屋上にあった受水槽を地上施設に新設
平成26年1月	男子用トイレを新設(体育館脇)
平成26年4月	男子学生の受け入れを開始(男女共学化)
平成26年9月	木造校舎の残りの部分を解体 (研究室等の建設予定地)
平成26年12月	学校法人の計算機器を更新
平成27年1月	山口君子理事長兼学長が急逝し、山口義康が理事長兼学長に
	就任
平成29年3月	2号棟(研究室・学生ホール)の新築工事竣工
平成29年3月	平成28年度自己点検・評価の第三者評価で適格認証
平成29年6月	山口君子前学長の胸像建立
平成29年10月	短期大学創立50周年記念式典
平成30年12月	指定保育士養成施設の学則変更承認

平成31年1月	幼稚園教諭二種免許状の再課程認可
令和5年1月	児童厚生二級指導員資格取得養成校の設置認定

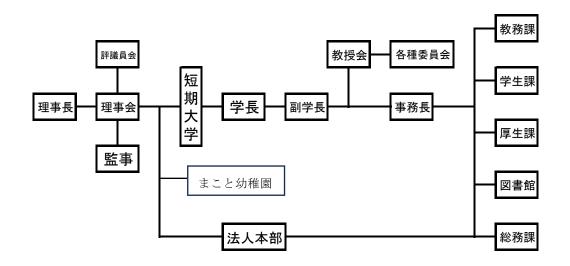
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在 籍者数
- 令和 5 (2023)年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
学校法人誠真学園	宮城県大崎市古川	5 O J	1 0 0 1	100
宮城誠真短期大学	福沼一丁目27-2	50人	100人	92人

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 5 (2023)年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態(短期大学の立地する周辺地域の趨勢)

本学は、宮城県大崎市古川に位置する。大学の立地する地域は宮城県北西部に位置し、 大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町の1市4町からなる地域で、通称、大崎地域(大 崎地方、大崎広域圏)と呼んでいる。この地域は、西部は山形県、秋田県、北部は栗原市、 登米市、南部は黒川郡大和町、大衡村、東部は石巻市に接し、その面積は152,395 haで県全体の20%を占めている。

令和4年10月1日現在の大崎地域の総人口は、190,311人であり、前年度より も2,467人減少している。

大崎地域の中心都市である大崎市は、平成18年3月、旧古川市を中心に周辺の1市6

町が合併して誕生し、令和5年3月で満17年を迎えている。大崎市の面積は、796. 76k㎡で、県内の市町村では隣の栗原市に次ぎ2番目となっている。なお、市名の由来である「大崎」とは大崎市・加美郡・遠田郡一帯の広域地名で、中世に関東よりこの一帯に移住した豪族の大崎氏に由来する。大崎氏は室町時代に奥州探題に任ぜられ権勢を誇ったが、豊臣秀吉の奥州仕置(1590年)により滅亡し、その後、大崎地方は伊達政宗の所領となったという歴史がある。

大崎市の令和4年10月1日現在の人口は、125,843人であり、前年度よりも1,333人減少している。本学が立地する古川地域(旧古川市)には、大崎市の約60%である76,728人が住んでいる。大崎市は県内では仙台市、石巻市に次ぐ3番目に人口の多い市である。しかし、県内では、人口が増加しているのは仙台市の周辺市町だけであり、それ以外の地域の市町村はすべて人口減少化し、大崎市も減少化が続いている。

■ 学生の入学動向:学生の出身地別人数及び割合(下表)

平成 30		30	令和元		令和	2	令和	3	令和4		
地域		(2018)		(2019)		(202	(0)	(202	(1)	(2022)	
		年月	度	年度		年月	度	年月	度	年月	度
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
	大崎	2 2	53.7	2 6	66.7	2 3	48.9	2 3	46.0	2 0	41.7
県	登米	6	14.6	3	7.6	3	6.4	2	4.0	5	10.4
内	栗原	4	9.8	1	2.6	1 0	21.3	6	12.0	4	8.3
	石巻	3	7.3	4	10.2	5	10.6	1 1	22.0	5	10.4
	仙台北	0	0	1	2.6	0	0	3	6.0	0	0
	仙台市	0	0	1	2.6	0	0	0	0	3	6.3
	仙台南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山形	3	7.3	0	0	1	2.1	1	2.0	3	6.3
県	秋田	2	4.9	1	2.6	1	2.1	1	2.0	0	0
外	岩手	1	2.4	2	5.1	2	4.3	0	0	5	10.4
	青森	0	0	0	0	0	0	3	6.0	0	0
	福島	0	0	0	0	2	4.3	0	0	1	2.1
	新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4.1
1	合計	4 1	100	3 9	100	4 7	100	5 0	100	4 8	100

[注]

- □ 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- □ この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- □ 認証評価を受ける前年度の令和 4 (2022) 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

平成27年度から平成29年度の入学は59名、49名、52名と定員前後を保っていた。しかし、平成30年度41名(82%)、平成31年度39名(78%)と8割前後を推移し、定員確保が厳しい状況となっていたが、令和2年度は47名(94%)、令和3年度は50名(100%)の定員、令和4年度は48名(96%)で定員に近い状況である。

本学が立地する大崎地域からの入学生は、近年、20名台で全体の40%台を推移してきたが、この数年の入学者数の減少によって、その比率はより大きくなっていた。現在、持ち直しつつあるが、これからも、地元である大崎地域の入学生を十分に確保していかなければならない。

大崎地域以外で、かつて入学生が比較的多かったのは、東日本大震災の被害が大きかった石巻地域であり、平成23年度から毎年10名前後が入学していた。しかし、平成24年度に石巻地域にある4年制大学に保育者養成の学科が誕生し、また、石巻地域から仙台市に直結しているJR電車路線も、東日本大震災の数年後に全線開通したことで、保育者養成校が集中している仙台市内へと保育系志願者が戻るようになり、入学者の減少傾向となったと推察できる。また、大崎地域に隣接している栗原地区と登米地区は、年度によって人数の偏りがあり、安定していない。仙台市や仙台市の南部からは、仙台市に保育者養成校が集中していることもあり、入学者が数年前から途絶えつつある。県内の大崎地域以外の高校生の確保に向けた対策が更に必要である。

県外からの入学生は、平成27年度は10名に達したが、例年、6名前後を推移している。令和4年度は、これまでの高校訪問等の広報活動によって、久しぶりに10名を超えた。これからも、県外の高校生の確保に向けた継続的な対策が更に必要である。

学長をはじめ全常勤教員が高校訪問等を実施しているが、今後とも、地元の大崎地域、 そして、県外を含めた大崎地域以外の各地区への広報活動に更に力を入れていかなければ ならない。

■ 地域社会のニーズ

大崎地域は、北西部から西部にかけて奥羽山脈が連なり、東に向かって次第に傾斜し中央部から東部にかけ平坦地が広がっている。地域内を横断する形で、江合川と鳴瀬川が西から東に向かって流れ、肥沃な大崎耕土を潤し、大崎平野として、県内有数の穀倉地帯を形成している。また、当地域には栗駒、船形連峰の自然公園と崑岳山をはじめとする県環境保全地域、さらにはラムサール条約湿地の「蕪栗沼・周辺水田」、「化女沼」があり、貴重な動植物の生息地となっている。一方、JR東北新幹線や東北本線、陸羽東線及び石巻線の鉄道網や東北縦貫道の高速道路網があり、国道4号線・47号線などの一般国道や主要地方道である古川登米線等が整備され交通の要衝となっている。当地域は、人口の減少が進んでいることから、企業を誘致するなど雇用の場を確保することが大きな課題となっている。

大崎地域には、令和4年4月1日現在、認可保育所が49所(内、認定こども園は15園)、幼稚園は34園(内、認定こども園は15園)ある。保育施設の整備が進み、待機児童数は、大崎市5名、他の4町は0名となっている。毎年、保育者養成校である本学学生への求人は多く、地域の要請に応えていく役割は非常に大きいと言える。

■ 地域社会の産業の状況

大崎地域は、江合川、鳴瀬川の流域に広がる水田農業地帯として発展してきた。この農業や農業が育む文化、生物多様性、美しく機能的な農村景観が一体となった農業システムが、未来に残すべき「生きた遺産」として、令和元年 12 月には、FAO(国連食糧農業機関)より「世界農業遺産」に認定された。この水管理システムを利用し特に、稲作が盛んであり、ササニシキ、ひとめぼれや近年では、ささ結びという新しい銘柄米の誕生の地としても有名である。そして、大崎市は、宮城県の大豆生産(北海道に次いで全国第 2 位)の約3分の1を担っている。

また、大崎市を中心に電子機器工場、精密機械工場、住宅建材工場が立地している。大崎市中心市街地の古川地区は宮城県北部地域の商業・サービス業の拠点であり、市内最北西部の鳴子地区は温泉観光地である。市内東南部の鹿島台地区・松山地区は主にJR東北本線利用で仙台市への通勤圏になっており、旧町単位では仙台都市圏に含まれている。古川〜仙台間は、JR東北新幹線・高速バス・自家用車等で通勤・通学する者も多い。

なお、大崎市は、平成24年にバイオマス産業都市として国から選定された。バイオマスタウン構想として、農業で出る廃棄物等(稲の藁や籾殻、家畜の糞尿、野菜くずなど)を活用し、バイオマス製品やエネルギーに再利用する取り組みを進めている。市内三本木地区や鳴子温泉地区で栽培される菜の花、田尻地区の蕪栗沼に生息する葦など、大崎市ならではの資源も利用している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



- (5) 課題等に対する向上・充実の状況 以下の①~④は事項ごとに記述してください。
- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項 への対応について記述してください。

(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項(向上·充実のための課題)

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

「テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

o コンピュータ室や図書室のコンピュータは学生に開放され、有効に活用されているが、学内 LAN、マルチメディア教室、CALL 教室等の整備に努められたい。

(b) 対策

学内 LAN、マルチメディア教室や CALL 教室等については、入学者の推移を見ながら、それらの整備に向けての検討を進めていく。

(c) 成果

学内 LAN については、環境整備の準備を進め、令和3年度に、学内 LAN の整備を 完了し、教職員と学生が利活用している。

マルチメディア教室については、環境整備の検討を重ね、3F1講義室を転用し、ICT機器を活用した授業や自主学習ができるよう、令和4年度に環境整備を完了し、教職員と学生の活用に備えている。

(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)

基準IV リーダーシップとガバナンス

「テーマ A 理事長のリーダーシップ]

理事会の議事録に審議事項は明記されているものの、理事会に提出した資料は閲読できるようにし、審議内容を後日確認できるように改善されたい。

(b) 対策

今後、理事会の議事録については、議事内容が確認しやすいように資料を添付し整理の仕方を見直していく。

(c) 成果

以後の理事会の議事録については、議事内容が確認しやすいように資料を添付し、 審議内容を後日確認できるような整理に努めている。

(a) 改善を要する事項(向上·充実のための課題)

基準IV リーダーシップとガバナンス

「テーマ C ガバナンス]

• 中期計画については、施設設備関係のほか、学生募集計画、教学部門や新規事業の立ち上げ等についても、具体的な計画目標を策定し、PDCAに基づいた進捗管理を行うことが望まれる。

(b) 対策

中期計画については、施設設備関係、学生募集計画、教学部門や新規事業の立ち上げ等についても、具体的な計画目標を策定し、PDCA に基づいた進捗管理を行っていく。

(c) 成果

中期計画については、施設設備関係、学生募集計画、教学部門や新規事業の立ち上げ等について、具体的な計画目標を策定し、PDCA に基づいた進捗管理を行うようにしている。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

- (a) 指摘事項及び指摘された時点での対応(「早急に改善を要すると判断される事項」)
- ① 基準IV リーダーシップとガバナンス [テーマ C ガバナンス]
 - 「評価の過程で、監事が出席していない理事会、評議員会が複数回開催され、学校法人の業務及び財産の状況について適切に把握した監査業務が行われていないという問題が認められた。」
 - この指摘事項を受けて、早急に当年度内に臨時理事会を開催し、監事職の役割の

重大性と責任について再確認した。そして、当年度内に改善報告書を提出した。 その結果、「当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたこと を確認した。今後は、より一層ガバナンス機能が適切に発揮されるよう学校法人運 営に取り組まれたい。」と評価され、この改善が認められ、適格認定された。

(b) 改善後の状況等

以後、監事は、職務の認識を深め、その職務に専念し、それ以降の理事会や評議員会には必ず出席をし、監事の役割を全うしている。今後も、より一層ガバナンス機能が適切に発揮されるよう学校法人運営に取り組んでいく。

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項

なし

(b) 履行状況

- (6) 公的資金の適正管理の状況 (令和 4 (2022)年度)
 - 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

平成25年度に、「宮城誠真短期大学研究倫理規程」を整備し、研究者としての倫理基準を定めた。平成26年2月に、文部科学省より提示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正、同年8月の文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、公的研究費の管理・運用体制を見直し、整備を進めた。「宮城誠真短期大学における研究活動に係る不正行為に関する規程」、「宮城誠真短期大学における競争的資金等の取り扱いに関する規程」を策定して、組織の管理責任を明確化し、不正の事前防止や不正発生時の方策について、より具体的な体制整備に力を入れている。

現在、研究費の補助受領はないが、今後に向けて、不正防止、適正管理、コンプライアンス教育に努めていく。

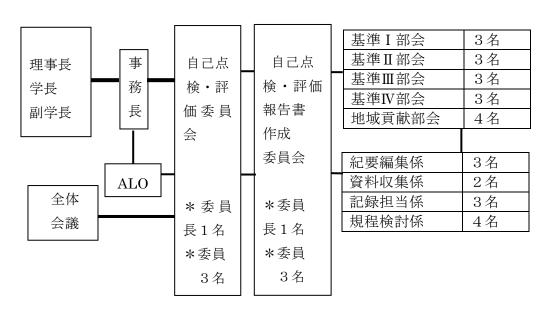
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)

	担当	氏 名
1	委員長 ALO	井 坂 亨
	(副学長・事務長)	
2	委 員 (保育科長)	鈴木永二
3	委 員 (教務課長)	石 森 小緒里
4	委 員 (副事務長)	櫻 井 正 昭

■ 自己点検・評価の組織図(規程は提出資料)

本学の「宮城誠真短期大学自己点検・評価に関する規程」に基づいて、次のように組織している。



■ 組織が機能していることの記述(根拠を基に)

本学の自己点検・評価のために、「宮城誠真短期大学自己点検・評価に関する規程」に基づき、上記の組織図のように、基準ごとに基準 I・II・III・IVの4部会と地域貢献部会を設置している。小規模体制であり、教職員が複数の部会に所属している。自己点検・評価委員会で話し合ったことを、全体会議において全教職員が意思の疎通を図りながら、自己点検・評価活動を推進している。

本学は、非常勤教員を除いた常勤教員(全員が事務職を兼務)、常勤事務職員等の小規模体制で、日常の業務を行っている。少人数ではあるが、教職員全員が組織の一員としての自覚を持ち、日常的に自己点検・評価を行い、PDCAサイクルを実施している。自己点検・評価報告書は、常勤の教職員全員で複数の担当を分担し合いながら作成している。自己点検・評価報告書は、図書室に備え、定期的にホームページで公表している。

全教職員が、自己点検・評価結果に基づき、次年度の教育活動の向上・充実に資するように活用し、計画・実践・評価・改善を繰り返している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録 (自己点検・評価を行った令和4(2022) 年度を中心に)

年 月	日	活動內容
令和4年 4月	12月	第1回自己点検・評価委員会、全体会議
		*今年度の取り組みについて、来年度の認証評価に向けて
令和4年 6月	21日	第2回自己点検・評価委員会、全体会議
		*今年度の取り組みについて、来年度の認証評価に向 けて
令和4年 9月	6 日	第3回自己点検・評価委員会、全体会議
		*後期の取り組みについて、来年度の認証評価に向け て
令和4年10月	11日	第4回自己点検・評価委員会、全体会議
		*後期の取り組みについて、来年度の認証評価に向け て
令和4年12月	13日	第5回自己点検・評価委員会、全体会議
		(第1回自己点検・評価報告書作成委員会) *自己点検・評価アンケート、報告書作成について
		来年度の認証評価に向けて
令和5年 1月	17日	第6回自己点検・評価委員会、全体会議 (第2回自己点検・評価報告書作成委員会)
		*自己点検・評価アンケート結果、報告書作成につい
		て、来年度の認証評価に向けて
令和5年 2月	14日	第7回自己点検・評価委員会、全体会議 (第3回自己点検・評価報告書作成委員会)
		(第3回日亡忌候・評価報告書作成委員云) *学習成果、報告書作成について、来年度の認証評価
		に向けて
令和5年 3月	14日	第8回自己点検・評価委員会、全体会議
		(第4回自己点検・評価報告書作成委員会) *学習成果、報告書作成について、来年度の認証評価
		本子首成未、報音書作成について、未年度の認証評価 に向けて

様式5-基準 I

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料 1 学生便覧 [令和 4 (2022) 年度]

- 2 キャンパスガイド「令和 4 (2022) 年度]
- 3 キャンパスガイド「令和5(2023)年度]
- 5 ウェブサイト「建学の精神と教育方針」 http://miyagi-seishin.ac.jp/information/polisy/

備付資料 1 短大50周年記念誌

- 2 「みやぎ県民大学」: 開放講座資料
- 3 地域の関係機関、諸団体との交流活動資料
- 4 ボランティア活動状況
- 5 ボランティア活動感想文集

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
 - (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
 - (3) 建学の精神を学内外に表明している。
 - (4) 建学の精神を学内において共有している。
 - (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

本学の建学の精神は、下記のとおり、学生便覧、キャンパスガイド、ホームページ等で明確に示している(提出-1, 2, 3, 5)。

<建学の精神>

白菊のように霜に耐え、清く、美しく

強い意志を持ち、心温かく、誠実で、良識ある人材を社会に送り出すー

本学は、明治14年に裁縫教育を目的としての私塾を開設し、その創立者である祇園寺 きく女史が、生涯教育の理想として、「白菊のように霜に耐え、清く、美しく」を建学の精神とした。

なお、現在の校章は、白菊を24枚の花弁でかたどり、左右に斧の刃を配し、建学の精神の心情を培い、24節気を通して自然の摂理に頷き、「忍耐努力」を重ね、森林を斧で切り開いた先人の教えを継承している。「創造開拓」の精神を涵養し、時代の進展に即応して、

たくましく生きる人間であってほしいと念願し継承しているものである。

その後、私立祇園寺裁縫学校として、明治、大正期の女子教育に大きな役割を果たした。 戦後、祇園寺技芸専門学校として、引き続き女子教育にあたったが、昭和42年4月に祇園寺学園短期大学(家政科)を開学した。

その後、地域から乳幼児教育指導者養成施設設置への強い要望があり、昭和52年12 月に保育科の設置認可があり、昭和53年1月に幼稚園教諭二種免許状授与の課程として 認定された。更に、昭和53年3月に保母養成課程としても認可され、昭和53年4月に 祇園寺学園短期大学に保育科も設置するに至った。

昭和63年4月、短期大学名称を祗園寺学園短期大学から宮城誠真短期大学に変更し、 家政科を生活学科に科名変更した。平成15年、生活学科を廃止し、保育科だけの単科短 期大学として新たに出発した。

その後、乳幼児保育者養成という教育目標を柱に、一貫して女子教育にあたってきた。 そして、平成26年度からは、社会情勢や地域の強い要望から、男子学生の受け入れも開始した。平成27年1月に急逝した、山口君子前理事長・学長の胸像を平成29年6月に建立した。また、平成29年10月には、短期大学としての創立50周年記念式典を挙行した(備付-1)。現在も、建学の精神は、乳幼児保育指導者を目指す者として自立心をもち、人に愛され謙虚で良識ある人材を世に送り出すことを理想として、幾多の星霜を超えて今日まで引き継がれている。

また、この建学の精神は時代の数々の変化にあっても、白菊のように気高く咲き続け、 本学の脈々とした教育実践の営みのなかで今日の崇高な教育理念へと昇華し続けている。

その教育理念とは、世界的視野に立った教養と知性を備え、新しい時代の保育者として 乳幼児保育を待つ人々のために、その能力を最大限に発揮し得る人材を育成することであ る。

建学の精神は、学生便覧、キャンパスガイド、ホームページ等で、学内外に表明している(提出-1, 2, 3, 5)。学内においては、教室やホール等の掲示板等に明示し、学校行事等で常に確認し共有する機会を持っている。

建学の精神については、毎年の自己点検・評価活動を通して、定期的に確認し合い、建 学の精神のさらなる浸透に努めている。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学では、宮城県教育庁生涯学習課主催の「みやぎ県民大学」に、「宮城誠真短期大学開 放講座」を開講している(備付-2)。これは、県立学校や専門施設、大学等の有する専門

的な教育機能を地域社会に開放し、県民の人々へ学びの機会を提供しているものである。 今年度は、新型コロナウィルス感染防止対策を講じて、実施回数を例年の6回から4回に 縮小し、3年ぶりに開講した。

令和4年度の本学の「みやぎ県民大学開放講座」の内容は次の通りであった。

<みやぎ県民大学開放講座の期日・講座内容・講師名>

- 1. 令和4年8月31日(水)「『脳トレ』でいつまでも若々しく」
 - : 専任講師 早坂 俊一郎
- 2. 令和4年9月 7日(水)「和紙を使って、季節のタペストリーをつくろう」
 - : 教授 石森 小緒里
- 3. 令和4年9月14日(水)「『古典』に親しむ~平家物語と源義経~」
 - : 専任講師 櫻井 正昭
- 4. 令和4年9月21日(水)「『楽しく』体力 up!~ボッチャなどのニュースポーツ で体を動かす」

: 専任講師 長沼 信子

本学の開放講座は、上記のように、テーマ「趣味や教養の講座を通じて、学習の楽しみを知る」の下に、4名の教員が4回の講座を開講している。大崎地域を中心に、4回合計で74名の県民が受講し、心と体をリフレッシュし、好評を博している。

これまで、卒業必修科目、幼稚園教諭免許・保育士資格取得必修科目である専門科目: 演習「身体表現」の中で、地域で「さくら・さくらんぼ」の実践を図っている保育施設に 出向き、園との交流を図りながら、より学生の学びを充実させるよう学外演習に取り組ん でいる。(年度によっては、本学の体育館において)この演習は、本学の演習「身体表現」 で、「さくら・さくらんぼのリズムとうた」をテキストとして使用して以来、既に10年経 過の運びとなっている。交流先の保育園職員による学生への身体表現活動の意義等の指導、 演習「身体表現」での学びを実践しながらの学生と子どもたちの合同活動、また学生の学 習の疑問点の解決を図る課題解決ともなっている(備付-3)。

また、演習「身体表現」を通しての学びの交流から、保育園へのクリスマス会へのハンドベルの演技披露とつながり、他の保育園の参加要請に応じて交流を深め合ってきた。しかし、現在、新型コロナウィルス感染防止のため、中止せざるを得ない状況である。

毎年9月中旬頃、授業科目の履修ではないが、保育所及び施設を見学する機会を1日ずつ設け、それぞれの園の実態に少しでも触れさせるよう努めている。これは、本学で移動用の貸し切りバスを手配しての活動であり、対象は1年生全員が参加となっている。

専門科目「社会的養護」の中で、本学周辺の児童発達支援センターに出向き援助者の動きを観察、専門科目の「保育内容総論」では、子どもたちの発達の様子を観察する活動、専門科目「保育者論」、「保育内容・表現」での幼稚園との交流なども実施している。

そして、本学では、卒業発表会を毎年、後期の授業終了間際の1月末か2月初めに開催している。卒業を迎えた2年生がこれまで身につけた知識・技能等を、保護者や地域の人々に披露する機会としている。

令和4年度は、新型コロナウィルス感染防止対策として、発表内容を工夫し、会場であ

る大崎生涯学習センターにおける観客数を考慮し、2年生の家族を制限しないで実施した。 令和4年度の卒業発表会プログラムは次の通りである。

<卒業発表会プログラム>

第一部 1 ピアノ演奏 【 連弾 】

- 2 保育と言葉 絵本の読み聞かせ・朗読 (ピアノ演奏とのコラボ)
- 3 身体表現

第二部 1 2年全員合唱

- 2 保育と表現 エプロンシアター
- 3 音楽表現 ハンドベル演奏
- 4 ダンス「 誠真ソーラン 」

卒業間近の2年生が、ピアノ演奏、ハンドベル演奏、合唱、絵本の読み聞かせ、朗読、 エプロンシアター、専門科目「身体表現」、創作ダンス「誠真ソーラン」等を発表した。

今回は、新型コロナウィルス感染防止対策により、例年に近い内容での開催となったが、 観覧者からは大好評を博している。卒業発表会は、特に、学習成果の一端を保護者・地域 の人々に広く紹介する貴重な場となっている。発表会当日や直後に、学生、職員、保護者、 地域の人々にアンケート調査を実施し、その結果を次年度に活かしている。毎年、保護者 や地域の人々から好評を博している。

2年生が全員で取り組んでいる伝統の「誠真ソーラン」は、学園祭や卒業発表会だけではなく、例年、大崎市で開催される11月の「大崎市社会福祉協議会主催シルバーフェスティバル」において、また1月には、「大崎地方青年文化祭・ユースフェスティバル in おおさき」において、披露している。地域の方々からの期待に応えると共に、それぞれのフェスティバルを盛り上げることに貢献している。これは、既に10年以上の継続期間となっている。その他にも地域のイベントで毎年開催される大崎市「古川まつり」や、隣接する「吉野作造記念館」や「パレットおおさき」(大崎生涯学習センター)で開催される行事でのワークショップの補助依頼にも積極的に参加、貢献している。その活動は、例年4月の「パレットおおさき」(大崎生涯学習センター)での「小さなこどものまち」に始まり、年間を通して途切れのない状況である(備付-3)。ただし、今年度のこれらの行事は、新型コロナウィルス感染防止対策のため、中止や規模縮小となっている。

また、本学の施設設備を開放し、近隣の保育所や幼稚園に貸与している。これまでも運動会行事等での体育館、幼稚園の研修会等での校舎貸与を行い、利用者の依頼に応えてきた。年度末には次年度の予定が埋まっていくほどである。また施設設備の貸与だけでなく、その際に依頼があれば、学生ボランティアの応援も積極的に行っている。

なお、大崎市児童福祉審議会委員として大崎市の児童福祉行政に関わったり、『大崎市議会「議会報告・意見交換会」』で市議会議員と学生との懇談会を行ったり、大崎市私立幼稚園研修会に教員と学生が参加したりして、地域との連携を図っている。

令和4年11月に、隣接する大崎中央高校と連携協定を締結した。これまでの交流の積み重ねを発展させながら、高大連携を更に深めていく内容を検討している(備付-3)。

また、全国的に消防団員不足が叫ばれているが、大崎市消防団の学生消防団員として、 1年生9名、2年生3名が登録し、大崎市消防団行事への参加や市内各所で火災予防運動

の啓発、広報活動等に参加している(備付-3)。

本学では、学則や学生便覧に謳われているように、大学生活を通して深い学問を究め、 広い教養を身に付けてより豊かな人間性を培う教育を施すよう計画がなされている。

その中でも特に、広く奉仕することを通して社会参加し、それによって体験できる社会 連帯の精神を養う福祉活動を重視し、人間性豊かな人格形成を図ることを目指している。 そこで、学生には、この社会福祉の精神を理解してボランティア等の活動に積極的にかか わり、実践を通して豊かな人間性を身につけるよう努力する意欲・関心・態度を期待して いる。

具体的には、「シラバス」に関連科目「福祉活動(演習・1単位)」<2年間で10回以上(おおむね1回3時間程度)のボランティア活動等の社会奉仕活動>を設定している。ボランティア活動後は、本学独自の書式「ボランティア活動証明書」を担当教員に提出させ、活動の確認、実施回数の確認を行っている(備付・4)。

入学時のオリエンテーションで、ボランティアの意義等について説明し、この科目の履修について奨励しているが、毎年、ほぼ全員がこの単位を修得している。なお、この科目の学習のまとめとして、2年生全員で「ボランティア活動感想文集」(備付-5)を作成し、2年生全員に配付している。卒業発表会では、毎年、2年生代表数名が体験発表をしていたが、今回は内容縮小のため削除された。また、卒業式では、特に実施回数の多かった卒業生に対して、学長からの特別表彰(福祉活動マイスター賞、ボランティア活動奨励賞)を行い励ましている。

ボランティア活動の基本は、自主性・無償性・公共性・先駆性などにあるとされ相互に助け合う社会の実現を目指すものである。これまでの実践としては、保育科学生としての学びを活かしながら、「乳幼児など子どもとかかわる活動」「自然や環境を守る活動」「高齢者や障がいのある子どもとかかわる活動」「社会貢献募金活動」など多種多様である。実践後の学生の感想としては、非常に役に立ったとか、人間的に勉強になった、将来の職業選択のため有益であったなどの声が寄せられ、ボランティア活動のねらいの達成が窺える。

厚生課教員2名がボランティア担当として、関連科目「福祉活動」を担当し、ボランティアの説明・紹介から、活動報告、活動のまとめまでの指導・支援をしている。

ボランティア活動の見つけ方については、ボランティア依頼団体からの情報を、担当教員が見やすくポスター作成をし、学内掲示板で紹介している。担当教員は、ボランティア希望者の集約、依頼団体との連絡・調整を行っている。また、学生には、地元の生涯学習関係の情報や友人・知人等からの情報等を自ら幅広く収集することを心がけさせている。

特に、日頃学習している専門知識・技能を活用し、「子どもとかかわる活動」や「障がいのある子どもや高齢者とのかかわる活動」を中心に、学生及び教職員が地域のために貢献してきた。社会福祉法人大崎市社会福祉協議会主催の「赤い羽根共同募金」や「歳末助け合い募金」での活動、みやぎ愛隣会あいわの郷(高齢者福祉施設)主催の「夏祭り」や「敬老を祝う会」で高齢者と触れ合う活動、「テ・ト・テ」(障がい者支援ボランティア団体)主催の「音楽を楽しむ会」で障がいのある子どもとその保護者と触れ合う活動、大崎地域広域行政組合教育委員会大崎生涯学習センター(パレットおおさき)主催のイベントで子どもと大人と触れ合う活動、NPO法人古川学人吉野作造記念館主催のイベントで子どもと触れ合う活動、宮城県教育委員会・大崎市・大崎市教育委員会・大崎地域広域行政組合

教育委員会等主催の「大崎地方青年文化祭ユースフェスティバル」で、2年生全員の「誠真ソーラン」(身体表現)や愛好会としての活動などを中心に出演し貢献してきた。さらに、大崎市教育委員会や涌谷町教育委員会の学び支援事業においても児童生徒の学習サポーターとして貢献してきた。ただし、今年度のこれらの行事は、新型コロナウィルス感染防止対策のため、中止や規模縮小となっている。

また、放課後や長期休業を活用し、地域の幼稚園の「預かり保育」の補助や障がい児者 サポートセンターの職員補助などに積極的に参加してきた。ボランティアをした園や施設 からの称賛の声をいただいている。担当教員を中心に、随時、ボランティア場所に出向き、 学生への激励と団体への挨拶、写真撮影等を行っている。学生の学校行事や地域活動、地 域貢献、ボランティア活動等については、学内掲示板やホームページにその活動ぶりを掲 載し、広く周知しつつ、活動の意欲を高めている。

なお、現在は、新型コロナウィルス感染防止対策のため、ボランティアの機会がかなり 縮小されており、厳しい状況となっている。

令和4年度の地域貢献活動の一環として、学生自らが進んで市内の商業施設などに出向いて募金活動を実施し、ウクライナ避難学生に対する支援活動を行った。その募金の送付先である東北大学のウクライナ人研究生と学生が12月に来学し、本学学生との交流の機会を持った。留学生たちから感謝の言葉があり、意見交換やゲームなどで交流を深め、改めて、社会貢献の大切さが実感できた(備付-4)。

本学の教員による地域・社会貢献としては、前述のように大崎市児童福祉審議委員会委員として児童福祉行政に関わったり、宮城県教育委員会の事業の中の小学生、中学生、高校生を対象としたカウンセリング業務に携わったりしている。また、大崎市内外の幼稚園からの要請で、保護者対象の講演会講師として幼児教育に関する講演を行ったりしている。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神は本学の教育理念を明確に示し、学内外に表明し、学内において共有し、定期的に確認しているが、更に、学内における共有の在り方を模索し、保育者を目指す学生の心の中に深く浸透していくように努めていきたい。

「みやぎ県民大学」開放講座の内容を更に検討するとともに、本学独自の公開講座等を 開講し、地域に貢献していく必要がある。

地域に根ざす大学として、これまでの交流活動を大切にしながら、更に、地域社会の関係機関や諸団体と交流活動を広めていく必要がある。

保育科の学生として、日頃学んでいる専門的資質を活かし、子どもや高齢者、障がいのある子どもとのかかわりを中心とした活動を実践してきている。各ボランティア主催団体からは、参加学生の活動に対して称賛の声をいただいている。しかし、学生によっては実践した回数の違いに大きな差があり、今後は一層よびかけて全体として実践回数が増えるようさらに推奨していきたい。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

なし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料 1 学生便覧 [令和 4 (2022) 年度]

- 2 キャンパスガイド「令和 4 (2022) 年度]
- 3 キャンパスガイド「令和5(2023)年度]
- 4 学校法人誠真学園 宮城誠真短期大学 学則
- 5 ウェブサイト「建学の精神と教育方針」

http://miyagi-seishin.ac.jp/information/polisy/

7 シラバス「令和4(2022)年度]

備付資料 なし

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学は、教育基本法、学校教育法に則り、建学の精神に基づき、社会人・職業人として、必要な知識や技術を身につけ、保育に携わる人材を養成することを基本目的としている。

本学の教育目標は、建学の精神に基づき、次のように学則第 1 条(提出 - 4)に定め、学生便覧、キャンパスガイド、ホームページ(提出 - 1 , 2 , 3 , 5)に明確に示している。

<本学の教育目標>

良識ある人間性豊かな保育者を養成するために、次の三つを重点に教育活動を展開していく。

- 1 短期大学に学ぶ者としての豊かな教養を身につける。
- 2 保育者をめざす者としての専門的力量を身につける。
- 3 社会に貢献する者としての社会性を身につける。

上記のように、「豊かな教養」、「専門的力量」、「社会性」の三つの柱を重点として、良識 ある人間性豊かな保育者を養成するために、教育活動を展開している。

本学の教育目標は、学則、学生便覧、キャンパスガイド、ホームページ等で学内外に表明している(提出-4, 1, 2, 3, 5)。

教育目標については、毎年の自己点検・評価活動を通して、保育に携わる人材養成が地域・社会の要請に応えているかを定期的に点検し、共通理解を図っている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学習成果は、建学の精神、教育目標に基づき、良識ある人間性豊かな保育者養成のために、下記のように定め、学生便覧、ホームページ、シラバス(提出-1, 5, 7)に表明している。

<本学の学習成果>

- ◎ 良識ある人間性豊かな保育者(免許・資格取得)になる。
- ① 幅広い教養を身につける。
- ② 豊かな感性や福祉的心情を身につける。
- ③ 専門的な知識を理解し身につける。
- ④ 基礎的な専門的技能を身につける。
- ⑤ 専門的な知識・技能を活用して実践する力を身につける。
- ⑥ 常に使命感と課題意識を持ち、課題解決に向けて学び続ける態度を身につける。
- ⑦ 社会人としての一般常識と基本マナーを身につける。
- ⑧ 社会の一員としての自覚を持ち、コミュニケーション力や人間関係を調整する力を 身につける。

この学習成果は、教育目標、卒業認定・学位授与の方針で示している3つの柱「豊かな教養」「専門的資質」「社会性」に含まれる要素を8つに絞って表したものである。免許・資格を取得し、良識ある人間性豊かな保育者になることを目指したものである。

学習成果の量的・質的データの測定は、単位修得状況、免許・資格取得状況、各科目の成績評価、学生による授業評価、保育・教育実習評価、各種アンケート等によって実施している。また、実習体験発表会・卒業発表会等の学校行事、レクリエーション大会・学園祭等の学生会活動、ボランティア活動等の様子については、教職員の評価、学生本人の自己評価、保護者・地域関係者の評価、感想等を参考にしている。

学習成果については、毎年の自己点検・評価活動を通して、定期的に点検・見直しをしながら、共通理解を図っている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
 - (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
 - (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
 - (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

建学の精神、教育目標を踏まえて、それまでの学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針を見直すために、「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」に基づき、職員全員での議論を重ね、一体的に策定した。4年前には、「学位授与の方針」の名称を、この「三つの方針のガイドライン」に倣い、「卒業認定・学位授与の方針」と改め、現在の三つの方針に至っている。

三つの方針は、下記のように明確に定め、学則第 34 条・第 22 条・第 10 条(提出-4)、 学生便覧、キャンパスガイド、ホームページ等(提出-1,2,3,5)で学内外に表明し、 この三つの方針を踏まえた教育活動を展開している。

なお、教育課程編成・実施の方針については、令和4年度入学生から、従来の基礎科目 を教養科目へ名称等を変更している。令和5年度には、全学年対象で、教養科目を履修す る予定になっている。

<卒業認定・学位授与の方針>

本学は、保育者養成を目的とする単科短期大学である。学生には、建学の精神を礎にした短期大学生としての教養的な学び、保育者としての専門的な学び社会人として必要な社会性の学びの場を提供する。

本学学則が定める卒業に必要な62単位以上を取得し、次の1~3までを満たした学生に卒業を認定し短期大学士の学位を授与する。

- 1 短期大学に学ぶ者として、豊かな教養が身についていること。
- 2 保育に携わる者として、専門的資質が身についていること。
- 3 社会に生きる一員として、社会性が身についていること。

<教育課程編成・実施の方針>:令和4年度

本学の建学の精神と教育目標に基づき、人間性豊かな学生の自己確立を促し、保育専門職に携わるに必要な知識・技能・態度等を養う基礎科目(1年生は、教養科目)、専門科目、関連科目を柱とする教育課程を編成する。

- 1 豊かな教養を養う基礎科目 (1年生は、教養科目)・関連科目群
- 2 幼稚園教諭・保育士などの免許、資格取得に必要な専門科目群
- 3 社会生活を豊かに営むに必要な判断力、応用力、他者との協調など 社会性を養う科目群

<教育課程編成・実施の方針>:令和5年度予定(全学年、教養科目)

本学の建学の精神と教育目標に基づき、人間性豊かな学生の自己確立を促し、保育専門職に携わるに必要な知識・技能・態度等を養う教養科目、専門科目、関連科目を柱とする教育課程を編成する。

- 1 豊かな教養を養う教養科目・関連科目群
- 2 幼稚園教諭・保育士などの免許、資格取得に必要な専門科目群
- 3 社会生活を豊かに営むに必要な判断力、応用力、他者との協調など 社会性を養う科目群

<入学者受入れの方針>

本学は、保育に携わる学生の養成に努め、社会に寄与する人材の育成を目的にし、次のような人を学生として受け入れる。

- 1 保育・福祉に関心があり、誠実で子どもに愛情を届けられる人。
- 2 本学で学ぶに必要な基礎学力と素養が備わっていて、保育者になる強い意志を持ち続けられる人。
- 3 主体的に自己成長を図り、他と協調してコミュニケーションがとれる人。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学の教育目標は、建学の精神に基づき、保育者養成として明確であるが、今後も、定期的な点検を続け、共通理解を一層深めていきたい。

学習成果の量的・質的データについては、更に多面的な収集の在り方を模索していきたい。また、学習成果についての認識を深める機会を更に設定し、教職員、学生ともに、学習成果を深く認識し、その達成に向けて努力していく意識づけを更に工夫していきたい。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

なし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 6 宮城誠真短期大学自己点検・評価に関する規程

備付資料 6 令和2(2020)年度 自己点検・評価報告書

7 令和3(2021)年度 自己点検・評価報告書

8 令和4(2022)年度 自己点検・評価報告書

9 高校訪問等記録

10 アセスメント・ポリシー

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学の自己点検・評価のために、「宮城誠真短期大学自己点検・評価に関する規程」(提出-6)に基づき、前述の組織図のように、基準ごとに基準 I ~IVの 4 部会と地域貢献部会を設置している。自己点検・評価委員会で話し合ったことを、全体会議において全教職員が意思の疎通を図りながら、自己点検・評価活動を推進している。

毎年、常勤教職員対象に、自己点検・評価アンケート調査を実施している。短期大学評価基準に沿って、各区分の観点毎に、5段階評価(1~5)とその理由・改善策について記入し、それを集計・分析し、現状と改善すべき課題を明らかにし、その課題解決に向けて、次年度の改善計画を立て実践を進めていくサイクルとしている。各評価結果から、各観点、区分、テーマの平均値を出し、次年度にはそれぞれの平均値を高めていくように努力を重ねている。特に、評価平均が低い観点、区分、テーマについては、課題解決が容易ではないものもあるが、改善に向けた努力を続けている。

本学の教職員は少人数体制であるが、全員が組織の一員として、それぞれ複数の部会において、複数の役割を分担し、日常的に自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書(備付-6,7,8)を作成し、定期的に公表している。自己点検・評価報告書は、図書室に備えている。

実習先・就職先である保育所・幼稚園等の実習巡回訪問等や高校訪問等において、聞き 取り調査を実施し、その内容を記録し、自己点検・評価に活用している(備付-9)。

毎年の自己点検・評価結果に基づき、次年度の教育研究活動の向上・充実に資するよう

に活用している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果の査定(アセスメント)については、「アセスメント・ポリシー」(備付・10)を以下のように策定し、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、及び入学者受入れの方針に基づき、全学・学科・科目レベルの3段階で、学習成果を以下のように評価・検証している。

	入学前・入学時	在学中	卒業時・卒業後
短期大学 全体レベル (機 関レベル)	○入学試験 ・総合型選抜:自己 PR 書、面接、国語(感想 文)、調査書 ・学校推薦型選抜:調査 書、推薦書、面接・ 書、推薦書、面接・ 己 PR(プレゼン) ・一般選抜:調査書、小 論文、国語総合、の接・ 社会人選抜:自己 PR 書、面接、国語(感想 文)、調査書	・修得単位数 ・休学率・退学率・留年 率 ・授業評価アンケート ・学生の自己評価 ・学生生活・学習状況ア ンケート ・学生会・愛好会・学園 行事状況 ・卒業発表会評価 ・ボランティア活動状 況・地域活動参加状況	・学位授与数 (GPA・単位修 得状況)・就職状況・進学状況・就職先・卒業 生調査結果
学科レベル (教育課程レ ベル)	・入学前課題・教育 (早期合格者対象)	・履修状況・修得単位数・成績評価・GPA・授業評価アンケート・学生の自己評価・実習関係評価	・卒業状況・免許・資格取得状況・就職先・卒業生調査結果

	・保育・教職履修カルテ・学生生活・学習状況アンケート・卒業発表会評価・ボランティア活動状況	
科目レベル (個々の授業 レベル)	・成績評価・GPA・授業評価アンケート・学生の自己評価・実習関係評価・保育・教職履修カルテ・ボランティア活動状況	・免許・資格取 得状況

学習成果の査定は、上記の表のように、単位修得状況、免許・資格取得状況、卒業状況、 就職・進学状況、各科目の成績評価、GPA、学生による授業評価、保育・教育実習評価、 各種アンケート等によって、総合的に実施している。また、実習体験発表会・卒業発表会 等の学校行事、レクリエーション大会・学園祭等の学生会活動、ボランティア活動等の様 子については、教職員の評価、学生本人の自己評価、保護者・地域関係者の評価、感想等 を参考にしている。

学習成果の各要素の査定については、下記の表のように実施している。

ディプロマ・ポ	学習成果	学羽の扱合	達成度の評価・検証方法
	子 首	学習の機会	
リシー(卒業認			<アセスメント(査定)>
定・学位授与の			
方針)			
	◎良識ある人間性豊	教育課程全般	卒業状況 履修状況
	かな保育者(免許・資		幼稚園教諭免許取得状況
	格取得)になる。		保育士資格取得状況
			社会福祉主事任用資格取得状況
			就職・進学状況
			学生会・愛好会・学園行事・校
1 豊かな		学生生活全般	外活動等状況
教養			就職先・卒業生調査結果
	① 幅広い教養を身	基礎科目(1年	成績評価 GPA 授業評価
	につける。	生は、教養科	学生の自己評価 学生会・愛
		目)・関連科目	好会活動状況
		学生生活•学園	学園行事状況
		行事	
	② 豊かな感性や福	基礎科目(1年	成績評価 GPA 授業評価
	祉的心情を身につ	生は、教養科	学生の自己評価

	T	<u> </u>	T
	ける。	目)・関連科	実習関係評価
		目・	学生会・愛好会活動状況
		専門科目	学園行事状況
		学生生活・学園	ボランティア活動状況
		行事	
		ボランティア	
		 活動	
2 専門的な	③ 専門的な知識を	専門科目	成績評価 GPA 授業評価
力量(資質)	理解し身につけ		 学生の自己評価 実習関係評価
	る。		教職実践演習履修カルテ
	④ 基礎的な専門的	専門科目	成績評価 GPA 授業評価
	技能を身につけ		学生の自己評価 実習関係評価
	る。	卒業発表会	教職実践演習履修カルテ
		 学園行事	 卒業発表会評価
			学園行事状況
	⑤ 専門的な知識・	専門科目	成績評価 GPA 授業評価
	技能を活用して実		学生の自己評価 実習関係評価
	践する力を身につ	卒業発表会	教職実践演習履修カルテ
	ける。	学園行事	卒業発表会評価
		ボランティア	学園行事状況 ボランティア活
		 活動	動状況
	⑥ 常に使命感と課	専門科目	成績評価 GPA 授業評価
	題意識を持ち、課		学生の自己評価 実習関係評価
	題解決に向けて学		 教職実践演習履修カルテ
	び続ける態度を身		
	につける。		
3 社会性	⑦ 社会人としての		 成績評価 GPA 授業評価
	一般常識と基本マ	生は、教養科	学生の自己評価 実習関係評
	ナーを身につけ		価
	。 る。	学生生活	''' 学生会・愛好会活動状況
			学園行事状況
		ボランティア	ボランティア活動状況
		活動	
	⑧ 社会の一員とし	基礎科目(1年	 成績評価 GPA 授業評価
	ての自覚を持ち、	生は、教養科	学生の自己評価 実習関係評
	コミュニケーショ	目)・関連科	価
	ン力や人間関係を	目•	''' 学生会・愛好会活動状況
	調整する力を身に	 専門科目	学園行事状況
	つける。	学生生活・学園	ボランティア活動状況
	- 1, 90	1 1 HI	· / · / [/ [H 294 V V V U

	行事	
	ボランティア	
	活動	

学習成果については、毎年の自己点検・評価活動を通して、定期的に点検・見直しをしながら、共通理解を図っている。全教職員で、学習成果の達成状況を踏まえ、今年度の教育活動の実践を反省・評価し、その課題解決に向けて改善策を検討して、次年度の教育活動の実践計画を立案し、よりよき実践へと進めていくPDCAサイクルを機能させている。

学校教育法、短期大学設置基準等の各関係法令の改正等については、その都度、FD・SD研修として設定し、毎週の教職員定例打合せや教授会等で、共通理解を深めながら確認し、法令順守に努めている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

自己点検・評価活動の実施体制は確立しているが、更なる充実・向上に向けて、各組織が有効に機能するようにしていく。

学校教育法、短期大学設置基準等の各関係法令の改正等については、共通理解を深めながら確認し、法令順守に努めているが、今後も、その都度、適切に対応していく。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

なし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の 実施状況

建学の精神の学内における共有の在り方については、各教室や掲示板等への掲示の仕方を改善し、一層見やすく表示した。また、4月のオリエンテーション、入学式等の学校行事等の機会に、これまで以上に、建学の精神についての丁寧な解説を織り込んだ。

「みやぎ県民大学」開放講座の内容を更に検討し、地域住民に提供している。本学独自の公開講座等の開講については今後とも検討を続けている。また、地域社会の関係機関や諸団体とのどのような交流活動が効果的であるか検討している。

幅広い分野のボランティア活動ができるように情報収集に努めるとともに、ボランティア主催団体からの声(活動の様子・感想等)を学生に紹介することや掲示する機会を多く設け、さらに積極的に活動し地域に貢献できるように促している。また、本学職員がボランティア主催団体に出向く機会を多く設け、学生の活動状況について直接把握するとともに職員自身もかかわれるようにしている。

本学の教育目標は、建学の精神に基づき、保育者養成として明確であるが、年度末に定期的な点検を続け、共通理解を深めている。

学習成果の量的・質的データについては、更に多面的な収集の在り方について、自己点 検・評価委員会、全体会議で検討している。

学習成果についての認識を深める機会として、4月のオリエンテーションや学校行事等で、教職員、学生ともに、学習成果を深く認識し、その達成に向けて努力していく意識づけをしている。

学習成果の査定の手法を有しているが、更に効果的な方法について、自己点検・評価委員会、全体会議で話し合っている。教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有しているが、更に推進するよう努力している。

自己点検・評価活動の実施体制は確立しているが、各組織の人員配置や活動内容を見直 し、向上・充実に向けたPDCAサイクルの強化を図っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神の学内における共有の在り方については、各教室や掲示板等への掲示の仕方を改善し、一層見やすく表示する。さらに、ホームページやインスタグラム等の SNS を活用し外部へも効果的に発信していく。また、4月のオリエンテーション、入学式等の学校行事の機会をとらえ、学生のみならず多くの保護者に対してもこれまで以上に建学の精神についての丁寧な解説を織り込んでいく。

「みやぎ県民大学」開放講座の内容を更に検討し、全職員協力の元一人一人の特技や趣味等を生かした講座を考え、本学独自の公開講座等の開講について検討し、具体化していく。また、これまでの公開講座参加者の声を反映しながら地域社会の関係機関や諸団体とどのような交流活動が効果的であるか検討し、具体化していく。

ボランティア活動においては、学生主体の学内ボランティア活動の推奨を図りながら、 従来通り情報収集に努め、ボランティア主催団体からの声(活動の様子・感想等)を学生 に紹介することや掲示する機会を多く設け意欲付けを図り、さらに積極的に活動し地域に 貢献できるように促していく。また、本学職員がボランティア主催団体に出向く機会を多 く設け、学生の活動状況について直接把握するとともに職員自身もかかわれるようにする。

本学の教育目標は、建学の精神に基づき、保育者養成として明確であるが、年度末に定期的な点検を続け、共通理解を深めていく。

学習成果の量的・質的データについては、更に多面的な収集の在り方について、自己点 検・評価委員会、全体会議で検討していく。

学習成果についての認識を深める機会として、4月のオリエンテーションや学校行事等で、教職員、学生ともに、学習成果を深く認識し、その達成に向けて努力していく意識づけをしていく。

学習成果の査定の手法を有しているが、更に効果的な方法について、自己点検・評価委員会、全体会議で話し合っていく。教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有しているが、更に推進するよう努力していく。

自己点検・評価活動の実施体制は確立しているが、各組織の人員配置や活動内容を見直 し、向上・充実に向けたPDCAサイクルの強化を図っていく。

様式6-基準Ⅱ

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料 1 学生便覧 [令和 4 (2022) 年度]

- 2 キャンパスガイド「令和4(2022)年度]
- 3 キャンパスガイド「令和 5 (2023) 年度]
- 4 学校法人 誠真学園 宮城誠真短期大学 学則
- 5 ウェブサイト「建学の精神と教育方針」 http://miyagi-seishin.ac.jp/information/polisy/
- 7 シラバス [令和 4 (2022) 年度]
- 8 学生募集要項[令和4(2022)年度]
- 9 学生募集要項「令和 5 (2023) 年度]

提出資料-規程集 45 学校法人誠真学園 宮城誠真短期大学 履修規程 第6条

- 備付資料 11 GPA一覧表
 - 12 単位認定の状況表
 - 13 免許·資格取得関連資料
 - 14 学習成果の自己評価結果
 - 15 ウェブサイト「情報公開」 http://miyagi-seishin.ac.jp/disclosure/
 - 16 教養教育関係資料
 - 17 職業教育関係資料
 - 19 就職先からの卒業生に対する評価結果
 - 20 卒業生アンケート調査結果

[区分 基準 II-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の 要件を明確に示している。
 - (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
 - (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

保育者養成校として、本学の卒業認定・学位授与の方針は、以下の通り、学則第34条(提

出-4) に明記し、学生便覧、キャンパスガイド、シラバス、ホームページ(提出-1, 2, 3, 7, 5) で学内外に表明している。

<卒業認定・学位授与の方針>

本学は、保育者養成を目的とする単科短期大学である。学生には、建学の精神を礎にした短期大学生としての教養的な学び、保育者としての専門的な学び、社会人として必要な社会性の学びの場を提供する。

本学学則が定める卒業に必要な62単位以上を取得し、次の1~3までを満たした 学生に卒業を認定し短期大学士の学位を授与する。

- 1 短期大学に学ぶ者として、豊かな教養が身についていること。
- 2 保育に携わる者として、専門的資質が身についていること。
- 3 社会に生きる一員として、社会性が身についていること。

本学の卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神「白菊のように霜に耐え、清く、美しく 一強い意志を持ち、心温かく、誠実で、良識ある人材を社会に送り出すー」に基づき、良識のある人間性豊かな保育者を養成するために、卒業に必要な単位を取得し、「豊かな教養」「専門的な資質」「社会性」の3つを身につけた者に、卒業を認定し、学位を授与すると定めている。「豊かな教養」「専門的な資質」「社会性」の3つの柱は、8つの要素に表した本学の学習成果に対応している。

成績評価の基準は、シラバス(提出-7)で科目ごとの到達目標や評価の方法・基準等を示し、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格を取得するための要件を明示している。免許・資格取得は、社会で役立つものとして保育者養成の重要な学習成果と位置づけ、卒業までにすべて取得するように努力させている。毎年、高い割合で、免許・資格を取得し卒業している。

本学卒業生は、毎年、保育者として幼稚園・保育所等にほぼ全員が就職し、幼稚園・保育所等から一定の評価を受けており、保育者養成を目指した卒業認定・学位授与の方針は、十分な社会的通用性を持つと考えられる。

卒業認定・学位授与の方針は、他の二つの方針とともに、毎年、年度末に教職員全員で 点検しながら検討を重ねている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
 - (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

- ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
- ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
- ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
- ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
- ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
- ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業 (添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面 接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準 II-A-2 の現状>

本学の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に基づき、下記の通り、 学則第22条(提出・4)に規定し、体系的に教育課程を編成・実施している。

令和4年度の教育課程編成・実施の方針は、以下の通りである。

<教育課程編成・実施の方針>:令和4年度

本学の建学の精神と教育目標に基づき、人間性豊かな学生の自己確立を促し、保育 専門職に携わるに必要な知識・技能・態度等を養う基礎科目(1年生は、教養科目)、 専門科目、関連科目を柱とする教育課程を編成する。

- 1 豊かな教養を養う基礎科目 (1年生は、教養科目)・関連科目群
- 2 幼稚園教諭・保育士などの免許、資格取得に必要な専門科目群
- 3 社会生活を豊かに営むに必要な判断力、応用力、他者との協調など社会 性を養う科目群

(注) 平成4年度入学生から、基礎科目は、教養科目へ名称等変更 なお、令和5年度の教育課程編成・実施の方針は、全学年が教養科目を履修することに なり、以下の通りとなる予定である。

<教育課程編成・実施の方針>:令和5年度の予定:全学年が教養科目の履修

本学の建学の精神と教育目標に基づき、人間性豊かな学生の自己確立を促し、保育 専門職に携わるに必要な知識・技能・態度等を養う教養科目、専門科目、関連科目を 柱とする教育課程を編成する。

- 1 豊かな教養を養う教養科目・関連科目群
- 2 幼稚園教諭・保育士などの免許、資格取得に必要な専門科目群
- 3 社会生活を豊かに営むに必要な判断力、応用力、他者との協調など社会 性を養う科目群

本学の教育課程は、「白菊のように霜に耐え、清く、美しく 一強い意志を持ち、心温かく、誠実で、良識ある人材を社会に送り出すー」という建学の精神と、良識のある人間性

豊かな保育者を養成するという教育目標の達成に向けて、次の3つを重点に教育活動を展開している。「(1)短期大学に学ぶ者としての豊かな教養を身につける。(2)保育者をめざす者としての専門的力量を身につける。(3)社会に貢献する者としての社会性を身につける」である。

教育課程編成・実施の方針は、「短期大学に学ぶ者として、豊かな教養が身についていること」「保育に携わる者として、専門的資質が身についていること」「社会に生きる一員として、社会性が身についていること」という卒業認定・学位授与の方針の3つの柱に対応している。

本学は単科短期大学であり、本学の教育課程は、本学保育科の教育課程でもある。短期大学設置基準にのっとり、教育課程編成・実施の方針に従い、体系的に教育課程を編成・ 実施している。教育課程編成・実施の方針は、学生便覧、キャンパスガイド、シラバス、ホームページ(提出-1, 2, 3, 7, 5)において学内外に表明している。

短期大学は、2年間という限られた学びの時間ではあるが、教育課程の構造、卒業認定・ 学位授与の方針と授業科目との関連、及び保育者養成のための授業科目の系統的な編成等 について、学生への理解を図ることができるよう、カリキュラムツリー、カリキュラムマ ップを作成している。作成したものは、シラバス(提出-7)に掲載し、可視化の推進にも 努めている。

本学の学習成果に対応した、基礎科目(1年生は、教養科目)、専門科目、関連科目の3つの科目群を設定し学生に講義・演習を提供している(提出-7)。基礎科目(1年生は、教養科目)と関連科目では、豊かな教養を養い、そして社会生活を豊かに営むのに必要な判断力、応用力、他者との協調など社会性を養う科目群を、教育課程編成・実施の方針に合わせて編成している。専門科目では、幼稚園教諭・保育士資格などの免許・資格取得に必要な、保育専門職に携わるに必要な知識・技能・態度等を養い、保育者をめざす者としての専門的力量を身につけるように編成している。これら3科目群をもっての編成は、本学の建学の精神と教育目標に基づき、保育専門職を目指す人間性豊かな学生の自己確立を促すものである。

1年次には、教養教育と専門的知識・技能を身につける科目を重点に編成し、2年次には、1年次の知識・技能を深めながら、保育現場で活用し実践する力を高めていく科目を重点としての編成を行っている。

本学の特色ある科目として、専門科目の「教育実習」は、幼稚園教諭二種免許状取得のためには5単位必修であるが、1年次の2単位の授業「教育実習指導」(選択)を追加することによって、2年次の本実習の事前指導に力を入れている。2年次の必修5単位も「教育実習」(4単位)と「教育実習事前事後指導」(1単位)に分離し、科目の開設目的を明確にした。また、関連科目の「福祉活動」は選択科目であるが、日頃学習している専門知識・技能を活用し、社会性を身につける機会として、ボランティア活動を積極的に奨励している。2年間で10回(1回3時間程度)のボランティア活動で、1単位を取得することができるようにしている。

保育者養成校として、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両方を取得できるように、 2年間の時間割(提出-7)を編成している。免許・資格取得のための最低限の必修科目・ 選択必修科目数を取得単位数の基準として示している。年間に履修できる単位数の上限に

ついては、履修規程第6条(提出-規程集 45)に定めている。免許・資格取得のために、 意欲のある学生の単位数が増えることが想定されるので、年間の単位数の上限を示しなが ら指導している。なお、令和4年度に、この履修規程の内容を、学則第27条(提出-4) に明記した。

成績評価は、シラバスに記載している各科目の到達目標に基づいて厳格に適用し、質の保証に努めている。成績評価については、学生便覧等にも明記している。また記載するだけでなく、新入生には入学直後のオリエンテーションにおいて、2年生には新年度当初のオリエンテーションにおいて、教務課担当者が成績評価についての説明をし、学生への周知を図っている。成績評価の方法・基準等については、それぞれの科目のシラバスに明記しているが、学生に対してのみでなく、評価をする担当指導者側も再確認を行い、科目の到達目標に向けた学習状況の適切な把握と学習成果の適切な評価がなされるよう努めている。

また、成績評価として、GPA(備付-11)を導入し、各学年、個人の変容を確認し、 一人一人の学習成果の把握と以後の学習指導、就職指導に活用している。学生には、成績 表の中に、本人のGPAの値、学年の平均点、学年分布の状況を知らせ、現在の学習成果 の確認と今後の学習の意欲づけに活用している。

平成26年度入学生までは、成績評価を優・良・可・不可の4段階評価で表示していたが、平成27年度入学生からは、秀・優・良・可・不可の5段階評価へと改善し、学生の学びを更にきめ細かく把握し指導に活かせるように努めている(備付-12)。

シラバス(提出-7)には、シラバス作成要項に基づき、必要な項目として、各科目の「授業のテーマ及び到達目標(目標ごとの学習成果)」、「授業のコマ数に合わせての項目・授業内容」、「準備学習等履修上の留意点」、「授業時間数」、「教員の評価方法」、授業を展望できるように「授業の概要」について明記している。また、「テキストや参考図書等」についてもその有無にかかわらず記載している。「実務経験のある教員」についても明示している。記載事項や表現の統一、形式等、シラバスの見直しに努め、学生にとって活用しやすいシラバスへと、毎年検討を重ね改善を図っている。一昨年度から、「準備学習等履修上の留意点」の欄に、「課題に対するフィードバックの方法等」を追加し、予習・復習課題についてのフィードバックの方法についても明記している。昨年度から、各科目の到達目標ごとに、学習成果を明記し、学生にとってより見やすくするための改善を図っている。

シラバスについては、シラバス作成要項に基づき、教育課程委員会を開催し、シラバス 担当者間で協議することに加え、シラバス作成の担当者と指導担当者間の連携を図りなが ら、形式だけでなく、内容こそが充実できるよう見直しをすることに努めている。また小 規模短期大学のよさを生かし、シラバス案を全常勤教員に回覧し、多くの視点から改善で きるようにも努めている。

なお、本学には、通信により教育を行う設定はない。

各科目への教員配置(提出-7)は、教育・保育の実務経験のある教員を含めて、専門領域、経歴、研究業績、社会的活動など、教員の資格・業績に基づき、また専任・非常勤講師等の配置も含め、適材適所、適切に行っている。学生に対する教員の配置数も満たしている。

平成31(令和元)年度の新入生から、新教職課程・新保育士養成課程での履修を開始

した。ただし、新教職課程における「領域に関する専門的事項」については、これまでの小学校の「教科に関する科目」の単位とみなす改正免許法施行規則附則第7項による経過措置を実施している。これは、令和4年度末までに切り替えなければならない限定措置であり、それまでに5領域の新科目を開設する検討を進めて申請をし認可された。令和4年度から、専門科目の5科目「幼児と健康」「幼児と人間関係」「幼児と環境」「幼児と言葉」「幼児と表現」を順次開設することにした。これによって、取得単位数の増加が見込まれ、これまでの科目の再編を検討し、科目群の移動や科目を廃止し、平成4年度入学生からは、基礎科目を教養科目へと名称等を変更した。

また、今年度、本学が児童厚生員養成校に認定され、来年度から、児童厚生2級指導員の資格取得のための授業・実習等を新たに開講することになっている。児童館や放課後児童クラブに勤務する職員の基礎資格であり、幅広い進路選択に対応して、希望者が受講することになる。

教育課程の見直しは、幼稚園教諭免許、保育士資格関連の法改正時において行うだけでなく、毎年、十分かつ効果的に学習成果を得るために定期的に点検を行っている。

なお、今年度も、広い教室だけを使用しての講義・演習を行い、新型コロナウィルス感 染予防対策を講じながら、対面での授業を行った。オンラインでの授業体制も構築してい る。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
 - (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
 - (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準 II-A-3 の現状>

本学では、建学の精神の中にある「強い意志を持ち、心温かく、誠実で、良識ある人材を社会に送り出す」ために、卒業認定・学位授与の方針における3つの柱のうちの二つとして、「短期大学に学ぶ者として、豊かな教養が身についていること。」「社会に生きる一員として、社会性が身についていること。」と定めている。これに伴い、教育課程編成・実施の方針では、短期大学設置基準にのっとり、「豊かな教養を養う基礎科目(1年生は、教養科目)・関連科目群」「社会生活を豊かに営むに必要な判断力、応用力、他者との協調など社会性を養う科目群」を設置し、良識のある人間性豊かな保育者を養成するという教育目標の達成に向けて教育課程を編成・実施している。これは、「幼稚園教諭・保育士などの免許、資格取得に必要な専門科目群」で身に付ける専門的力量と密接に関連する重要な資質となっている(備付-16)。

令和4年度は、2年生対象としては基礎科目8科目、1年生対象としては教養科目9科目を設置し、卒業必修単位数は、2年生12単位以上、1年生11単位以上と定めている。

関連科目は、選択科目として2年生は3科目、1年生は2科目を設置している。なお、この学年の科目数の違いは、前述したとおり、今年度から専門科目が増えることから、基礎科目・関連科目の見直しを図り、科目群の移動や科目の廃止をし、平成4年度入学生からは、基礎科目を教養科目へと名称や科目数・単位数を変更したことによる。

特に、関連科目「福祉活動」では、日頃学習している専門知識・技能を活用し、人間性や社会性を身につける機会として、ボランティア活動を積極的に奨励している。2年間で10回(1回3時間)のボランティア活動で、1単位を取得することができるようにしている。例年実施している短期大学学生調査(短期大学基準協会)の結果に認められるように、地域貢献に参加したと回答した学生の数は、他の短大と比較しても突出している。しかし、新型コロナ感染予防対策の影響からか、令和元年度の同調査の数値結果が98%であったのに対して、令和2年度は73%、令和3年度は70%、令和4年度は85%という結果となっている。これまで実績のあったボランティア要請が自粛傾向にあり、なかなか学生の活動意欲に直結できないことが課題となっている。学生一人一人が地域社会に参加し貢献していこうとする意識に繋げていくための創意工夫が今後も必要である。

前述しているが、学生自らが進んで市内の商業施設などに出向いて募金活動を実施し、 ウクライナ避難学生に対する支援活動を行った。その募金の送付先である東北大学のウク ライナ人研究生と学生が12月に来学し、本学学生との交流の機会を持った。留学生たち から感謝の言葉があり、意見交換やゲームなどで交流を深め、改めて、社会貢献の大切さ が実感できた。これは、1年生の教養科目「社会学」の学習の中で学生からの発案によっ て始まった活動であった。

これに加えて、短大卒業後の社会人となった際に特に求められるマナーや礼儀を身につけるために、「キャリアガイダンス」を関連科目群の選択科目として設定している。この科目の中で、社会での人間関係や公衆でのマナーなどを学生が学び、身につけることができるように図っている。

また、学生会活動や学生会行事(レクリエーション大会、学園祭など)、愛好会活動など を通して、学年の枠を超えた良好な人間関係作りや人間性を高めていくことができるよう に支援している。

基礎科目(1年生は、教養科目)や関連科目の履修状況、ボランティア活動の状況、学生会・愛好会活動状況などによって、教養教育の効果を測定・評価し改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
 - (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学は、幼稚園教諭や保育士等の保育者養成校として、短期大学設置基準にのっとり、教育課程では、基礎科目(1年生は、教養科目)、専門科目、関連科目の3つの科目群を設定し、講義・演習の授業を実施している。基礎科目(1年生は、教養科目)と関連科目では、豊かな教養を養い、そして社会生活を豊かに営むのに必要な判断力、応用力、他者との協調など社会性を養う科目群を、教育課程編成・実施の方針に合わせて編成している。専門科目では、幼稚園教諭・保育士資格などの免許・資格取得に必要な、保育専門職に携わるに必要な知識・技能・態度等を養い、保育者をめざす者としての専門的力量を身につけるように編成している。これらの3科目群をもっての編成は、本学の建学の精神と教育目標に基づき、保育専門職を目指す人間性豊かな学生の自己確立を促すものである(備付-17)。

1年次では、教養教育と専門的知識・技能を身につける科目を重点に編成し、2年次には、1年次の知識・技能を深めながら、保育現場で活用し実践する力を高めていく科目を重点としての編成を行っている。前述しているが、本学の特色ある科目として、専門科目の「教育実習」は、幼稚園教諭二種免許状取得のためには5単位必修であるが、1年次の2単位の授業「教育実習指導」(選択)を追加することによって、2年次の本実習の事前指導に力を入れている。

本学で取得可能である幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格については、すべて取得し卒業できるように奨励し支援をしている。毎年、高い割合で必要単位を取得し、免許や資格を取得し、保育所・幼稚園等の保育・教育関連施設に就職している。

本学は、就職支援のための教職員を組織している。本学独自で開講している関連科目「キャリアガイダンス」では教員3名を配置している。主に、就職支援を行う3名は教育に長年のキャリアを持つ。

本学は学生支援室を設けている。学生は常時求人の閲覧ができる。また、学生支援室では、常勤の教員がいるため、就職に関する相談を受けることができる。

関連科目「キャリアガイダンス」は、1年後期の選択科目であるが、就職指導に関連するため2年次にも不定期で開講している。一昨年度までは希望職種に対応するコース制を導入していたが、保育士不足など地域の要望があることから、解消した。

就職相談支援については3名の教職員が対応している。また、面接指導は、教職員全員でフォローしている。教職員全員で対応しているため、12年連続で就職希望者の就職率は、100%を達成している。

学生支援室には資格取得のための雑誌やパンフレットを置き、自主的に活動できるよう 便宜を図っている。

平成27年度から基礎学力を向上させるために「パワーアップ講座」を開講した。再試験になった学生への支援を目的としており、学力向上を図ることでより一層質の高い保育者養成ができるようになっている。例年、少人数ながら大学編入学希望者がいるが、県内の一部の4年制大学から指定校推薦を受けている。編入学実績としてはほとんど私立大学である。

免許・資格取得状況、就職・進学状況などによって、職業教育の効果を測定・評価し、 改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
 - (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
 - (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
 - (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
 - (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、 公正かつ適正に実施している。
 - (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
 - (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
 - (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
 - (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準 II-A-5 の現状>

本学の建学の精神、教育目標に基づき、入学者受入れの方針は、下記のとおりである。

<入学者受入れの方針>

本学は、保育に携わる学生の養成に努め、社会に寄与する人材の育成を目的にし、次のような人を学生として受け入れる。

- 1 保育・福祉に関心があり、誠実で子どもに愛情を届けられる人。
- 2 本学で学ぶに必要な基礎学力と素養が備わっていて、保育者になる強い意志を 持ち続けられる人。
- 3 主体的に自己成長を図り、他と協調してコミュニケーションがとれる人。

本学の学習成果は、本学の教育目標、卒業認定・学位授与の方針にある3つの柱「短期大学に学ぶ者としての豊かな教養」「保育者をめざす者としての専門的力量」「社会に貢献する者としての社会性」に基づいている。入学者受入れの方針の3点は、重複する部分が含まれるが、「豊かな教養、人間性の土台」「専門的力量の土台となる基礎学力と素養」「継続して学ぶ力と社会性の土台」として入学者に求める資質であり、本学の学習成果に対応している。

入学者受入れの方針は、学則第 10 条(提出-4)に規定し、学生便覧、キャンパスガイド、学生募集要項、ホームページ(提出-1, 2, 3, 8, 9, 5)で、学内外に明確に示している。

更に、入学者受入れの方針については、オープンキャンパスや高校の進学相談会、出張 講座、高校訪問でも幅広く説明をしている。

本学ではオープンキャンパスを年間2回(7月・9月)実施し、高校訪問に関しては、 4月~3月まで4期に分けて、教員全員で分担し実施している。入学者受入れの方針をよ り浸透させるために、今後も徹底して周知できるよう、各高校の進路ガイダンス等で積極 的に入学者受入れの方針を示し説明していく。

受験者の出願要件としては、保育者養成校としての入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に合致し、出願資格を満たすことを条件としている。

入学者受入れの方針は、入学前の基礎学力や素養、関心・意欲・態度等を求めていて、 入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。入学前の学習成果の把握・評価については、受験者の調査書、推薦書、自己PR書、国語総合問題などから、高校における学習状況、出欠状況、特別活動状況、生活状況、ボランティア活動等を把握し、評価している。小論文、集団面談や個別面談では、保育・福祉に対する意欲や関心、思考力、判断力、表現力、協調性やコミュニケーション力等についての把握・評価に努めている。

更に、入学前教育として、入学予定者を対象に課題を提出させ、入学前の学習成果の把握・評価と入学準備の学習を行っている。入学前課題の内容は、テキスト「保育の学び スタートブック」(萌文書林)を読んでの課題、小論文課題、ピアノ練習、絵本の読み聞かせの記録、読書感想文の提出である。入学内定の希望者には、春季休業中に、本学の音楽科教員によるピアノレッスンを実施している。

入学者受入れの方針に基づき、入学者選抜の方法を、キャンパスガイド及び学生募集要項(提出-2,3,8,9)、ホームページ等で公表している。本学は、従来、指定校推薦入試、公募推薦入試、一般入試(前期・後期の2回実施)、社会人入試を実施していたが、平成26年度入試から、AO入試を導入し、男子学生の受入れも開始した。更に、平成27年度入試からは、AO入試を2回実施し、併せて、隣接県の2か所の学外会場での面談も開始し、多様な選抜方法を設定している。令和3年度入試から、AO入試を4回実施に変更し、昨年度からは名称を総合型選抜に変更した。また、令和4年度総合型選抜からは、従来行っていた学外会場では実施しないことにした。ただし、遠隔地(50km以上)からの受験者については、一部交通費を補助することにしている。

総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜(前期・後期の2回実施)、社会人選抜、いずれの入学者選抜においても、入学者受入れの方針に基づき、前述の通り、将来の保育者を目指す者としての姿勢、基礎学力、思考・判断・表現力、人間性や社会性について、把握・評価できるようにそれぞれ工夫している。

学生募集要項(提出-8,9)には、高大接続の観点により、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜(前期・後期の2回実施)、社会人選抜について、それぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

学生募集要項やホームページには、授業料、その他入学に必要な経費を明示している。 アドミッション・オフィスとしての入学選考事務局は、専属の数名の教職員が中心となって担当しているが、常勤教職員全員が募集から選考、入学前教育までを分担しながら業務を遂行している。

専属の教職員が、受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。受験希望者の個

人的な学内見学にもその都度引き受け、丁寧な説明と学内案内に対応している。

高校の進学相談会、出張講座、高校訪問等は、教員全員で対応しているが、訪問後に、 各高校関係者の意見を聴取した記録を回覧し、共有し合いながら、入学者受入れの方針を 定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準 II-A-6 の現状>

本学の学習成果は、前述した通り、建学の精神、教育目標に基づき、良識ある人間性豊かな保育者養成のために、下記のように定め、学生便覧、シラバス、ホームページ(提出-1,7,5)に表明している。

- ◎ 良識ある人間性豊かな保育者(免許・資格取得)になる。
- ① 幅広い教養を身につける。
- ② 豊かな感性や福祉的心情を身につける。
- ③ 専門的な知識を理解し身につける。
- ④ 基礎的な専門的技能を身につける。
- ⑤ 専門的な知識・技能を活用して実践する力を身につける。
- ⑥ 常に使命感と課題意識を持ち、課題解決に向けて学び続ける態度を身につける。
- ⑦ 社会人としての一般常識と基本マナーを身につける。
- ⑧ 社会の一員としての自覚を持ち、コミュニケーション力や人間関係を調整する力を身につける。

<本学の学習成果>

この学習成果は、前述したとおり、教育目標、卒業認定・学位授与の方針で示している 3つの柱「豊かな教養」「専門的資質」「社会性」に含まれる要素を8つに絞って表したも のであり、具体性がある。免許・資格を取得し、良識ある人間性豊かな保育者になること を目指したものである。

保育者養成校として、2年間という一定期間内に学習成果の達成が可能なように目標設定が行われているので、ほぼ全員が必要単位を取得し卒業している。本学で取得可能である幼稚園教諭二種免許状・保育士資格については、毎年、卒業生が高い割合で取得している(備付-13)。社会福祉主事任用資格についても、毎年、卒業生のほぼ全員が取得している。毎年、高い割合で幼稚園教諭免許状・保育士資格を取得して卒業し、保育者として

幼稚園、保育所、福祉施設等に就職している。

学習成果の量的・質的データの測定は、単位修得状況(備付-12)、免許・資格取得状況、卒業状況、就職・進学状況、各科目の成績評価、GPA(備付-11)、学生による授業評価、保育・教育実習評価、各種アンケート等によって実施している。また、実習体験発表会・卒業発表会等の学校行事、レクリエーション大会・学園祭等の学生会活動、ボランティア活動等の様子については、教職員の評価、学生本人の自己評価、保護者・地域関係者の評価、感想等を参考にしている。

また、平成27年度から、本学の学習成果に対する学生の自己評価(備付-14)を実施し、学生自身が学習成果をどのように受け止めているかを調査し、その結果を活用することにした。その結果、学生は、実習を通して、専門的知識・技能を活用し実践する力や社会人としての教養を更に高める必要があると感じ取っている。これらの、学生の自己評価を踏まえて、他の各評価結果やデータと照らし合わせながら、今後の指導の改善に活かしている。

また、本学では、卒業発表会を毎年、後期の授業終了間際の1月末か2月初めに開催している。卒業を間近に迎えた2年生がそれまで身につけた知識・技能等の学習成果を、保護者や地域の人々に披露する大切な機会としている。

保育者養成校として、保育所、幼稚園等の保育・教育関連施設に卒業生のほぼ全員が毎年就職しており、各保育所、幼稚園等から一定の評価を受けており、本学の学習成果には 実際的価値があり、十分な社会的通用性を持つと考えられる。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを もっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の 業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学習成果の量的・質的データの測定は、下記の表(再掲)のように、単位修得状況、免許・資格取得状況、卒業状況、就職・進学状況、各科目の成績評価、GPA、学生による授業評価、保育・教育実習評価、各種アンケート等によって実施している。また、実習体験発表会・卒業発表会等の学校行事、レクリエーション大会・学園祭等の学生会活動、ボランティア活動等の様子については、教職員の評価、学生本人の自己評価、保護者・地域関係者の評価、感想等を参考にしている。

口须帆杂应别八十								
	入学前・入学時	在学中	卒業時・卒業後					
短期大学 全体レベル (機 関レベル)	○入学試験 ・総合型選抜:自己 PR 書、画接、国語(感想 文)、調査書 ・学校推薦型選抜:調査 書、選抜:調査・書、正 PR(プレゼン) ・一般選抜:調査書、小論文、国語総合、正理・計算・計算・計算・計算・計算・計算・計算・計算・計算・計算・対策・計算・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・対策・	・修得単位数 ・休学率・退学率・留年 率 ・授業評価アンケート ・学生の自己評価 ・学生生活・学習状況ア ンケート ・学生会・愛好会・学園 行事状況 ・卒業発表会評価 ・ボランティア活動状 況・地域活動参加状況	・学位授与数 (GPA・単位修 得状況) ・就職状況 ・進学状況 ・就職先・卒業 生調査結果					
学科レベル (教育課程レ ベル)	・入学前課題・教育 (早期合格者対象)	 ・履修状況 ・修得単位数 ・成績評価 ・GPA ・授業評価アンケート ・学生の自己評価 ・実習関係評価 ・保育・教職履修カルテ ・学生生活・学習状況アンケート ・卒業発表会評価 ・ボランティア活動状況 	・卒業状況 ・免許・資格取 得状況 ・就職先・卒業 生調査結果					
科目レベル (個々の授業 レベル)		・成績評価・GPA・授業評価アンケート・学生の自己評価・実習関係評価・保育・教職履修カルテ・ボランティア活動状況	・免許・資格取 得状況					

学習成果の各要素の査定

ディプロマ・ポ	学習成果	学習の機会	達成度の評価・検証方法
リシー(卒業認	子 自 放 木	子目の成去	
			ヘアピペグント(重定)/
定・学位授与の			
方針)	○古典よっ 1 田田田曲	₩. 	+ 446.10 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	◎良識ある人間性豊	教育課程全般	卒業状況 履修状況
	かな保育者(免許・資		幼稚園教諭免許取得状況
	格取得)になる。		保育士資格取得状況
			社会福祉主事任用資格取得状況
			就職・進学状況
			学生会・愛好会・学園行事・校
1 豊かな		学生生活全般	外活動等状況
教養			就職先・卒業生調査結果
	① 幅広い教養を身	基礎科目・(1	成績評価 GPA 授業評価
	につける。	年生は、教養科	学生の自己評価
		目) 関連科目	学生会・愛好会活動状況
		学生生活•学園	学園行事状況
		行事	
	② 豊かな感性や福	基礎科目(1年	成績評価 GPA 授業評価
	祉的心情を身につ	生は、教養科	学生の自己評価
	ける。	目)・関連科	実習関係評価
		目•	学生会・愛好会活動状況
		専門科目	学園行事状況
		学生生活・学園	ボランティア活動状況
		行事	
		ボランティア	
2 専門的な		活動	
力量(資質)	③ 専門的な知識を	専門科目	成績評価 GPA 授業評価
	理解し身につけ		学生の自己評価 実習関係評価
	る。		教職実践演習履修カルテ
	④ 基礎的な専門的	専門科目	成績評価 GPA 授業評価
	技能を身につけ		学生の自己評価 実習関係評価
	る。	卒業発表会	教職実践演習履修カルテ
		学園行事	卒業発表会評価
			学園行事状況
	⑤ 専門的な知識・	専門科目	成績評価 GPA 授業評価
	技能を活用して実		学生の自己評価 実習関係評価
	践する力を身につ	卒業発表会	教職実践演習履修カルテ
	ける。	学園行事	卒業発表会評価
		ボランティア	学園行事状況 ボランティア活
		1	1

		活動	動状況		
	⑥ 常に使命感と課	専門科目	成績評価 GPA 授業評価		
	題意識を持ち、課		学生の自己評価 実習関係評価		
0 41 0 11	題解決に向けて学		教職実践演習履修カルテ		
3 社会性	び続ける態度を身				
	につける。				
	⑦ 社会人としての	基礎科目(1年	成績評価 GPA 授業評価		
	一般常識と基本マ	生は、教養科	学生の自己評価 実習関係評		
	ナーを身につけ	目)・関連科目	価		
	る。	学生生活	学生会・愛好会活動状況		
		学園行事	学園行事状況		
		ボランティア	ボランティア活動状況		
		活動			
	⑧ 社会の一員とし	基礎科目(1年	成績評価 GPA 授業評価		
	ての自覚を持ち、	生は、教養科	学生の自己評価 実習関係評		
	コミュニケーショ	目)・関連科	価		
	ン力や人間関係を	目•	学生会・愛好会活動状況		
	調整する力を身に	専門科目	学園行事状況		
	つける。	学生生活・学園	ボランティア活動状況		
		行事			
		ボランティア			
		活動			

本学では、保育者養成校として、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の両方を取得するように強く奨励しているが、免許・資格取得状況(備付・13)は下記の表の通りである。 <免許・資格取得状況>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
幼稚園教諭二	07.90/	97 00/	05 79/	
種免許状	97. 2%	87.0%	95. 7%	
保育士資格	94.4%	91.3%	93.5%	
社会福祉主事	100%	100%	100%	
任用資格	100 %	100 %	100%	

保育者養成校として、2年間という一定期間内に学習成果の達成が可能なように目標設定が行われているので、ほぼ全員が必要単位を取得し卒業している。本学で取得可能である幼稚園教諭二種免許状・保育士資格については、毎年、卒業生が高い割合で取得している。社会福祉主事任用資格についても、この3年間は卒業生の全員が取得している。毎年、高い割合で幼稚園教諭免許状・保育士資格を取得して卒業し、保育者として幼稚園、保育所、福祉施設等に就職している。

前述したとおり、成績評価として、GPA(備付-11)を導入し、各学年、個人の変容

を確認し、一人一人の学習成果の把握と以後の学習指導、就職指導に活用している。学生には、成績表の中に、本人のGPAの値、学年の平均点、学年分布の状況を知らせ、現在の学習成果の確認と今後の学習の意欲づけに活用している。

また、前述しているが、平成27年度から、本学の学習成果に対する学生の自己評価を 実施し、学生自身が学習成果をどのように受け止めているかを調査し、その結果を活用す ることにした。学生の自己評価を踏まえて、他の各評価結果やデータと照らし合わせなが ら、今後の指導の改善に活かしている。

そして、前述したとおり、本学では、卒業発表会を毎年、後期の授業終了間際の1月末か2月初めに開催している。卒業を間近に迎えた2年生がそれまで身につけた知識・技能等の学習成果を、保護者や地域の人々に披露する大切な機会としている。

令和4年度は、新型コロナウィルス感染防止対策として、発表内容を工夫し、会場である大崎生涯学習センターにおける観客数を考慮し、2年生の家族を制限しないで実施した。 令和4年度の卒業発表会プログラムは次の通りである。

<卒業発表会プログラム>

第一部 1 ピアノ演奏 【 連弾 】

- 2 保育と言葉 絵本の読み聞かせ・朗読 (ピアノ演奏とのコラボ)
- 3 身体表現

第二部 1 2年全員合唱

- 2 保育と表現 エプロンシアター
- 3 音楽表現 ハンドベル演奏
- 4 ダンス「 誠真ソーラン 」

卒業間近の2年生が、ピアノ演奏、ハンドベル演奏、合唱、絵本の読み聞かせ、朗読、 エプロンシアター、専門科目「身体表現」、創作ダンス「誠真ソーラン」等を発表した。

今回は、新型コロナウィルス感染防止対策により、例年に近い内容での開催となったが、 観覧者からは大好評を博している。卒業発表会は、特に、学習成果の一端を保護者・地域 の人々に広く紹介する貴重な場となっている。発表会当日や直後に、学生、職員、保護者、 地域の人々にアンケート調査を実施し、その結果を次年度に活かしている。毎年、保護者 や地域の人々から好評を博している。

卒業年度には、前述した「学習成果」の①から⑧までの項目を5段階で自己評価(備付-14)をしている。

	<u> </u>	4 中皮	一十百	以未」 (/ш (2 4	一工/ ハロッ	* /		
	1	2	3	4	5	6	7	8		0
57. <u>4.4.</u>	幅	豊か	専	専	専門	使命感	社会人	コミュ	1	良識あ
学習	広	な感	門	門	的知	と課題	の一般	ニケー	~	る人間
成果	V	性•	的	的	識・技	意識、	常識・	ション	8	性豊か
	教	福祉	知	技	能を	学び続	基本マ	カ・人	の	な保育
	養	的	識	能	活用、	ける態	ナー	間関係	平	者
		心情			実践	度		調整力	均	
					力					

<令和4年度 「学習成果」の自己評価(2年生)結果>

平均	4. 16	4. 31	4. 36	4. 40	4.04	3. 99	4. 36	4. 24	4. 23	4. 43
順	6	4	2	1	7	8	2	5		

令和4年度の「学習成果」の自己評価の結果は、④「専門的技能」③「専門的知識」、⑦「社会人としての一般常識・基本マナー」がより高い評価であった。それに対し、⑤「専門的な知識・技能を活用し実践する力」、⑥「使命感と課題意識を持ち、学び続ける態度」はやや低めの評価となっている。全体的に、⑥3.99を除いたすべてが平均4以上と高く評価しており、専門的知識や技能、社会人としての一般常識・マナーは身についたと感じている。しかし、その専門的知識・技能を活用し実践する力、学び続ける態度については、まだ不十分であると認識している。また、GPAとの相関関係を見てみたが、上位群と下位群の差はなく、各々の意識の高低差があるように思われる。

免許・資格取得状況、卒業状況、就職・進学状況、GPA、学生による授業評価・自己評価、各種アンケート等の量的・質的データに基づき、学習成果を評価し、ホームページ (備付-15)等で公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学では毎年、前年度の就職施設、卒業生に対し、本学の学習成果の確認と、教育指導 改善の一助とする目的でアンケート調査(備付-19,20)を依頼し、実施している。

質問項目は、就職施設に、本学の「学習成果」を構成する資質を中心として設定し、5 段階評価で回答するものである。

質問項目は以下のとおりである。

① 子どもへの愛情 ②基礎学力 ③ 保育の専門知識 ④ 保育の専門的技能 ⑤ 課題に取り組む実践力 ⑥ 保育者としての使命感 ⑦コミュニケーション力 ⑧自己成長の努力の8項目としている。

更に、就職施設には卒業生や本学に対する要望等のコメント欄を設けて集約している。

	利用者へ	職場での話	保育の	保育の専門	課題に取組	保育者とし	コミュニケ	自己成	
	の愛情	す力、書く力	専門知識	的技能	む実践力	ての使命感	ーション力	長努力	平均
学生平均	4. 1	3. 1	2. 5	2.8	3. 6	4. 2	4. 0	4. 0	3. 5
施設平均	3. 9	3. 3	2. 9	2. 9	3. 2	3. 3	3. 4	3. 5	3. 3

調査の結果を見てみると、職場の眼でみた卒業生の評価の平均、そして卒業生自身の評価の平均ともに3点台半ばである。卒業生は概ね職場の評価に耐えうる勤務をしていると考える。

個別にみると、園からの評価が平均で4.0以上の者が4名いたのに対し、2.0以下または半分以上が2以下の卒業生も4名いた。下位の卒業生は、学生時代から生活態度に課題があり、社会人になっても意識や態度が十分に改善されていないと思われる。一方、「素直で、礼儀正しい人は大切な人材」という評価をもらっている卒業生もいる。素直に先輩の意見を聞けるよう指導していきたい。

保育の専門知識の評価が卒業生と園・施設との評価がともに一番低い。園・施設からは 3にやや満たない評価であったものの、職場での方が評価が高い。若いうちの勉強はどん どん自分を高めていくと考える。知識だけでなく、失敗したり、いろいろな経験を積んだ りする中でたくさんの学びがあるとも考える。どんどん吸収し確かな知識と技能を身に付けてほしい。卒業生は、ここが自分の弱みと考えているのであるから、その弱点を克服すべく、日々一層学んでほしいと願っている。

卒業生の評価より職場の評価が低く、その差がやや開いているのが「保育者としての使命感」「コミュニケーション力」「自己成長努力」の3点である。卒業生としては十分頑張っているつもりでも、職場側からすると及第点ではあるが卒業生が思っているほどではないというのが実態のようだ。

自己成長努力については、卒業生は頑張っているという意識である。また、職場でもそれなりに温かい目で見ている様子が見てとれる。就職後約1年経過したばかりの時期であることを考慮すれば、保育者としてのスタートとしては概ね良好といえるのではないかと思われる。

上記のアンケート調査の他には、常勤教員全員で分担している各実習先への巡回訪問時や、実習担当教員参加の実習協議会の場、就職先への訪問・電話連絡等において、卒業生の評価の聴取に努めている。勤務の合間や代休日に来学する卒業生たちからも、勤務状況や悩み等を聞き取り、個別に対応している。

進路先・卒業生の評価結果は、学習成果の点検に生かしている。「キャリアガイダンス」 の講義で、現役学生へその評価結果を伝え、未来の保育者としての自覚を促す授業を行っ ている。

卒業生へのアンケート調査、懇談会等を実施し、卒業生の現況や母校への要望等について聴取し、今後の教育に向けての貴重な資料として活用している。

更に、また、進路先からの評価結果から、本学の研究紀要で、キャリア研究を進めている。

今後、卒業生や就職先の評価を更に効果的に活用できるよう努めていきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

卒業認定・学位授与の方針については、他の2つの方針との一体性を踏まえながら、今後も、その内容や文言についての点検・見直しを続けていく。

卒業生の就職先や外部からの評価や情報によって、保育者養成を目的とする卒業認定・ 学位授与の方針の社会への通用性は十分に確認されているが、国際的となると難しい現状 ではある。

年間に履修できる単位数の上限については、履修規程に定めているが、この内容を学則 に明記するために、今年度、学則改正を行っている。

科目編成については、平成31年度から新教職課程、新保育士養成課程を開設している。 今年度からは、改正免許法施行規則附則第7項による経過措置の期限で、専門科目の5科目を順次開設した。これによって、取得単位数の増加が見込まれ、これまでの科目の再編を検討し、科目群の移動や科目を廃止した。来年度から、児童厚生員養成校となるため、今後とも、更に見直しを図っていく必要があり、継続的に改善のための努力を要する。

教員配置は、実務経験や教員数も含め適材適所となっているが、常勤教員が事務職を兼 務していることもあり、更に職務内容の分担を見直していく必要がある。

学生の学びを充実させる一環として、今後も、実際の教育・保育現場を経験している実 務経験者の活用を図っていくように努める。

教養教育の内容や実施体制については、更に見直しを図り充実を図っていく必要がある。 保育者養成校としての職業教育については、更に内容や実施体制を整備し、今後も効果 的な指導に努めていく必要がある。

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を公表していても、理解不十分な受験生や入学者もいるため、入学者受入れの方針を、今後も徹底して周知できるように、オープンキャンパスや高校の進路ガイダンス等での説明に力を入れていく。

現在実施している入学前教育にも力を入れ、更に入学前の学習成果の把握と指導を確かなものにしていく。入学者選抜の方法については、今後も、入学定員数50名を充足するように選抜方法の工夫改善を図っていく。

教員は、教育目標に対応した科目の到達目標(シラバスに記載)達成に向けた学習成果 を評価し、学生による授業評価も前期・後期に実施しているが、授業評価の内容とさらな る効果的な活用により授業改善に役立てていく必要がある。

学習成果については、教育目標、卒業認定・学位授与の方針の3つの柱「豊かな教養」「専門的資質」「社会性」に基づき、具体的な内容を検討し明示しているが、更に見直しを図っていく。学習成果の査定(アセスメント)についても、更に量的・質的データの判断材料を整理し、総合的に査定できるようにしていく。

進路先と卒業生に対するアンケート調査結果の活用についてはより有効に活用し、この調査結果の示唆するところを真摯に受け止め、保育者として基本的知識の獲得、ピアノ技能を始めとした音楽表現、造形表現、身体表現等の表現技術の体得向上と、幼稚園・保育所等でのパフォーマンスやプレゼンテーション機会の拡充を期した指導の創意工夫に努める必要がある。

学習成果の発揮の場である進路先の評価が現役の学生指導に十分反映できるものとしていきたい。

学生の卒業後評価への取り組みについては、更に、聴取方法の工夫と聴取結果の効果的な活用を図り、学習成果を点検していく必要がある。今後、卒業生については就職後数年経過し、ある程度の経験を経た者を対象にした調査を実施し、就職後間もない卒業生の経年変化を捉えていくことも検討する。ホームカミングデーについても、更に多くの卒業生が来学しやすい時期や時間、実施内容を充実させていく。

<テーマ 基準 II-A 教育課程の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料 1 学生便覧 [令和 4 (2022) 年度]

- 2 キャンパスガイド「令和 4 (2022) 年度]
- 3 キャンパスガイド「令和 5 (2023) 年度]
- 7 シラバス [令和 4 (2022) 年度]
- 8 学生募集要項[令和4(2022)年度]
- 9 学生募集要項「令和 5 (2023) 年度]
- 10 進路マニュアルガイドブック

備付資料 18 学生の生活度充実調査結果

- 21 入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物
- 22 入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物
- 23 「保育の学び スタートブック」
- 24 オリエンテーション資料
- 25 「新入生へのメッセージ」
- 26 生活状況調査票
- 27 個人面談記録
- 28 就職個人票
- 29 学生進路一覧 [令和 2 (2020) 年度~令和 4 (2022) 年度]
- 30 授業評価アンケート・評価結果
- 31 履修科目の自己評価結果

[区分 基準 II-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために 支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用 技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

<教員の取り組み>

卒業認定・学位授与の方針に基づいて学習成果の獲得を支援するために、各教員は多様な方法を工夫しながら指導を行い、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準(提出-1,7)により、多面的な学習成果の評価を行っている。その学習成果をより具体的に把握するために、シラバスに示しているように、期末の定期試験だけでなく、授業時の確認テスト、ミニテスト、レポート、発表、作品の提出、実技発表等、多様な評価方法を取り入れている。また、それらの課題に対して必要に応じて個別の指導や支援も行っている。

教員は、講義や演習の最終指導時(2期制の前期・後期の講義や演習の場合は学期ごとに、通年の講義や演習の場合には最終講義日)に、「学生による授業評価アンケート」(備付-30)を実施し、学生からの授業評価を受け、その結果を教員は認識し、授業の改善に取り組んでいる。この授業アンケートは、非常勤教員を含む全教員の授業を対象に行っており、全教員が授業改善へ取り組む仕組みを有していることであり、長年、内容を検討・改善しながら継続して行っている。

授業アンケートの評価内容は、はじめに「学生の自己評価」①出席状況 ②準備・事後 学習への取り組み状況 ③授業への取り組み意欲の3項目について問い、次に受講した「授 業」に関し、①教師の話し方 ②質問や意見への配慮 ③時間配分 ④資料や教科書の適 合性 ⑤学生の理解度の確認 ⑥授業内容の理解度 ⑦教師の授業への熱意 ⑧授業への 満足度の8項目について問うている。

令和4年度の授業評価結果は、次の通りである。(平均:5段階評価)

		1年	生	2年	生
		前期	後期	前期	後期
1	教師の話し方	4.6	4. 7	4. 4	4. 4
2	質問や意見への配慮	4. 5	4.6	4. 3	4. 3
3	時間配分	4.6	4. 7	4. 3	4. 2
4	資料や教科書の適合性	4. 7	4. 7	4. 3	4. 2
5	学生の理解度の確認	4.6	4.6	4. 3	4. 2

6	授業内容の理解度	4.6	4.7	4. 3	4. 3
7	教師の授業への熱意	4.8	4.8	4. 5	4. 4
8	授業への満足度	4.6	4. 7	4. 3	4. 3
	①~⑧の平均	4.6	4.7	4. 3	4. 3

各科目の授業評価の集計結果は、各授業担当者に配付し、授業改善に活用している。

常勤教員は、アンケート集計結果についての確認と今後の授業改善について、FD活動の中で把握し、共通理解・共通行動を取っている。また、非常勤教員も含めて、年度初めの全体職員会議の場でもアンケート集計結果を確認し、学生の評価結果を真摯に受け止め、指摘された事項についての改善に取り組むよう意識を高めている。

授業の改善に向けては、個々の教員が授業の質向上に向け各々日常的にPDCAサイクルを継続している。これからも、FD活動等を通すなどして、アクティブラーニングの実践等、全学挙げて授業の質向上に努めるという共通認識の形成を更に続けていく必要がある。

限られた常勤教員数の中で1学年50名前後の学生を指導している本学であり、全学生の名前と顔などは全ての常勤教員が把握している。更には、週1回の教職員定例打合せの場で共通理解を図りながら、学生生活充実度調査等をもとにした個別面談等を日常的に実施している。したがって、学生の性格・家庭状況(経済状況、生活根拠地等)・友人関係・就職希望地・通学方法、学生の学習や生活面に至るまで、教員間で共通に把握されている。

あわせて、平成25年度からは、カリキュラムマップに基づいた履修科目の到達目標に対しての、学生自身の自己評価(備付-31)も実施し、これも授業改善に活用している。また、平成27年度からは、学年末に、学生の「学習成果の自己評価」を実施し、これからの授業改善に役立てている。

保育科としての学習成果を定め、厳格な成績評価の下で、その獲得に向けての取り組みを行っている。個々の学生の学習成果の状況については、学年の担当者、科目指導者等関係者が情報の共有化を図り、連携して指導にあたっている。

専門科目群の「乳児保育」では、地域の保育所に出向いての課題解決のための見学学習を行い、専門科目「身体表現」では、実際に協力園の活動に参加し活動する実技演習、専門科目「保育者論」では、隣接の幼稚園においての体験学習、専門科目「内容演習・表現」では、幼稚園児を本学に迎えて、学生が幼稚園児のサポート役をしての製作活動を行う等、学内での座学だけでなく体験活動を通すことで、理解を深めることにつながるよう指導の工夫を図っている。また、幼稚園、保育所、福祉施設等の保育現場の人材を特別講師としていくつかの授業の中で活用している。

また、専門科目「教職実践演習」の中で「講義とグループ活動の組み合わせ」や、専門科目「教育実習」の指導の中で「1年生、2年生の異学年同士が、実習についての情報を交換し合う話し合い活動」等、アクティブラーニングを取り入れた授業に取り組む等、積極的に授業改善を図っている。

アクティブラーニングの授業参観やコンピュータの活用研修等のFD活動に取り組み、 授業の改善に活かしている。学外でのFD研修会の報告も行うなど、様々な取り組みを行ってはいるが、随時時間をつくり出しての実施であり、今後は、更に計画的に実施してい くように努める。

授業内容については、授業担当者間で、授業を参観し合ったり、情報を共有したりしながら、協力・調整を図っている。

学習成果は、前述したとおり、教育目標、卒業認定・学位授与の方針で示している3つの柱「豊かな教養」「専門的資質」「社会性」に含まれる要素を8つに絞って表したものであり、学習成果の獲得状況によって、教育目的・目標の達成状況を把握している。

学生に対する履修及び卒業に至る指導については、全常勤教員が、全学生一人一人の名前と顔と個性を認識し対応している。教務課担当教員が、履修届についての指導をし、日々の履修状況を把握・指導を続けている。学生課・学年部担当教員や厚生課担当教員が、学生の学習や生活状況について、日々、個々の学生に応じた指導・助言を続けている。

<事務職員の取り組み>

事務担当職員は、学生の欠席状況や履修状況、評価結果等の業務を通して、学生の学習成果の獲得に直接的・間接的に貢献している。

事務担当職員は、専任事務職員3名以外は教員を兼務しており、各学務分掌の職務を通して、全事務職員が全学生一人一人の名前と顔と個性を認識しつつ、履修状況、評価結果、学習・生活状況を把握し、支援を続けている。特に、学納金納付状況、出欠状況、学習や生活に課題のある学生の状況などについて教員と連携し、勉学継続への支援を行っている。事務担当職員は、各学務分掌の職務を通して、学習成果の獲得状況を評価することによって、教育目的・目標の達成状況を把握している。

教務課担当職員は、1年生は入学直前、2年生は年度始めのオリエンテーション(備付-24)において、卒業要件、資格取得要件、教科の履修計画や履修の方法、学習科目や科目選択について、資料を提示しながら学生が理解し易いように留意し、履修に関する基本的な情報を提供するガイダンスを行っている。履修届には、必ず職員が確認を行い履修ミスや履修漏れを防ぐ努力を行っている。また、学生による履修科目のパソコン入力後にも再度確認を行い、重ねて履修届の誤りを防ぐように努めている。

本学では、幼稚園教諭免許・保育士資格取得のために、教育実習、保育実習、施設実習を、2年次前期に設定している。そのために、2年次前期の履修すべき科目の授業時間数が制限されやすい現状にあるが、学生に過重負担がかからないように、前期を前半・後半に分けて時間割を作成し調整しているが、これは本学の特徴でもある。これにより履修が偏らず無理なく実施することができている。

学生に対する履修及び卒業に至る支援については、全事務職員が、全学生一人一人の名前と顔と個性を認識し個別対応している。教務課担当職員が、履修届についての支援をし、全事務職員が日々の履修状況を把握しながら卒業に至る支援を継続している。

教務課担当職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

<施設設備及び技術的資源の有効活用>

図書室には、担当職員として3名を配置しているが、内1名は、司書資格保持者である。 図書の選択や必要資料のレファレンス・サービスを通して、学習支援や実習の支援を行っ ている。決して広いとはいえない室内であるが、環境の整備に努めている。開館時間は、 学生の登校から下校までとなっている。貸出期間は1週間であるが、実習中などは、その

期間を延長するなど、学生の利便性を図っている。

平成23年3月の東日本大震災の甚大な被害により、図書室も大量の蔵書を廃棄せざる を得なかったが、蔵書構築のために、学生や教員の要望に応えるように選書を行い、多く の意見を拾い上げるように努めている。

また、図書室には、コンピュータやカラーコピー機等も備え付け、学生が必要に応じて 自由に使用できるようにしている。

図書室には、書籍のみではなく、保育・教育関連資料や先輩学生や卒業生の実習中の指導案・実習日誌の写し等も保管している。実習や授業で必要な場合には、即対応できるよう、常時閲覧できるようにしている。なお、学習資源センターはない。

コンピュータ環境については、コンピュータ室は、授業の空き時間や放課後に学生が自由に利用できるようにしている。授業での利用が主な目的であるが、各種研修会やみやぎ県民大学等でも利用している。学務利用のため、全教職員は一人1台PCを利用し、各教室に教員用PCを配備し授業で活用している。各研究室にも、PC1台ずつを設置し、教育研究活動に生かしている。令和3年度には、学内LANの整備工事が完了している。

なお、平成27年度には、講義室・ピアノレッスン室等に設置しているピアノ以外にも、音楽担当教員からの要望があった、電子ピアノ20台を演習室に設置し、音楽の時間の少人数指導に活用し、学生が朝夕の時間帯に自由に練習できるようにした。また、平成28年度末に、研究室10室と学生ホールを兼備した2号棟が完成したが、学生ホールでは、講義・演習の授業や休憩時間・放課後の学習向上の場として活用している。

また、マルチメディア教室等の整備については、学内LANの整備とともに、前回の認証(第三者)評価の課題指摘事項であり、早急な整備に向けた検討を継続してきた。マルチメディア教室については、環境整備の検討を重ね、3F1講義室を転用し、ICT機器を活用した授業や自主学習ができるよう、令和4年度に環境整備を完了し、教職員と学生の活用に備えている。

コンピュータ利用技術については、教員の個人差が大きいが、定期的にコンピュータ技 術研修会を開催し、授業改善・業務改善に役立てるように努めている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物 (ウェブサイトを含む) を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習

支援の体制を整備している。

- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準 II-B-2 の現状>

入学手続者に対しては、授業や学生生活についてのキャンパスガイド(提出-2,3)等での情報提供とともに、入学前教育として、入学予定者を対象に課題を提出させ、入学前の学習成果の把握・評価と入学準備の学習を行っている(備付-21,22)。入学前課題の内容は、テキスト「保育の学び スタートブック」(萌文書林)(備付-23)を読んでの課題、小論文課題、ピアノ練習、絵本の読み聞かせの記録、読書感想文の提出である。また、入学内定の希望者には、春季休業中に、本学の音楽科教員によるピアノレッスンを実施し入学後に生かすようにしている。

保育科の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を向けた学習の方法や科目選択のためのガイダンス、学生生活などについて、2年生は年度当初の4月初めに丸一日、1年生は入学式直後の丸二日、年度当初のオリエンテーションとしてきめ細かい指導を行っている(備付-24)。

また、学習成果の獲得に向けて、学生便覧(提出-1)やシラバスを全学年に、市販の「新入生へのメッセージ」(大明出版)(備付-25)を新入生全員に配布し、オリエンテーション時や必要に応じていろいろな機会を捉えて積極的に活用している。更に、全学年に、「進路マニュアルガイドブック」(提出-10)を作成し、進路学習用として活用している。

本学では、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の1項目に「短期大学で学ぶのに必要な基礎学力が備わっている人」を掲げ、他項目とともに広く公表して周知を図っているところである。高等学校長の推薦条件の一項にもアドミッション・ポリシーを明示し、入学希望者の基礎学力を確実に担保しようと努めている(提出-8,9)。入学後の多くの学生は、短期大学の勉学に耐えうる十分な基礎学力を有し、保育者を目ざして日々勉学に励んでいる。一方において、一部ではあるが、十分な基礎学力が定着しているとは言い難く、日常の学習に若干の困難をきたしている学生も存在している。

本学では基礎学力の向上が学習成果獲得の根本であるとして、平成26年度から入学直後のオリエンテーションの場で、学生に対して、保育基本用語30間による、基本的漢字の「書く力」と、児童憲章の一節を聴きとって書く「聴写力」を測定している。この結果から、学生の基本的学力の概要を把握し、高等学校までに習得すべき基礎学力を補完する「補習教育(リメディアル教育)」に取り組んでいる。

また、不定期ではあるが、授業の空き時間となる日の第4限に学力補完指導を行っている。特に重点的に取り組んでいるのは、教育・保育実習の指導案作成等に必要な「主述が整い、的確に漢字を使用し、読み手に正確に伝わる基本的な文章作成能力」の養成である。同時に、学生のコメント力の向上についても、多くの場の設定やアクティブラーニングの手法開発等にも取り組まなければならない。

今後は指導内容と方法をなお一層進化させ、より教育効果を向上させるための、指導体制の確立と学生の実態に即した指導内容の整備が課題となる。学生が「分かった」ことを通して自己の進歩を実感し、学力向上を通して自己信頼感を醸成し、専門的知識や技能・実践力を身に付け、更には社会人としてのマナーやコミュニケーション能力向上等につなげ、学習成果の獲得に至るものと考える。

また、各科目担当者がそれぞれ、基礎学力が不足する学生に対しての個別指導を続けている。

学年担当、学生課、厚生課の教員が、日々、学生の学習や生活の悩みなどの相談に乗り、 適切な指導助言を行っている。原則、毎週木曜日放課後に、オフィスアワーを設定し、研 究室や空部屋等で、全常勤教員が学習相談等に適宜対応している。なお、教員の都合がつ けば、他の曜日の放課後でも随時対応できるようにしている。

また、学生の生活充実度調査(備付-18)をもとに、学生全員を対象とする個別定期教育相談を、毎年5月から7月にかけて、常勤の教員全員で分担して実施し、学習成果の獲得に向けての学習支援等も含めて個別相談に応じている。更に、学生相談室を設置し、専門カウンセラーを配置し、学生が必要とするときには、いつでも相談できるようにしている。

本学では、通信による教育は行っていない。開設の予定も現時点ではない。 これまで留学生の受け入れや留学生の派遣の実績はない。必要な事案が生じた場合には、 即対応するように協議している。

学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき、毎年、学習支援の方策を点検し改善 に努めている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。] ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する 体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整

えている。

- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

<区分 基準 II-B-3 の現状>

学生支援については、学生課・教務課・厚生課がそれぞれの立場から、全教職員が一丸 となって学生支援を実施している。本学の現状を概説すると次のようになる。

① 学生課

学年担任(各学年3名ずつ配置)を通じて、日直当番・ゴミ分別など学生の大学生活に関する日頃の基本的な事についての指導や学習支援・生活支援をしている。

学年担任は、毎日の出席確認や欠席者への電話連絡等によって、欠課が増えないようにきめ細かく支援を続けている。欠課が多くなる学生については、学生の事情を把握しながら、欠課回数に応じた履修指導や学習相談に応じている。

学生の日直当番は3名ずつの輪番制で、授業開始・終了時の号令・挨拶、学年日誌の記入、使用教室のゴミ分別・処理の仕事を割り当て、将来の保育者として、協力し合い責任のある仕事を果たすように指導している。

就職関係は、「キャリアガイダンス」(1・2年)の授業を3名で担当している。また、 求人斡旋、面接や書類の書き方等、就職に関わる一切の支援をしている。

学生会関係では、レクリエーション大会や学園祭をはじめ、学生会に関するすべての 活動を支援している。

教育相談関係では、学生の心身の問題や悩み等の相談を担当し支援している。

- ② 教務課では、履修関係の支援をしている。履修届から履修状況、単位修得、免許・ 資格取得まで対応している。
- ③ 厚生課では、宿舎関係、奨学金関係、ボランティア関係、アルバイト関係を支援している。

平成 25 年度から、従来の非常勤カウンセラーではなく、常勤カウンセラーを配置した。 学生相談室や学生支援室において、学生支援に力を注ぐ努力をしている。

また、毎週1回の常勤教職員定例打合せにおいても、課題を抱えている学生や気になる 学生についての情報交換をし、教職員全員で情報を共有し、一人一人の学生に対しての学 習支援・生活支援に活かすようにしている。

本学は、2年間で幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得するため、カリキュラムが非常に過密で、授業の空き時間がほとんどないのが実情である。また、地理的立地条件から交通機関などの関係でどうしても通学時刻に縛りが出てくる。こうした諸々の条件から日常的な活動としてのサークル活動がなかなかできない状況にある。そのため、クラブ活動は実施していない。しかし、学生は少ない時間を活用して、有志によるハンドベル愛好会をはじめとする愛好会活動を地道に行っており、学園祭や地域行事やボランティアなど様々な機会を活用し、活動の成果を発表している。学生自らや要請に応じて地域に出向き、活動成果を披露し、地域貢献を果たすと共に、非常に好評を博している。

既述した学生会関係の支援体制は、学生課の学生会担当として位置付けた教員3名を配

置し、支援に当たっている。

学生会は、会長、副会長、書記、広報、行事担当委員、学年委員などで組織され、主催する行事は、学生総会、一日行事でのレクリエーション大会、学園祭、卒業を祝う会などがある。特に、2年生は実習が多いため限られた活動時間ではあるが、学生会役員を中心として意欲的に活動をしている。今年度は、新型コロナウィルス感染防止のために、諸行事は縮小開催となったが、学生会役員の創意工夫のもと学生と教職員全員が交流を図ることを目的とした交流会行事を実施した。準備期間や活動時間を極力縮小しつつも充実した内容となるよう工夫し、同窓会からの運営助成金を活動費に加え盛大に実施することができた。学生会のリーダーシップのもと参加者全員が感染症対策の徹底に努めることができた。

本学は、一学年50名の小規模単科短期大学であり少人数である。食堂や売店などはその維持が難しく、設置していない。毎週、水曜日に飲料店、木曜日にパン工房が来学し、学生・教職員に販売している。週4回(木曜日以外)、事務職員が弁当の注文を取りまとめ、希望者に斡旋し便宜を図っている。1号棟の学生ホールは、2階・3階の2か所に設置し、休息・飲食用の備品を常時配置し、学生の休息に当たらせている。また、2号棟の学生ホールは、学習支援・生活支援の場として、授業や自主学習など、休憩時や放課後にも活用している。

また、男女別更衣室にロッカーを設け、学生に利用させている。

平成26年度に男女共学となり、男子学生の受け入れを開始したが、男子更衣室を直前に新設し、男子トイレを増設した。平成27年度には、男子更衣室を広い部屋に改修し、定員を超える59名の入学生のうちの女子入学生の要望により女子更衣室を増設した。学生のために快適な環境を推進するため、教室のLED照明工事を行った。平成28年度には、昇降口の改修(自動ドア・下足箱の新設)をした。

本学独自の学生寮はない。自宅外通学の学生については、本学学生専用のアパートを、学生寮「さくらハイツ」として利用している。部屋数は限られていて、不足分は、不動産業者を介して大学近隣のアパート等を斡旋している。今後とも、遠距離出身者への更なる配慮が必要である。

本学独自の通学バスは所持していない。従って、学生は電車(古川駅より徒歩約15分)、マイカー、自転車、徒歩などにより通学をしている。

学生用駐車場は大学敷地内に設置している。平成21年度の体育館新築に伴って更に多くの駐車スペースが確保されている。また、駐輪場も完備している。

本学学生の奨学金利用は、主として日本学生支援機構の奨学金である。

令和4年度の日本学生支援機構奨学金利用学生数は1年生31名、2年生27名、合計58名で、全学生の63.0%になっている。

国の高等教育修学支援制度については、機関要件の確認申請を行い、令和元年9月にその認可を受け、対象機関として公表され、利用奨学生に対応している。

なお、本学独自の奨学金制度は、設けていない。

これら奨学金に関係する担当は、厚生課奨学金係の教職員3名である。

また、本学独自の経済支援として、授業料減免規程に基づいて、東日本大震災や経済的理由などで、経済的に困難な学生に対して、授業料の減免措置を行っている。

<本学独自の授業料の減免措置>

	平成 2 8	平成 2 9	平成30	平成31
	年度	年度	年度	年度
震災	3名	1名	2名	3名
経済的	19名	9名	9名	10名

なお、令和2年度から高等教育の修学支援新制度が始まり対象機関に認定された。それによって給付型奨学金を申請し採用され、学校独自の授業料減免の対象者がすべてこの給付型奨学金を受給することとなったため、本学独自の授業料減免者は0名であった。

〈給付型奨学金受給者数〉

	1年	2年
第I区分	4	6
第Ⅱ区分	2	1
第Ⅲ区分	4	1

また、授業料納入の納付期限延長や分割納入の制度があり、期限納入の延期や分割ができるようにしている。現在、経済的に厳しい学生が増加しており、授業料納入も滞ることがあり、更にきめ細かな支援が望まれている。なお、令和6年度から、入学試験に関する特待生制度を設定し、入学金の一部免除を実施する予定となっている。

本学では、毎年4月に、全学生・教職員対象に定期健康診断を実施し、以後の学習・生活に備えている。

メンタルヘルスケア及びカウンセリング体制については、心理学の学位を修め、教育相談及びカウンセリングの実績をもつ女性教員1名。また、初等・中等教育機関で生徒指導に関して長年のキャリアを持つ男性教員2名を配置している。以上の3名が中心となり、学生が相談しやすい環境を整えている。更に、学生のみならず、保護者支援も実施しており、関係機関との連携もスムーズに行われている。

補足であるが、本学の学生の健康管理、メンタルヘルスケアでは『メンタル不調者』、『生活上の悩み』、『大学生活上の悩み』の3つに分け対応を図っている。『メンタル不調者』は医療機関と連携し、対応を図っている学生であり、『生活上の悩み』及び『大学生活上の悩み』は関係機関と連携していない学生と分けている。年々、相談件数は増加傾向にある。

平成25年度から、従来の非常勤カウンセラーではなく、常勤カウンセラーを配置し、 学生相談室や学生支援室において、学生支援に力を注ぐ努力をしている。

また、毎週1回の常勤教職員定例打合せにおいても、課題を抱えている学生や気になる学生についての情報交換をし、教職員全員で情報を共有し、一人一人の学生に対しての学習支援・生活支援に活かすようにしている。

本学における学生のプライバシーに関わる情報等の記録は、

① 生活状況調査綴り(備付-26)② 学生相談記録簿(備付-27) ③ 学生調書 ④ 学生顔写真 ⑤ 就職関係個表(備付-28) ⑥ 成績記録簿 などがあるが、 それぞれの担当者が耐火金庫に保管し、管理は事務長とし、持ち出し等は基本的に事務長 の許可を要する。

毎年5~6月頃に、全学生を対象とした大学生活充実度調査(備付-18)を実施している。

調査内容は、次の通りである。

- (1) あなたは、現在、大学生活全体について、充実感をもって通学していますか。
- (2) あなたは、大学で学友との交友関係(相談相手、話し相手)について、充実(満足)していますか。
- (3) あなたは、日々の講義について、充実していますか。
- (4) あなたは、日々の福祉活動について、充実していますか。
- (5) あなたは、日々のアルバイトについて、充実していますか。
- (6) あなたは、日々の自主学習・自主練習について、充実していますか。
- (7) あなたの不安や悩みについて教えてください。
 - ① あなたは、現在、不安や悩みはありますか。(ある・ない)
 - ② ①で「ある」と答えた人⇒誰に相談しますか、相談したいですか。

(友人・家族・教師・カウンセラー・その他)

③ ①で「ある」と答えた人⇒現在、どんな悩みや不安がありますか。 令和4年度の調査結果は次の通りである。

(1年生:5月実施 2年生:6月実施)

※5段階評価:5(充実している)⇔1(充実していない)

<令和4年度 大学生活充実度調査結果>

	評価	(1) 生活 全体		(2) 交友 関係		(3)	講義		福祉 活動		アルバ	(6) E	自主 学習
	段階	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
		数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)
1	5	20	42.6	33	70.2	21	44. 7	8	17.0	11	23. 4	8	17. 0
年	4	21	44. 7	10	21.3	20	42.6	11	23. 4	7	14. 9	27	57. 4
生	3	4	8.5	4	8.5	6	12.8	9	19. 1	21	44. 7	8	17. 0
	2	2	4. 3	0	0	0	0	4	8. 5	5	10.6	4	8. 5
	1	0	0	0	0	0	0	15	31. 9	3	6. 4	0	0
	合計	47	100	47	100	47	100	47	100	47	100	47	100
	評価 平均		4. 3		4. 6	4	4. 3		2.9		3. 4		3.8
		(1)	生活	(2)	交友	(3)	講義	(4) 福祉		(5) アルバ		(6)自主	
	評価	-	全体	B	 			;	活動	/	イト	<u> </u>	学習
	段階	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
		数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)
2	5	7	15. 6	22	48.9	8	17.8	4	8. 9	9	20.0	6	13. 3
年	4	30	66. 7	17	37.8	25	55.6	13	28.9	16	35.6	20	44. 4
生	3	7	15.6	3	6. 7	11	24. 4	14	31. 1	13	28.9	14	31. 1

	2	1	2. 2	3	6. 7	1	2.2	12	26. 7	3	6. 7	4	8.9
	1	0	0	0	0	0	0	2	4. 4	4	8. 9	1	2. 2
	合計	45	100	45	100	45	100	45	100	45	100	45	100
評価平均			4. 0	2	4. 3	ć	3. 9		3. 1		3.5		3. 6

(7) ①不安や悩み・・・1年生 ある: 4名(8.5%) ない:43名(91.5%)

2年生 ある:16名(35.6%) ない:28名(62.2%)

無答: 1名(2.2%)

②相談相手・・・・1年生 友人・家族・教師・その他

2年生 友人・家族・教師・その他

③不安や悩みの内容・・・1年生 勉強・授業・就職・人間関係 など

2年生 就職・実習・人間関係 など

(1)生活全体については、1年生の評価平均 4.3、2年生の評価平均 4.0 であり、まずまず充実していると回答している。(2)交友関係については、1年生の評価平均 4.6、2年生の評価平均 4.3 であり、友達と仲良く生活していると答えている。(3)講義については、1年生の評価平均 4.3、2年生の評価平均 3.9 であり、まずまずと言える状況である。

(4)福祉活動については、1年生の評価平均 2.9、2年生の評価平均 3.1 であり、積極的な学生と消極的な学生に二極化している傾向がある。また、新型コロナウィルスの感染が懸念されるため、ボランティア活動が中止や縮小されていることも大きく影響していると思われる。(5)アルバイトについては、1年生の評価平均 3.4、2年生の評価平均 3.5ではあるが、新型コロナウィルスの感染が懸念されるため、アルバイトも中止や縮小されていることが大きく影響しているため、学生の意欲に反してアルバイトができない状況にあると思われる。(6)自主学習・自主練習については、1年生の評価平均 3.8、2年生の評価平均 3.6 であり、授業の予習復習、ピアノ練習に取り組んでいる。ただし、その時間数としては、まだまだ十分とは言えない状況である。(7)不安や悩みについては、「ある」と答えたのは、1年生8.5%、2年生35.6%であり、学年が上がるに連れて、不安や悩みが増してくる傾向がある。2年生は、差し迫った実習の不安や、将来の就職についての不安・悩みが多い。相談相手は、1・2年生ともに、友人や家族が多い。

毎年、事前に調査した生活充実度調査の資料を基に、全学生対象に、個別学生相談(備付-27)を実施している。調査結果で、不安・悩みは「ない」と答えた学生でも、深刻な課題を抱えている場合もあり得るので、(1)~(7)の調査内容について、個人ごとの回答用紙を見ながら、丁寧に確認するようにしている。併せて、生活状況調査と就職調査票の内容についても、確認しながら、学生の思いや願いについて、聴き取るようにしている。

この相談結果については、毎週の定例打合せの時に全教職員で共通理解を図り、学生の課題や要望の実現に向けて努力している。また、日頃の授業や各種行事、学生会活動、日常の会話などを通して学生の意見や要望の聴取に努めている。

また、短期大学基準協会の「短期大学生調査」を実施しその結果を、学生支援のあり方について活用している。

留学生については、これまで在籍していない。

社会人は、学生募集要項(提出-8,9)の社会人選抜要項に基づき、総合型選抜、一般 選抜と並行しての社会人選抜によって入学している。社会人学生の学習を支援する体制は 整備しているが、自ら職を辞してから入学を希望する社会人学生が多い現状である。社会 人学生が入学しやすい環境を整えるため、授業料の減免制度を導入し、経済的支援を行っ ている。

これまでの社会人学生の学習状況としては、短期大学や4年制大学を卒業してから入学した者もおり、現役学生の模範となっている。講義に追いつけていない社会人学生に対しては、パワーアップ講座や担任による個別指導を実施しており、学習支援の体制を整えている。

障がい者対応の施設としては、正面玄関にはスロープ、体育館にはスロープ・車いす用トイレを設置している。2・3階へは階段しかなく、障がい者の移動については難しい。 特定科目についての聴講生には対応しているが、長期履修生に対応できるようにはなっていない。

前述しているが、関連科目の「福祉活動」では、日頃学習している専門知識・技能を活用し、社会性を身につける機会として、ボランティア活動を積極的に奨励している。2年間で10回(1回3時間)のボランティア活動で、1単位を取得することができるようにしている。毎年、卒業生のほぼ全員がこの単位を修得している。この科目の学習のまとめとして、2年生全員で「ボランティア感想文集」を作成し、2年生全員に配付している。

ボランティア担当者 2名が、年度始めの学生に対するオリエンテーションにおいて、社会的活動の意義や実践に当たってなどの指導や助言をし、本学として推奨している。特に、1年時には、ボランティア活動を主催する団体が直接説明をする場を設定し積極的な活動ができるように促している。ただし、1年生のオリエンテーション時に「主催団体からの説明会」を実施してきたが、コロナ禍における参加自粛や中止の状況が3年続いている。今後のコロナに対する見通しを含め、開催時期や内容の検討を図り活動の充実に繋げる工夫が必要である。

学生はこれまで、「乳幼児など子どもとのかかわりを大切にする活動」、「自然や環境を守る活動」、「高齢者や障がい者を補助する活動」、「社会貢献募金活動」などを実践してきた。

ボランティア実践に当たり、各主催団体からの内容等の資料を学内にポスターにし掲示するとともに、学生自身が地元の情報や友人・知人等からの情報を得るように助言をしている。また、各学年が集まる機会をとらえ、ボランティア活動に関する情報を紹介している。更に、各学生の実践回数一覧を掲示することにより、互いに刺激しあい積極的な活動を促している。

学生が実践した主催団体からは、学生の積極的な活動に対して「称賛の声」をいただいている。高校生や中学生を含んだ活動では、学生が後輩に指示や助言を与えるなど頼もしい姿が見られたと、わざわざ来訪し直接話された団体もあった。

この他に、2年生の専門科目「身体表現」で学習している「誠真ソーラン」を、「大崎市古川シルバーフェスティバル」や「大崎地方青年文化祭ユースフェスティバル」で毎年披露し、高齢者、地域の人々の好評を博している。ただし、今年度も、新型コロナウィルス感染防止のために、諸行事は中止となっている。

また、学生の中には放課後や長期休業を活用し、地域の幼稚園の「預かり保育」の保育

補助や障がい児者サポートセンターの職員補助などに積極的に参加している。園や施設からの称賛の声をいただいている。学生会ボランティアを中心に、学内や周辺の緑化・清掃にも力を入れている。学生の学校行事や地域活動、地域貢献、ボランティア活動等については、学内掲示板やホームページにその活動ぶりを掲載し、広く周知しつつ、活動の意欲づけをしている。特に、ボランティア回数が多かった学生に対しては、卒業式後に、学長からの特別表彰を行い励ましている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の 就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準 II-B-4 の現状>

本学は、就職支援のための教職員を組織している。本学独自で開講している関連科目「キャリアガイダンス」では教員3名を配置している。主に、就職支援や就職相談を行う3名は、初等・中等教育に長年のキャリアを持っている。

本学は学生支援室を設けている。学生は常時求人の閲覧ができる。また、学生支援室では、常勤の教員がいるため就職に関する相談を受けることができる。

本学では関連科目「キャリアガイダンス」を設定しており、就職活動に関するノウハウを指導している。

就職相談支援については6名の教職員が対応している。また、面接指導は、教職員全員でフォローしている。教職員全員で対応しているため、12年連続で就職希望者の就職率は、100%を達成している。

例年、少人数ながら大学編入学希望者がいるが、県内の一部の4年制大学から指定校推 薦を受けている。また、編入学実績としては私立大学が圧倒的に多い状況である。

就職地域としては、「大崎市内」、「大崎地域(大崎市以外)」、「登米市」、「栗原市」、「石巻市」といった宮城県北部。「仙台市」、「仙台市周辺」、「首都圏」、の都市部。そして、「県外(首都圏以外)」に分けて、就職状況をまとめている。

過去5年間の就職状況・進路先一覧、就職地域別一覧(備付-29)については、次の表の通りである。

<過去5年間の就職状況>

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
卒業生	52	41	36	46	45

宮城誠真短期大学

就職希望者	49	41	34	42	45
就職決定者	49	41	34	42	45
未決定者	0	0	0	0	0
就職率 (%)	100	100	100	100	100

<過去5年間の進路先一覧>

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公立幼稚園	2	0	0	0	0
私立幼稚園	7	4	5	11	5
公立保育所	2	2	4	2	1
私立保育所	28	24	16	18	28
児童館	1	1	0	0	1
福祉施設	6	5	3	5	4
介護施設	3	0	2	0	0
こども園	0	5	3	5	5
学校事務	0	0	0	1	0
一般企業	0	0	0	0	1
大学編入学	2	0	1	1	0
家事従事	1	0	1	3	0
卒業生	52	41	36	46	45

<令和4年度 就職地域別一覧>

	大崎市	栗原市	石巻市	仙台地区	県外(東北、
	遠田郡	登米市	東松島市	気仙沼市、	関東)
	加美郡			南三陸他	
人数	21	6	10	4	4
%	46. 6	13. 3	22. 2	8. 9	8. 9

前述したとおり、卒業生や進路先からの評価結果については、現在の学生にその評価結果を伝えながら、未来の保育者としての自覚を促す貴重な資料として活用している。更に、評価結果を分析・検討し、就職支援に活用している。

編入学及び留学を希望する学生には進学指導を実施している。小論文対策や面接指導を 実施する他、進学先の情報を提供している。これまでの大学編入学実績としては、仙台市、 石巻市、東京都の私立大学に進学をしている。なお、留学の希望や実績はない。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

基準Ⅲ(教育資源・財的資源)とも関連するが、施設設備、技術的資源の更なる充実が必

要である。人的資源としても、事務職との兼務ではない専任の教員・事務職員の増員が更に望まれる。なお、今年度は、専任の事務職員を1名増員している。来年度は、兼任ではあるが教員1名を増員する予定である。

教職員は、授業改善や資質の向上に向けて、FD活動・SD活動に積極的に取り組んでいるが、効率よく充実を図るためにも工夫をし、更に学習成果の獲得を目指し、計画的に進めていく。

図書室の蔵書の種類と冊数の増加については、学生や教員の要望に十分に応えられるよう、更に選書の検討をすすめていく。

コンピュータ環境については、授業や学校運営に活用しているが、利用技術の向上のための研修機会を定期的に設定し、更に利用を促進する努力をしていく。前回の認証(第三者)評価の課題指摘事項であった、学内LANの整備、マルチメディア教室の整備については完了しているが、更に整備内容の充実に向けて検討していく必要がある。

入学試験での基礎学力の確実な把握が更に必要となる。一部とはいえ、アドミッション・ポリシーに明示する基礎学力の定着という本学の要求を満たしていない学生が入学している現状がある。基礎学力の水準を本学で明確に設定し、入学試験時に有効に活用できるものにすることが望ましい。

取り組みが緒に就いたところではあるが、入学後において、本学が養成しようとする保育者の資質を学生個々が確実に備えることが可能となる前提としての基礎学力の定着により効果が期待できる取り組みが必要である。

基礎学力が不足している学生に対しては、放課後や空き時間に、基礎学力向上講座等を実施しているが、更に補習・補完教育を計画的に実施していく。今後は、指導内容と方法をなお一層進化させ、より教育効果を向上させるための、指導体制の確立と学生の実態に即した指導内容の整備が課題である。また、入学生に対する入学前教育、入学後教育についても、きめ細かい支援を続けていく必要がある。各種検定試験の斡旋や奨励も進めていく。進度の速い学生や優秀学生に対しての学習支援についても、更に計画的に取り組んでいく。

学生の生活支援については、学生課・教務課・厚生課を中心として、全教職員が一丸となって学生支援を実施しているが、組織の体制を生かした更にきめ細かな対応をしていく。 2年間での免許・資格取得のために、時間的余裕のない学生が、学園行事や学生会の活

平成29年3月に完成した2号棟の活用により、学生にとって快適な学習・生活環境を 推進しているが、学生のキャンパス・アメニティに向けて、学生の声に耳を傾け、さらな る充実が望まれる。

動を更に積極的にできる支援が一層必要である。

県外出身者や遠距離通学者に対応するように、宿舎の斡旋や通学の便宜に更に力を入れていく。

本学独自の授業料減免制度を実施しているが、更に、本学独自の奨学金制度についても 検討していく必要がある。なお、来年度から、入学試験に関する特待生制度を設定し、入 学金の一部免除を実施する予定となっている。

学生の健康管理、メンタルヘルスやカウンセリング体制を整えているが、更に、学生の 考えや願いを聴取し、対応していく。

入学前の経験や年齢の大きく異なる社会人学生に対しては、一人一人に応じた学習支援 に更に力を入れていく。

障がい者の受入れのための施設の整備については、1 階部分については対応しているが、 今後、更なる整備を検討していく必要がある。

科目履修については可能であるが、長期履修生を受け入れる体制は整えていないので、 整備を検討していく。

ボランティア活動について、例年実施していた1年オリエンテーション時の「主催団体からの説明会」は、コロナ禍における参加自粛や中止の状況が3年続いている。今後のコロナに対する見通しを含め、開催時期や内容の検討を図り活動の充実に繋げる工夫が必要である。できる限り固定化せずに幅広い分野からの説明ができるように考えていきたい。また併せて幅広い分野の活動ができるよう、情報収集にも努めていくとともに、主催団体からの声(活動の様子・感想等)を学生に紹介することや掲示する機会を多く設け、更に積極的に活動し地域にも貢献できるよう促していきたい。学生には2年間で10回程度の活動実践を促しているが、更に積極的に活動できるよう推奨していきたい。また、本学職員が主催団体に出向く機会を多く設け、学生の活動状況等についてより多く情報を得るようにしていきたい。

就職希望者の就職率は12年連続100%を達成しているが、これを維持するための努力が必要である。少人数教育で単科短期大学である本学では、マンパワー不足のところも見受けられるので、今後、担当職員の採用などを検討していく。進学に関しては、編入学できるよう体制を整備していく。

<テーマ 基準 II-B 学生支援の特記事項>

なし

〈基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画〉

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の 実施状況

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針および入学者受入れの方針については、一体的に策定し、明確に示し公表している。今後も、自己点検・評価活動の中で、 内容や文言についての点検・見直しを定期的に続ける。

卒業生の就職先や外部からの評価や情報によって、保育者養成を目的とする卒業認定・ 学位授与の方針の社会への通用性は十分に確認されている。更に質の高い保育者養成に向 けて教育活動を続けている。

平成31 (令和元) 年度の新教職課程・新保育士養成課程の開始に当たっては、これまで、教職員全員で会議を重ね、科目の新設・廃止等を決定した。今後も、科目編成については、自己点検・評価活動の中で、見直しを図っていく。

教員配置は、実務経験のある教員や教員数を含め適材適所となっているが、教員が事務職を兼務していることもあり、更に職務内容の分担を見直し改善している。学生の学びを充実させる一環として、実際の教育・保育現場を経験している講師の更なる活用を図っている。

入学者受入れの方針を、徹底して周知できるように、オープンキャンパスや高校の進路 ガイダンス等での丁寧な説明に力を入れている。現在実施している入学前教育としての入 学前課題についても見直しを図り、更に入学前の学習成果の把握と指導を確かなものにし ている。入学者選抜の方法については、入学定員数50名を充足するように選抜方法の在 り方を工夫改善している。

教員は、教育目標に対応した科目の到達目標(シラバスに記載)達成に向けた学習成果 を評価し、学生による授業評価も前期・後期に実施しているが、授業評価の内容とさらな る効果的な活用を工夫し、授業改善に役立てている。

学習成果については、具体的な内容を検討し明示しているが、更に見直しを図り、学習成果の査定(アセスメント)についても、更に判断材料を整理し、総合的に査定できるようにしている。

例年、6月に実施していた進路先・卒業に対するアンケート調査については、進路先の 意向もあり、実施時期を遅い時期に変更している。学生の卒業後評価への取り組みについ ては、更に、聴取方法の工夫と聴取結果の効果的な活用を図り、学習成果を点検している。 現在、中止せざるを得ない状況であるが、ホームカミングデーについても、多くの卒業生 が来学しやすい時期や時間、実施内容を検討している。

人的資源、施設設備、技術的資源それぞれの更なる充実が必要であり、人的資源としては、事務職との兼務ではない専任の教員・事務職員の増員を計画的に検討している。なお、今年度は、専任の事務職員を1名増員している。来年度は、兼任ではあるが、教員1名を増員する予定である。

教職員は、授業改善や資質の向上に向けて、FD活動・SD活動に積極的に取り組んでいるが、効率よく充実を図るためにもその内容を工夫し、学習成果の獲得を目指し、計画的に進めるようにしている。

学生の授業アンケートについては、科目に即した質問項目と質問内容の再検討、アンケート結果を確実に授業にフィードバックさせる方策の提示、アンケート自体の信頼性、妥当性向上策を探るなど、授業のより一層の質向上を期した改善に取り組んでいる。

図書室の蔵書の種類と冊数の増加については、学生の要望に十分に応えられるよう、選書の検討をすすめている。コンピュータ環境については、授業や学校運営に活用しているが、利用技術の向上のための研修機会を定期的に設定し、効果的な利用を促進している。

前回の認証(第三者)評価の課題指摘事項であった、学内LANの整備、マルチメディア教室の整備については完了しているが、更に整備内容の充実に向けて検討している。

基礎学力が不足している学生に対しては、放課後や空き時間に、基礎学力向上講座等を実施している。指導内容と方法をなお一層進化させ、より教育効果を向上させるための、指導体制の確立と学生の実態に即した指導内容の整備を進めている。入学試験での基礎学力の捉えと確実な把握が必要であるが、入学生に対する入学前教育、入学後教育について、きめ細かい支援を続けている。各種検定試験の斡旋や奨励も進めている。進度の速い学生

や優秀学生に対しての学習支援についても、一人一人に応じて対応している。

学生課・教務課・厚生課を中心に、全教職員が一丸となって学生支援を実施し、組織の体制を生かしたきめ細かな対応をしている。

2年間での免許・資格取得のために、時間的余裕のない学生が、学園行事や学生会の活動を更に積極的にできるように支援を工夫している。

平成29年3月の2号棟の完成により、学生にとって快適な学習・生活環境を推進しているが、学生のキャンパス・アメニティの充実に向けて、更なる施設設備の整備について検討している。県外出身者や遠距離通学者に対応するように、宿舎の斡旋や通学の便宜に力を入れている。

本学独自の授業料減免制度を実施しているが、更に、本学独自の奨学金制度についても 検討している。なお、来年度から、入学試験に関する特待生制度を設定し、入学金の一部 免除を実施する予定となっている。

学生の健康管理、メンタルヘルスやカウンセリング体制を整えて、学生の考えや願いを 聴取し、適切に対応している。

入学前の経験や年齢の大きく異なる社会人学生に対しては、一人一人に応じた学習支援に更に力を入れている。障がい者の受入れのための施設の整備については不十分であり、 今後、計画的に整備していくように検討する。

障がい者の受入れのための施設の整備については、1 階部分については対応しているが、 今後、更なる整備を検討している。

科目履修については可能であるが、長期履修生を受け入れる体制は整えていないので、 整備を検討している。

ボランティア活動については、1年オリエンテーション時の「主催団体からの説明」を幅広い分野からにしている。ただし、この「主催団体からの説明会」は、コロナ禍における参加自粛や中止の状況が3年続いている。今後の新型コロナに対する見通しを含め、開催時期や内容の検討を図り活動の充実に繋げる工夫が必要である。また幅広い分野の活動ができるよう、情報収集にも努め、主催団体からの声(活動の様子・感想等)を学生に紹介することや掲示する機会を多く設け、更に積極的に活動できるよう推奨している。学内ボランティアを中心に、学内や周辺の緑化・清掃にも力を入れている。また、本学職員が主催団体に出向く機会を多く設け、学生の活動状況等についてより多く情報を得ている。

就職希望者の就職率は12年連続100%を達成しているが、これを維持するための努力を続けている。また、進学に関しては、私立大学のみならず国立大学に編入学できるよう体制を整備している。

入学者選抜の方法については、入学定員数50名を充足するように、広報活動も含め、 工夫改善を図っている。少人数教育で単科短期大学である本学では、マンパワー不足のと ころも見受けられる。広報・入試事務の人員を増やし、広報活動のさらなる充実を図るよ う検討している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針および入学者受入れの方針については、一体的に策定し、明確に示し公表しているが、今後も、自己点検・評価活動の中

で、内容や文言についての点検・見直しを定期的に続ける。

卒業生の就職先や外部からの評価や情報によって、保育者養成を目的とする学位授与の 方針の社会への通用性は十分に確認されているが、更に質の高い保育者養成に向けて教育 活動を続ける。

平成31(令和元)年度から、新教職課程・新保育士養成課程を開設したが、これまで、 教職員全員で会議を重ね、科目の新設・廃止等を決定した。今年度に向けても経過措置の 新科目開設のために、科目群の移動や科目の廃止を行った。今後も、科目編成については、 自己点検・評価活動の中で、見直しを図っていく。

教員配置は、実務経験のある教員や教員数も含め適材適所となっているが、教員が事務職を兼務していることもあり、更に職務内容の分担を見直し改善する。学生の学びを充実させる一環として、更に、実際の教育・保育現場を経験している講師の活用を図る。

教養教育の内容や実施体制については、更に見直しを続けて指導の充実を図る。

保育者養成校としての職業教育については、更に内容や実施体制を整備し、今後も効果 的な指導の改善に努める。

入学者受入れの方針を、今後も徹底して周知できるように、オープンキャンパスや高校の進路ガイダンス等での丁寧な説明に力を入れる。現在実施している入学前教育としての入学前課題についても見直しを図り、更に入学前の学習成果の把握と指導を確かなものにする。入学者選抜の方法については、毎年見直しを図っているが、今後も、入学定員数の50名を充足するように、高校関係者の意見も聴取しながら、選抜方法の在り方を工夫改善する。

学習成果については、教育目標、卒業認定・学位授与の方針の3つの柱「豊かな教養」「専門的資質」「社会性」に基づき、具体的な内容を検討し明示しているが、更に見直しを図る。学習成果の査定(アセスメント)についても、更に量的・質的データの判断材料を整理し、総合的に査定できるように工夫改善する。

教員は、教育目標に対応した科目の到達目標(シラバスに記載)達成に向けた学習成果 を評価し、学生による授業評価も前期・後期に実施しているが、授業評価の内容と更なる 効果的な活用を工夫し、授業改善に役立てる。

例年、6月に実施していた進路先・卒業に対するアンケート調査については、進路先の 意向もあり、実施時期を遅い時期に変更した。学生の卒業後評価への取り組みについては、 更に、聴取方法の工夫と聴取結果の効果的な活用を図り、学習成果を点検する。ホームカ ミングデーについても、更に多くの卒業生が来学しやすい時期や時間、実施内容を工夫し、 充実させる。

基準Ⅲ(教育資源・財的資源)と関連するが、施設設備、技術的資源の更なる充実が必要であり、人的資源としても、事務職との兼務ではない専任の教員・職員の増員を計画的に検討する。今年度は、専任の事務職員を1名増員した。来年度は、兼任ではあるが、教員1名を増員する予定である。

教職員は、授業改善や資質の向上に向けて、FD活動・SD活動に積極的に取り組んでいるが、効率よく充実を図るためにもその内容を工夫し、更に学習成果の獲得を目指し、計画的に進める。

学生の授業アンケートについては、科目に即した質問項目と質問内容の再検討、アンケ

ート結果を確実に授業にフィードバックさせる方策の提示、アンケート自体の信頼性、妥当性向上策を探るなど、授業のより一層の質向上を期した改善に取り組む。

図書室の蔵書の種類と冊数の増加については、学生の要望に十分に応えられるよう、更に選書の検討をすすめる。コンピュータ環境については、授業や学校運営に活用しているが、利用技術の向上のための研修機会を定期的に設定し、更に利用を促進する。前回の認証(第三者)評価の課題指摘事項であった、学内LANの整備、マルチメディア教室の整備については完了しているが、更に整備内容の充実に向けて検討していく。

基礎学力が不足している学生に対しては、放課後や空き時間に、基礎学力向上講座等を実施しているが、更に補習・補完教育を計画的に実施する。指導内容と方法をなお一層進化させ、より教育効果を向上させるための、指導体制の確立と学生の実態に即した指導内容の整備を進める。入学試験での基礎学力の捉えと確実な把握が必要であるが、入学生に対する入学前教育、入学後教育について、きめ細かい支援を続ける。各種検定試験の斡旋や奨励も進める。進度の速い学生や優秀学生に対しての学習支援についても、更に一人一人に応じて対応する。

学生課・教務課・厚生課を中心に、全教職員が一丸となって学生の生活支援を実施しているが、組織の体制を生かした更にきめ細かな対応をしていく。

2年間での免許・資格取得のために、時間的余裕のない学生が、学園行事や学生会の活動を更に積極的にできるように支援を工夫する。

平成29年3月に完成した2号棟の活用により、学生にとって快適な学習・生活環境を 推進しているが、学生のキャンパス・アメニティの充実に向けて、更に、施設設備の整備 について検討する。県外出身者や遠距離通学者に対応するように、宿舎の斡旋や通学の便 宜に力を入れる。

本学独自の授業料減免制度を実施しているが、更に、本学独自の奨学金制度についても 検討する。なお、来年度から、入学試験に関する特待生制度を設定し、入学金の一部免除 を実施する予定となっている。

学生の健康管理、メンタルヘルスやカウンセリング体制を整えているが、更に、学生の 考えや願いを聴取し、適切に対応する。

入学前の経験や年齢の大きく異なる社会人学生に対しては、一人一人に応じた学習支援に 更に力を入れる。障がい者の受入れのための施設の整備については不十分であり、今後、 計画的に整備していくように検討する。

障がい者の受入れのための施設の整備については、1 階部分については対応しているが、 今後、更なる整備を検討していく。

科目履修については可能であるが、長期履修生を受け入れる体制は整えていないので、 整備を検討する。

ボランティア活動については、1年生のオリエンテーション時に「主催団体からの説明会」を実施してきたが、コロナ禍における参加自粛や中止の状況が3年続いている。今後の新型コロナに対する見通しを含め、開催時期や内容の検討を図り活動の充実に繋げる工夫が必要である。また幅広い分野の活動ができるよう、情報収集にも努め、主催団体からの声(活動の様子・感想等)を学生に紹介することや掲示する機会を多く設け、更に積極的に活動できるよう推奨する。また、今後のコロナ感染による影響が続くことも考慮し、

活動の充実に繋げる工夫が必須となる。本学職員が主催団体に出向く機会を多く設け、学生の活動状況等についてより具体的に把握すると共に、本学での取り組み内容なども同時に伝えていくことに努める。

就職希望者の就職率は12年連続100%を達成しているが、これを維持するための努力を続ける。少人数教育で単科短期大学である本学では、マンパワー不足のところも見受けられる。広報・入試事務の人員を増やし、広報活動のさらなる充実を図るよう検討する。また、進学に関しては、私立大学のみならず国立大学に編入学できるよう体制を整備する。

様式7-基準Ⅲ

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料 なし

提出資料-規程集

- 3 宮城誠真短期大学事務組織及び事務分掌規程
- 4 学校法人誠真学園稟議規程
- 5 学校法人誠真学園宮城誠真短期大学文書取扱規程
- 6 学校法人誠真学園宮城誠真短期大学文書保存規程
- 7 学校法人誠真学園宮城誠真短期大学 公印規程
- 14 宮城誠真短期大学 SD 推進委員会規程
- 19 宮城誠真短期大学研究紀要規程
- 22 学校法人誠真学園 就業規則
- 23 宮城誠真短期大学 教員規程
- 24 学校法人誠真学園 非常勤講師·臨時職員就業規程
- 25 学校法人誠真学園給与規程
- 28 学校法人誠真学園 育児休業規程
- 29 学校法人誠真学園 介護休業規程
- 30 学校法人誠真学園 旅費規程
- 34 宮城誠真短期大学 個人研究費に関する規程
- 36 宮城誠真短期大学教員選考規程
- 39 宮城誠真短期大学研究倫理規程
- 42 宮城誠真短期大学における研究活動に係る不正行為に関する 規程

44 宮城誠真短期大学 FD 推進委員会規程

備付資料 32 教員個人調書

- 33 教育研究業績書 [平成 30 (2018) 年度~令和 4 (2022) 年度]
- 34 非常勤教員一覧表
- 35 専任教員の年齢構成表
- 36 令和 2 (2020) 年度 研究紀要
- 37 令和 3 (2021) 年度 研究紀要
- 38 令和 4 (2022) 年度 研究紀要
- 39 教員以外の専任職員の一覧表
- **40** F D 活動記録 [令和 2 (2020) 年度~令和 4 (2022) 年度]
- **41** SD活動記録「令和 2 (2020) 年度~令和 4 (2022) 年度]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。] ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の 経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担) を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準 の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、保育者を養成する単科短期大学として、文部科学省より幼稚園教諭二種免許状の課程認可を受け、厚生労働省より保育士養成施設としての認可を得ている。平成30年度末にそれぞれ再課程の認可がなされ、平成31(令和元)年度から新教職課程、新保育士養成課程による教育課程の内容・方法等を基に教育を展開している。教員の異動等により組織変更が生じた場合は、その都度組織の整備を図り、関係機関への届出あるいは認可を得ている。

本学は入学定員50名の認可である。短期大学設置基準第22条別表第1のイの規定では専任教員数は6名以上を配置する必要がある。令和4年度の現員数は8名である。

また、幼稚園教諭・保育士養成に当たっての教育職員免許法・教育職員施行規則、児童福祉法に基づく保育科の教育課程編成・実施の方針により、教員(専任教員と非常勤教員)を配置している。専任教員は教授3名、准教授1名、講師4名である。(「短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1」では、教授数は2名以上の配置が必要である。)非常勤教員数は14名である(備付-34,35)。専任教員の職位、教育実績・研究業績の経歴(備付-32,33)など短期大学設置基準を充足している。教員採用については、本学の使命とする有為な保育者の養成という目的に鑑み、特に教育現場での実績を重視して採用し、保育の場での実践につながる教育力、保育力を養成することに力を注いでいる。

これらの教員の採用は、就業規則(提出-規程集 22)、大学教員選考規程(提出-規程集 36)に基づき行っている。採用にあたっては短期大学設置基準の規定を充足することを前提とし、教員資格審査委員会の答申による教授会の審議を経て学長の申請により理事長が行う。非常勤教員は、科目の専門領域の実務経験を有しており、大学教員選考規程を準用して行う。

教授、准教授などの昇任についても同様に、選考規程に基づき審査委員会に提出し資格 審査を行い教授会の審議を経て学長の申請により理事長が行う。

ただし、研究業績や著作物発表など選定基準が必ずしも明確ではなく、規程の内容の整備が課題となっている。補助教員は、配置していない。

また、一巡目の第三者評価において話題となった女子専任教員の配置や若手教員の採用などについては、平成25年度に30代の男子専任教員を1名配置し、平成29年度と令和2年度には女子専任教員1名ずつを配置し、課題化されている教員組織のバランス問題について一歩ずつではあるが解決に努めている。今後も一層バランスある教員組織をめざして努力していく必要がある。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を 行っている。]

- ※「当該区分に係る自己点検・評価のための観点]
 - (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
 - (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
 - (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
 - (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
 - (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
 - (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
 - (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
 - (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
 - (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
 - (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

平成23年3月11日の東日本大震災は本学の研究活動に大きく影響を及ぼした。大震災によって、教員の研究室が大きな被害を受け、研究活動に不便を強いられた。しかし、 平成28年度末に、研究室10室と学生ホールを兼備した2号棟が完成し、教育研究活動と学生支援に活用できるようになっている。

このような状況の中、本学においては教育課程編成・実施の方針に基づいた研究活動に取り組んでいる。今年度は、日常の教科指導の実践や研究分野関連、進路指導、学生指導の今日的課題等をふまえた論文や研究ノートが、研究紀要(備付-36,37,38)として発行の運びとなっている。年を追って論文発表数が増加傾向にあることは研究への意識上の表れであると言える。研究活動については、学会発表及び学術ジャーナルは国立国会図書館に寄贈され、一部の論文はCiNii Articlesで検索することができる。本学研究紀要については宮城県立図書館に寄贈し、公開されている。専任教員のみならず兼任教員を含め、日本保育者養成教育学会、日本医療保育学会や小児栄養研究会、全国学生相談研修会、日本福祉心理学会、日本精神保健福祉学会、東北公衆衛生学会などへ参加し、発表・研修も積んでいる。

個人論文に関して投稿した学術ジャーナルは、『精神保健福祉学』及び『保健福祉学』「保

育者養成教育研究」「福祉心理学研究抄録集」であり、令和3年度は、「宮城県と青森県の教育行財政の比較」の研究を「日本福祉心理学会」でポスター発表している。また令和4年3月「日本保育者養成教育学会」において「時間生物学を活用した療育活動」をweb発表し、「プログラム抄録集」に掲載されている。

本学の論文の引用実績については、『鳴門教育大学学校教育研究紀要第33号』『中部学院大学・中部学院大学短期大学部教育実践研究第5巻』『帯広大谷短期大学地域連携推進センター紀要第7巻』に4件の論文等が引用された。なお、『帯広大谷短期大学地域連携推進センター紀要第7巻』では、本学の研究紀要が引用されている。引用についてはGoogle scholarやCiNii Articlesなどで確認できる。引用された論文については以下の通りである。

論文引用実績

著者	雑誌名	論文名	引用された論文
高橋眞琴・石黒慶太	鳴門教育大学学校教 育研究紀要第33号	チーム学校の組織化 から見るスクールソ ーシャルワーカーの 役割	小玉 幸助・大竹 伸 治・森谷 就慶他(2 018)「スクールソ ーシャルワークに関 する経済分析:不登校 児童・生徒を対象とし た経済学的分析:スク ールソーシャルワー カーの必要性につい て」 保健福祉学研究
西垣吉之・梅田裕介	中部学院大学·中部学院大学短期大学部 教育実践研究第 5 巻	保育者養成課程において育みたい資質・能力に関する研究 一 幼児理解を深めるという観点から 一	小玉 幸助 (2019). 「気になる子」と特別 支援教育上中修 (編 著) Professional を めざす保育者論 教育 情報出版
阿部好恵・滝澤真毅	帯広大谷短期大学地 域連携推進センター 紀要第7号	保育士養成における 「実習前評価システ ム」の開発 -社会福祉士養成の 擬似 CBT を活用して	小玉 幸助・村上 金 男・大平 雅弘・小松 督記・齋藤 寧 (2017):保育士版 OSCE の開発とその試 みー宮城誠真短期大 学の保育指導方法ー. 宮城誠真短期大学研 究紀要,第8
阿部好恵・滝澤真毅	帯広大谷短期大学地 域連携推進センター 紀要第7号	保育士養成における 「実習前評価システ ム」の開発	小玉 幸助 (2018)「保 育士の質向上を目的 とした保育士版 CBT

-社会福	祉士養成の	(computer-based	
擬似 CBT	を活用して	testing)	の研究開発
_		—N-CBT ≠	ķ通試験の開
		発をめざ	して一全国
		保育士養原	成協議会東
		北ブロック	ク個人研究
		助成研究	

科学研究費補助金、外部研究費等に関しては、平成28年度と平成30年度、令和3年度に30代の専任教員が全国保育士養成協議会東北ブロックから外部研究費を獲得している。科学研究費補助金の獲得の実績はない。

研究活動に関する規程としては、「宮城誠真短期大学研究紀要規程」「宮城誠真短期大学研究倫理規程」「宮城誠真短期大学における研究活動に係る不正行為に関する規程」「宮城誠真短期大学個人研究費に関する規程」(提出-規程集 19,39,42,34)を整備している。研究倫理委員会を定期的に開催し、研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

令和4年度研究紀要(備付-38)に掲載された研究論文、実践報告は、以下のテーマが 取り上げられている。

- 1. 乳児保育を学ぶ学生を取り巻く環境変化からの指導の課題
- 2. 子どもの描画表現とキャラクターに関する研究
- 3. 保育者を目指す学生の学びに向かう力を高める動機づけについての一試み
- 4. 「教育原理」に対する本学学生の意識調査の一考察
- 5. NIE を取り入れた人権教育の実践研究
- 6. 保育士養成校における保育実習の課題について
- 他「実践報告3件

全常勤教員が、学生募集の「入り」の段階から就職指導までの「出」の段階まで関わっている本学の実態から、教員の研究、研修等の時間は確保してはいるが、十分とは言い難い。更には、東日本大震災被害によって、利用できる研究室は2室だけの共同利用となり、研究室が十分に確保できない状況の中で、本学教員は個々が研究、研修時間を見出し、教育研究、科目指導、学生指導に努めている状況であった。平成28年度末に、新たな研究室10室が完成し、教育研究活動に活用できるようになった。更に、常勤教員の事務的分野と教育研究の分離を可能な限り進めていくことで、研究、研修時間を十分に確保していきたい。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は、実施予定がなく、整備していない。

教員のFD活動(備付-40)に関しては、平成25年4月に、「宮城誠真短期大学FD推進委員会規程」(提出-規程集 44)を整備した。この規程に基づき、各種研修、アクティブラーニングを取り入れた授業の公開、授業評価や学習成果の自己評価、授業改善に向けてのパワーポイントの効果的な活用法などの研修を重ね、授業・教育方法の改善に努め

ている。令和2年度は新型コロナウィルス感染拡大に備え、遠隔授業を行うにあたってzoomの研修会を実施した。学外でのFD・SD研修会への参加は複数あり、これらの伝達講習の実施も含め、より充実した年間計画に基づく研修活動を進めていきたい。

専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう、学内の関係部署と連携しながら教育研究を進めている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

- ※「当該区分に係る自己点検・評価のための観点】
 - (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
 - (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
 - (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
 - (4) 事務関係諸規程を整備している。
 - (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
 - (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
 - (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織の構成及び事務分掌については「宮城誠真短期大学事務組織及び事務分掌規程」 (提出-規程集 3) に基づいて規定しており、責任体制は明確となっている。

本学の専任事務職員の1名は、勤続20年以上の事務経験者であり専門的な職能を有しており、教育研究の支援、管理運営に携わっている。また、平成30年度、新規採用の専任事務職員は、義務教育関係の事務経験があり、会計の研修会の参加、県内の大学の教務事務研修会の参加をするなど自己啓発と事務能力の向上に向けてスキルアップを図っている。今年度は、専任事務職員を1名増員し、来年度は兼任ではあるが常勤教員を1名増員し事務体制の強化に努めていく(備付-39)。なお、本学は専任教員が兼務事務職員として教育研究、科目指導を担当しながら事務の職務を兼任している状況にある。兼任している教員の全員が初等・中等教育を経験しているが、必ずしも事務職の専門的職能を有してはいないため、専任事務職員と連携を図りながら複数体制で業務を行っている。各事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

「宮城誠真短期大学事務組織及び事務分掌規程」「学校法人誠真学園稟議規程」「学校法人誠真学園宮城誠真短期大学文書取扱規程」「学校法人誠真学園宮城誠真短期大学文書保存規程」「学校法人誠真学園宮城誠真短期大学公印規程」(提出-規程集 3, 4, 5, 6, 7)の事務関係諸規程を整備している。

事務室は、法人事務と大学事務で共用しており、大学・法人用のパソコン、各自専用のパソコンを配置している。レーザープリンター1台、プリンター兼FAX兼用コピー機1台、インクジェットプリンター1台、印刷機1台と必要備品は備えられている。

SD活動(備付-41)については、「宮城誠真短期大学SD推進委員会規程」(提出-規

程集 14)を整備し、それに基づいて適切に活動を行い、事務職員の職能向上に努め、教育研究活動の支援を図っている。 FD・SD研修としての合同の開催も多く、教育・保育に関する動向についても常に情報を共有している。

業務の見直しや事務処理の点検・評価については、各部署で日常的に実施しながら改善を図っている。専任教員と専任事務職員による定例打合せを週一回実施しているが、この定例打合せを土台として、専任事務職員は常に教員と情報を共有でき、学習成果の獲得が向上するように関係部署と緊密な連携がとれている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の人事管理に関しては、以下の諸規程を整備している。

- 学校法人誠真学園 就業規則 (提出-規程集 22)
- ・学校法人誠真学園 給与規程 (提出-規程集 25)
- ·学校法人誠真学園 育児休業規程(提出-規程集 28)
- · 学校法人誠真学園 介護休業規程(提出-規程集 29)
- ·学校法人誠真学園 旅費規程 (提出-規程集 30)
- · 宮城誠真短期大学 教員規程 (提出-規程集 23)
- ・学校法人誠真学園 非常勤講師・臨時職員就業規程(提出-規程集 24)
- · 宮城誠真短期大学 教員選考規程 (提出-規程集 3 6)

以上の諸規程に則り、教職員の人事は適正に管理されている。これまでの就業規則は昨 今の雇用環境に鑑み見直しを図り、平成27年4月1日付けで一部改正、平成30年には 旅費規程も県条例に則り一部改正を行っている。

就業については、4月当初の全職員会議を行い周知しており、就業規則は事務室に備え付け、教職員個人にも配付している。

非常勤教員については、雇用契約書に雇用条件を記載し、同じく就業規則を配付している。規程に変更があった場合は、変更内容を周知している。

人事管理は、総務課で行っており、辞令交付・昇給・昇格等の在籍管理を行っている。 同課では、出勤簿、各種届出書類等の労務管理も合わせて適正に管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員のバランスと高齢化は、以前から課題となっているところである。経験豊富な

教員の存在は重要であり、現在在職する教員の存在を尊重しつつ、教員組織の年齢構成や 男女間バランス問題について一歩ずつではあるが解決に努めている。これからも、若年層 の教員採用を促進し、バランスに配慮した教員構成にする努力が必要である。

また、教員と事務の兼任の解消については長年の懸案である。しかし、本学の規模、財務状況等の理由から改善・改革の方向にはなかなか進まない状況にある。

教授、准教授などの昇任については、就業規則、選考規程に基づいて行っているが、研究業績や著作物発表など選定基準が必ずしも明確ではなく、規程の内容の整備が課題となっている。

小規模単科短期大学である本学としてのやむを得ざる状況もあるが、教員が担当する事務的内容の職務を教員本来の研究・教育指導的職務を可能な限り分離する方向にシフトすることで、研究、研修時間の確保が十分に可能となる。本学財務基盤の安定性を確保することと並行しながら課題解決に取り組みたい。経営努力を一方で進めながら、平成28年度末の研究室施設の新設を機に、専任事務職員の増員も図りながら改革の一歩としたい。なお、今年度、専任事務職員を1名増員し、兼任の負担を軽減している。来年度は、兼任ではあるが、常勤教員1名を増員する予定となっている。

研究活動については、教員が様々な領域で研究を進めている。だが、学内の研究会を設立する必要があり、教員の口頭発表の機会を作れるようにしていく。

東日本大震災の影響があり、研究室不足による専任教員の研究活動が制限されていたが、 平成28年度末に研究室10室が再建され、課題解決の一歩が踏み出されたものと思われる。

教育研究の分野では、科学研究費申請または外部研究費獲得については、平成28年度 および平成30年度に全国保育士養成協議会東北ブロックから外部研究費を獲得している。 科学研究費補助金の獲得の実績はない。

兼務事務職員として教員が教育研究、科目指導を担当しながら事務の職務を兼任しているため、本来の研究活動の時間が割かれていることが課題となっている。

F D活動に関する規程を整備し、授業・教育方法の改善を行っているが、より充実した 年間計画に基づく研修活動を進めていきたい。

平成27年度から専任事務職員を1名増員し、今年度は更に1名増員して事務体制を強化しているが、現在の職員配置は、教員が事務職員を兼務していることから業務分掌分担が若干不明確であり、教員の科目担当時間数の適正化や事務職員の業務分担等を見直すことが課題となっている。

SD活動に関する規程を整備し、職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っているが、より充実した年間計画に基づく研修活動を進めていきたい。

諸規程については、今後も法改正に応じて見直しを図っていく。就業規則については、 採用時に配布し内容について周知徹底することで、更に教職員の意識を高めていく。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料 なし

- 提出資料-規程集 8 宮城誠真短期大学個人情報保護に関する規程
 - 9 学校法人誠真学園 特定個人情報取扱規程
 - 12 宮城誠真短期大学消防計画
 - 31 学校法人誠真学園 宮城誠真短期大学 経理規程
 - 32 学校法人誠真学園固定資産·物品管理規程

備付資料 42 校地・校舎に関する図面

43 図書館の概要

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その 他の物的資源を整備、活用している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
 - (2) 適切な面積の運動場を有している。
 - (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
 - (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
 - (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実 習室を用意している。
 - (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
 - (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
 - (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
 - (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
 - (10) 適切な面積の体育館を有している。
 - (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地(備付-42)の面積は21,739㎡、校舎の面積は3,639㎡と、短期大学設置基準の規定を十分に満たしている。

屋外運動場は、グランド、テニスコートを合わせて9,261㎡あり適切な面積を有しており、授業の他に、地元のテニスサークルも活用している。

校舎(備付-42)の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。研究室は、かつて

別棟の木造校舎にあったが、平成23年の東日本大震災によって、内壁、外壁、窓、天井などが落下したため、現在は取り壊され、平成28年度末に研究室10室と学生ホールを 兼備した2号棟が完成し、教育研究活動や学生支援に活用している。

障がい者への対応としては、正面玄関にはスロープ、体育館にはスロープと車いす用トイレを設置している。ただし、1階部分での対応であり、校舎にはエレベーター設備が無く、2・3階への移動については十分とは言えない状態である。

教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うために、教室は講義室3室(多目的ホールを含む)、演習室2室(図工室を含む)、調理実習室、コンピュータ室、マルチメディア教室、ピアノレッスン室12室、医務室(保健室)、学生支援室、学生相談室、学生ホール3室を整備している。通信による教育を行う学科は開設していない。

各講義室にはパソコン、プロジェクター、スクリーン、DVD プレーヤーを備え付けている。ピアノレッスン室12室の他に各教室にもピアノを配備し、平成27年度にはさらに演習室に電子ピアノ20台を増設した。この演習室には、木琴、鉄琴、大太鼓、小太鼓、ハンドベルなどの楽器も備えている。なお、講義室、会議室もピアノ活用等で利用している。

コンピュータ室には30台のコンピュータを設置しており、平成29年度にパソコン本体、サーバー機器、パソコン周辺機器、ネットワーク機器を更新し、最新の機器を提供し教育の質を確保している。

図書室(備付-43)は、面積103㎡、閲覧座席数40席あり、学生が検索するためのパソコン2台、カラーコピー機を設置している。東日本大震災で多数の蔵書等を廃棄したが、現在の蔵書数は6,978冊、学術雑誌数は6種、AV 資料は110、保育関係の参考図書、関連図書を整備している。図書の選定は、各教員・学生の希望を基に司書が行っている。廃棄については、司書の判断に任せている。また、学生・教職員の要望を集約、新刊図書の紹介、お奨め図書の紹介などをして図書室利用を促している。

学習資源センターは設置していない。

体育館は、平成21年度に新築し、693㎡と以前のものより規模は小さくなったが、 障がい者対応として車椅子用のスロープ、トイレを整備している。学生は、授業、学内行 事を主として、昼休みや放課後に頻繁に利用するようになっている。また、姉妹園(来年 度から付属幼稚園)の活動や地域の保育園の行事に貸与するなど地域にも開放している。

前回の認証(第三者)評価の課題指摘事項であった、学内LANの整備は済んでいるが、マルチメディア教室については、環境整備の検討を重ね、3F1講義室を転用し、ICT機器を活用した授業や自主学習ができるよう、令和4年度に環境整備を完了し、教職員と学生の活用に備えている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。

- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産・物品管理規程(提出-規程集 32)、経理規程(提出-規程集 31)を整備しており、それに基づいて施設設備、物品の維持管理をしている。

火災・地震対策については、「宮城誠真短期大学消防計画」の規程(提出-規程集 1 2)を整備している。それに則り、消防計画を消防署に提出し、その指導のもとに火災・地震を想定した避難訓練を全教職員・学生で実施している。消防設備点検を年2回、水質管理、電気保安関係の定期点検、防犯対策等を委託業者との連携で行い、指摘事項には直ちに対処し改善している。校舎の耐震工事は、平成23年の東日本大震災の前に済んでおり、その後、総務課で常時見回り点検し対策を講じている。なお、令和3年度には大崎市と連携し、24名の学生が大崎市学生消防団員として火災予防活動や防災知識の啓発活動に取り組み大崎市消防団の活性化を図る一翼を担っている。

防犯対策については、夜間は警備会社と契約し警備を依頼している。近隣にしばしば出没する変質者について警察と連携しながら対応している。これから予想されるソーシャルメディアに関連する犯罪行為の対応についてのガイドラインを作成して、学生便覧に掲載している。学生・教職員への緊急情報を提供するために、一斉メール配信システムも取り入れている。

情報セキュリティ対策として「個人情報保護に関する規程」(提出-規程集 8)及び「特定個人情報取扱規程」(提出-規程集 9)を整備している。コンピュータシステムのセキュリティ対策は、本学の情報処理教育の講師にシステム管理を依頼し、ファイヤーウォール、ウィルス対策の設定、更新を行い、安全な状況にある。

省エネルギー対策として、平成27年度までに講義室の3室、コンピュータ室、図工室、 平成30年度には事務室、図書室、令和3年度には1階多目的ホール、応接室、令和4年度 には、ピアノレッスン室、各階のトイレ、2階、3階の学生ホールの照明をLED照明への交 換が完了しており、順次にLED照明化している。また、各教室に消灯の呼びかけの掲示の 啓発、冷暖房機器は教室ごとにこまめに管理し省エネルギーに努めている。

省資源対策として、印刷物の両面印刷を教職員に呼びかけ、また資源の再利用を推進している。また、ゴミの分別収集を行い、リサイクル業者に回収を依頼している。以上については、毎年度、オリエンテーション等で呼びかけ、学生・教職員の意識高揚を図っている。

なお、毎日、学生の日直当番が、使用した教室の消灯、冷暖房機の確認、ゴミ分別作業 を進んで手伝っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

教育課程と学生支援の充実のために、施設設備、物的資源の更なる充実が課題である。

各講義室にはプロジェクター、スクリーンなどの機器は設置されているが、アクティブラーニングのための什器備品の整備、ラーニング・コモンズの施設の確保が望まれる。また、授業で模擬保育などをおこなうための演習室の整備も必要とされている。

図書室は、保育系の単科大学であることから、保育関係の興味関心のある蔵書を増やすなどして、更に図書室の利用を促すことが課題である。

障がい者への対応としては、主に1階部分だけであり、更に、校地・校舎のバリアフリー化に配慮していく。

施設設備の諸規程は整備しているが、今後も継続して物品管理規程、経理規程等を見直 しながら施設設備、物品の定期的な点検管理を実施していく必要がある。

前回の認証(第三者)評価の課題指摘事項であった、学内LANの整備は済んでいる。 マルチメディア教室については、ICT機器を活用した授業や自主学習ができるよう、令和 4年度に環境整備を完了した。教職員と学生の効果的な活用を推進していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料 なし

備付資料 44 学内LANの敷設状況

45 マルチメディア教室、コンピュータ教室の配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・ 充実を図っている。

コンピュータは情報処理担当の講師が年2回のメンテナンス作業を行い、セキュリティ対策等の設定し、学生個々のパスワード管理で指定機器として活用させている。これから予想されるソーシャルメディアに関連する犯罪行為の対応についてのガイドラインを作成し指導も行っている。

学務利用のため、全教職員は一人1台PCを利用し、各教室に教員用PCを配備し授業で活用している。各研究室にも、PC1台ずつを設置し、教育研究活動に生かしている。

前回の認証(第三者)評価での指摘事項であった、学内LAN(備付-44)の整備は既に完了し、学生の学習支援に役立てている。

コンピュータ室(備付-45)を整備しており、30台のコンピュータを備え、「情報処理」及び「保育の方法及び技術」の専門科目で個別的技術サービスを提供している。同一科目を学年A・Bの2グループに分けて少人数で授業を進めている。学生のコンピュータ操作技能には差があるが、ワード、エクセル、パワーポイントの基礎的操作技能は全員が身につけて、保育者として必需となる文書やお便り作成の技能を習得している。創作によるコンピュータ紙芝居を作成し、その成果は卒業発表会や大崎広域行政事務組合主催コン

クール等に出品し、好評を得ていた。

学生にはコンピュータ室のほか、図書室にも学生用として2台のコンピュータとプリンターを備え、空き時間や放課後に活用できるようにしている。

平成23年の東日本大震災発生時、学生の安否確認や大学からの情報提供で苦慮した経験を踏まえ、緊急情報を提供する意味で、一斉メール配信システムを取り入れ、学生や職員への緊急メール配信を実施している。

各講義室にはコンピュータ、プロジェクター、スクリーンを設置しており、パワーポイント利用による授業ができるよう環境を整備している。教職員の技術修得向上に向けて、FD・SD研修として講師を招いて、ワードやパワーポイントの活用方法などの技術研修を実施している。教員は、研修内容を生かして、新しい情報技術などを活用し、効果的な授業を行っている。

前回の認証(第三者)評価での指摘事項は、「コンピュータ室や図書室のコンピュータは学生に開放され、有効に活用されているが、学内LAN、マルチメディア教室、CALL教室等の整備に努められたい。」であった。既に、学生の学習支援のために、学内LANの整備は済んでいるが、マルチメディア教室(備付-45)については、環境整備の検討を重ね、3F1講義室を転用し、多様なICT機器を活用した授業や自主学習ができるよう、令和4年度に環境整備を完了した。教職員と学生の効果的な活用を推進していきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・ 充実を図っている。学生の学習支援として、学内LANを整備し、コンピュータ室のコン ピュータは学生個々のパスワード管理になっているため、使用届を記入し適宜使用できる ようになっている。

これからも、教員が、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っていけるように研修を深めていきたい。

前回の認証(第三者)評価での指摘事項は、「コンピュータ室や図書室のコンピュータは学生に開放され、有効に活用されているが、学内 LAN、マルチメディア教室、CALL教室等の整備に努められたい。」であった。学内LANの整備は既に完了していたが、マルチメディア教室については、令和4年度に環境整備を完了した。今後、教職員と学生の授業や自主学習のために、効果的な活用を推進していきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 11 計算書類等の概要 [令和 2 (2020) 年度~令和 4 (2022) 年度]
 - 12 資金収支計算書・資金収支内訳表

「令和2(2020)年度~令和4(2022)年度]

- 13 活動区分資金収支計算書 [令和 2 (2020) 年度~令和 4 (2022) 年度]
- 14 事業活動収支計算書·事業活動収支内訳表

「令和 2 (2020) 年度~令和 4 (2022) 年度]

- 15 貸借対照表「令和 2 (2020) 年度~令和 4 (2022) 年度]
- 16 事業報告書 [令和 4 (2022) 年度]
- 17 事業計画書 / 予算書 [令和 5 (2023) 年度]

提出資料-規程集 33 学校法人誠真学園資産運用規程

備付資料 46 寄付金募集資料

- 47 財産目録及び計算書類 [令和 2 (2020) 年度~令和 4 (2022) 年度]
- 50. 事業に関する中期的な計画

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ① 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ② 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ③ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
 - (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。

- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

経常的な収支バランスを見ることができる経常収支差額は、令和2年度、令和3年度と 黒字であったが、令和4年度は赤字となった(提出-11,14)。その要因としては収容 定員充足率が98%から94%に下がったことで学生生徒納付金が減少したことや、支出では 光熱水費、修繕費の増加が要因となっている(提出-12,13)。

貸借対照表では、令和4年度末の資産総額は前年度より150万円減となっているが、流動比率は1319.5%、余裕資金の程度は375.8%となっている(提出-11)。運用資産余裕比率も令和4度は4.10年、積立率も103.2%と過去3年間100%を超えていることや、その他の財務比率も健全な状態にあり、負債に備えて資産が蓄積されている(提出-16)。

短期大学の財政と学校法人全体の財政関係は、法人は単科の一短期大学のみで運営されており、財政状況を常に把握できる状況にある。経営改善の目安となる指標の一つである経常収支差額は、令和2年度から収入超過に転じた。定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分はA3であり、存続可能な財政を維持している(提出-11)。

退職給与引当金は、退職支給に備えるために貸借対照表の注記の通りに(備付-47)引き当てているが、特定資産としての資金留保は行っていない(提出-15)。

資産運用については、学校法人運用規程(提出-規程集33)を整備しておりそれに基づいて適切に運用している。令和2年度までは、信頼のおける金融機関から、有価証券を購入していたが、すべて償還され、令和4年度は、定期預金のみの運用となっている。

教育研究経費は、過去3年40.7%、35%、43.3%と推移している(提出-11)。

令和4年度は、マルチメディア教室の整備として、テーブル、机、大型モニター、パソコン等を購入している。教育の環境整備は年次計画で行っており、図書も毎年一定額を計上し充実に努めている(備付-50)。

公認会計士による監査は年3回実施している。その結果特に重要な指摘事項もなく適正 に管理されている。また、監事との情報共有も5月、11月になされている。

寄付金については、平成29年度から受配者指定寄付金、特定公益増進法人の証明を受け 寄付金募集を開始し、ホームページに掲載をし、寄付金を募っているところであるが(備 付-46)、平成31年度は6件の寄付があった。令和4年度は、理事から2件の寄付があっ たが、まだまだ浸透していない状況である。

中長期計画(備付-50)に基づいた毎年度の事業計画と予算は、関係部門の意見を集約して3月に評議員会を経て理事会で協議され決定している(提出-17)。決定した予算は、規程に則って適正に執行している。日常的な出納業務は複数体制で行い、経理責任者を経て理事長に報告している。

資産の管理は、毎年管理台帳を年度末に更新し、適切に管理している。また、資金の管理においても、毎月会計処理に基づいて収支を確認し適正に管理している。運用については、会計士の指導の下に安全に行っている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
 - (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
 - (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
 - (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費 (人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
 - (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成27年度~」のB1~D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要 を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は、保育科の単科の短期大学であり、幼稚園教諭免許と保育士資格をもつ保育者を 養成している。建学の精神を礎にした短期大学生としての教養的な学び、保育者としての 専門的な学び、社会人として必要な社会性獲得の場を提供している。

大学の改編が急ピッチで進む中で、本学を取り巻く環境と短期大学としての意義を再確認し、他との差別化を図り特色ある活動を提供しながら充実した学生生活を送ることができるよう配慮するとともに、社会が求める人材の育成に努めている。

本学の強みとしては、宮城県内の北部に位置し、自然環境にも恵まれ、少人数のきめ細やかな指導と、経験豊かな教育スタッフを擁している。その結果、就職希望者の就職率100%を12年間維持している。令和4年度においては、97.7%が地元に就職している。近年保育士養成校が宮城県内でも毎年増加しており専門学校も含めると13施設になっている。そのうち9施設が仙台市内にある。高校生の志望は仙台圏に集中していることや、交通機関のアクセスが悪いこと、さらには築50年を経過した校舎の老朽化が進んでいるこ

となどが弱みとなっている。

経営実態、財政状況は経営判断指標に基づき定期的に把握している。教育活動資金収支 差額は令和2年から令和4年度の3年間黒字で、外部負債は年度末の未払金のみである。

経常収支差額は令和2年度、令和3年度と黒字であったが、令和4年度は赤字に転じたが、経営判断指標はA3となり正常状態と判断される(提出-11)。また流動比率、前受金保有率も高く負債に備えている資産が蓄積されている(提出-16)。

学生募集においては、広報費を増額し、進学雑誌・新聞への掲載、ホームページの更新により本学のPRに努めている。教職員による高校訪問に加えて、平成30年度からは計画的に学長自ら高校訪問を行っている。さらに、キャンパスガイドを取り寄せした生徒が通う高校、毎年受験生がいる高校には数回足を運んでいる。企業主催のガイダンスに参加し本学の教育内容をアピール、オープンキャンパスの開催により本学の魅力を発信している。

学納金については、役員会にて毎年審議しており、その際に「日本私立短期大学協会」が毎年発行している学生納付金等所要諸経費一覧を参考資料として提示している。本学の財政状況を踏まえ決定している。学生募集要項やホームページに掲載している。経済的に困難な学生については、授業料減免や、分納・延納の制度を実施している。

人事は、専任教員数は短期大学設置基準を満たしており、専任教員一人当たりの学生数は、同系列の短期大学の平均が 21.9 人に比較し、12.2 人と一人一人に手厚い指導ができる体制となっている。ただ、高年齢化が進んでおり、今後のことを考慮すると若い人材の採用を行っていきたい。

施設設備は年度ごとに計画し実施している。耐震工事、照明のLED化、学内LAN工事、各教室のエアコンの工事等計画的に進んでいる。パソコン教室のパソコンについては概ね5年で更新、マルチメディア教室の整備ができるように予算を編成している。老朽化した校舎の修繕や改修工事のために第2号基本金に計画的に組入れを行っていくことを検討していく。

外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画はない。

適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスについては、適切に管理されている。

学内に対する経営情報の公開は、事務室に資料を常時備え付けいつでも閲覧できるようにしている。また、ホームページにも掲載し、学内外に幅広く公開している。

役員会においても事業報告書(提出-16)に記載し説明を行っている。職員危機管理の共 有はできている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

財政上の安定を確保するためには、学生納付金収入の増加が必須要件となる。入学定員 充足率を上げるために学生募集が課題となる。補助金を獲得する体制づくりも重要となる。 特別補助の改革総合支援事業の申請は行っていたが、採用ラインには到達できていない。 教育の質を高め他大学と格差のない授業を提供し、また、高大連携、地域連携を進め補助 金申請に向けた態勢を整備していく必要がある。

寄付金募集について、「受配者指定寄付金」「特定公益増進法人」の指定を受けておりホームページ上で募集を行っているが、思うように集まっていない。寄付金の募集の趣旨を理解いただき、税制上の優遇措置があることを PR し寄付金募集に努める。幅広く財源を確

保することが課題となっている。

教育研究経費比率が、35%から40%で推移し教育の充実に努めているが、短期大学の平均に比べると高い数値となっていることから、必要経費と消耗品、水道光熱費など人数に見合った適正な支出配分を行い経費節削減に努める。

人事については、教員の年齢構成に偏りが見られ若い人材の採用を行っていく。また、 築50年が経過した校舎の老朽化に伴う経費も課題となる。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

なし

<基準皿 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の 実施状況
 - ①教職員の構成は規模に応じて適正化を図り、業務分掌にて各委員会、各課の業務分担 を明確にして教職員が各々役割を担っている。
 - ②施設の充実化については、平成29年3月に、学生ホール、研究室、備品倉庫等を含む2号棟を建設し、研究活動や学生支援に活用している。
 - ③図書、備品等の充実化については、図書は毎年一定額を計上し、教職員、学生の要望を取り入れ購入している。また、教育用機器備品も年次計画により購入し充実を図っている。
 - ④学生募集委員会を設置し、学生数を確保するための対策、入試の改善等を協議している。
 - ⑤補助金獲得のための申請に向けた委員会については検討中である。

なお、前回の認証(第三者)評価での指摘事項は、「コンピュータ室や図書室のコンピュータは学生に開放され、有効に活用されているが、学内 LAN、マルチメディア教室、CALL 教室等の整備に努められたい。」であった。学内 LAN 工事は、令和 3 年度に完了しているが、マルチメディア教室については、環境整備の検討を重ね、 3 F 1 講義室を転用し、多様な ICT 機器を活用した授業や自主学習ができるよう、令和 4 年度に環境整備を完了した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教職員の構成については、年齢層の適正な配置、また、男女構成比率の改善についても 現教職員の立場を尊重しつつ、バランスある教職員配置に向け継続的に取り組む。

図書室は、保育系の単科大学であることから、保育関係の興味関心のある蔵書を増やすなどして、更に図書室の利用を促す。

前回の認証(第三者)評価での指摘事項である、学内 LAN の整備は、令和 3 年度に完了しているが、マルチメディア教室については、環境整備の検討を重ね、3 F 1 講義室を

転用し、多様なICT機器を活用した授業や自主学習ができるよう、令和4年度に環境整備をしているが、今後も継続し、教職員と学生の効果的な活用を推進していく。

保育者養成の単科の大学であることや、これまで姉妹園だった幼稚園が令和5年度からは附属幼稚園になることの魅力を PR して、入学者数の定員確保に努めていく。その中で計画的な施設設備や教育用機器備品の充実を図っていくことが必要となる。さらに、補助金を獲得する体制づくりも重要となる。教育の質を高め他大学と格差のない授業を提供し、また、高大連携、地域連携を進めていく。

寄付金募集については募集の趣旨を理解いただき、また、税制上の優遇措置があることを PR し同窓会にも協力をいただきながら寄付金募集に力を入れる。

今後も本学の使命として建学の精神に立ち返り、社会が求める人材の育成に努める。一方、近年、宮城県内には保育者養成の大学、短期大学、専門学校が増加し、学生の確保が厳しい状況にある。経営の基盤である財務の安定性の確保が将来構想の前提になる。入学者数の定員を満たし、現在可能な学生獲得策を全職員の総意で探り、より具体的計画を樹立し、より明確な将来像を描く。

また18歳人口の減少、短期大学進学者の減少傾向、保育士の不足傾向が保育士の過剰 状態にトレンドが変化することも視野に入れて、財務基盤の確立を期する。

様式8-基準Ⅳ

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

「テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- 提出資料 4 学校法人 誠真学園 宮城誠真短期大学 学則
 - 6 宮城誠真短期大学自己点検・評価に関する規程
 - 18 学校法人 誠真学園 寄附行為
 - 19 理事会議事録(写し)[令和2(2020)年度~令和4(2022)年度]

提出資料-規程集 10 学校法人誠真学園情報公開に関する規程

- 36 宮城誠真短期大学教員選考規程
- 38 宮城誠真短期大学入学者選抜規程
- 47 学校法人誠真学園 宮城誠真短期大学 授業料減免に関する 規程
- 48 学校法人誠真学園 宮城誠真短期大学 平成 23 年東日本大震 災に伴う授業料の減免に関する細則
- 49 学校法人誠真学園 宮城誠真短期大学 授業料徴収猶予に関 する規程

備付資料 15 ウェブサイト「情報公開」

http://miyagi-seishin.ac.jp/disclosure/

- 48 理事長の履歴書
- 49 学校法人実態調査表 (写し)

「令和 2 (2020) 年度~令和 4 (2022) 年度]

50 事業に関する中期的な計画

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の 発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決 を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業 報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

- ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について 学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1 の現状>

平成27年1月に新たに就任した理事長(備付-48)は人格識見に優れ、本学園・短期大学の発展に向け業務に精励している。理事会では本学園の経営及び教育に関して、建学の精神・教育理念、教育目的・目標の深い理解と洞察力、未来を見据えた的確なリーダーシップを発揮し、学校法人の発展に寄与している。

理事長は、毎会計年度の終了後2月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算 及び事業実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

寄附行為(提出-18)の規定により、理事会は定期的に年3回開催され、必要によって 臨時に開かれ、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

令和4年度は、①5月(定期)、②7月(定期)、③3月(定期)の3回開催してきた。これらの会議の記録は、議事録(提出-19)として備えている。

寄附行為第15条では理事会の開催要件として理事総数の過半数の出席を規定しているが、出席率は令和4年5月83.3%、7月83.3%、令和5年3月83.3%となっており、実質的且つ実体の伴った理事会運営がなされている(備付-49)。

令和4年度の理事会は、以下の内容で開催している。

番号	開催月日	内 容	備考
1	令和4年 5月29日	・令和3年度決算の件	定例
		・令和3年度の事業報告	
		・中期計画	
2	令和4年 7月30日	・令和5年度の入学金・授業料・諸納金の件 ・授業料減免について ・法人合併について	定例
3	令和5年 3月 5日	・令和4年度補正予算の件・令和5年度事業計画の件・令和5年度当初予算の件・合併に関わる寄附行為の変更・役員の選任について	定例

寄附行為第5条において、理事の定数は6名である。理事会は理事長が招集し、議長を務め、理事長の学園経営に関する判断や執行を補佐する最高意思決定機関である。理事会は、認証評価の結果を踏まえて、その課題解決に向け、学園・短期大学経営に関する多岐にわたる情報の収集や課題の発見に努め、先見性に富んだ識見と適切な判断で学園・短期大学の方向性を示している。

理事会の構成は、理事長が学長兼務であるために実質6名で構成されている。理事長以外の選任区分は評議員から2名、学識経験者が3名である。理事の選任は私立学校法、欠格条項などは学校教育法の規定に準じている。平成27年1月、前理事長の死去により、理事1名の欠員が生じていたが、9月改選期に1名選任されている。

理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任を認識し、必要な規程を整備し、ホームページ上で法人関係の情報を公開している。

理事会は学校法人運営及び短期大学運営に必要な以下の規程・規則等を整備している。

学校法人誠真学園・宮城誠真短期大学

- ・寄附行為(提出-18)・学則(提出-4)
- ・理事長の履歴書・教員選考規程(提出-規程集36)
- ・情報公開に関する規程(提出-規程集10)
- ・自己点検・評価に関する規程(提出-6)
- ·入学者選抜規程(提出-規程集38)
- ・授業料減免に関する規程(提出-規程集47)
- ・東日本大震災に伴う授業料減免に関する細則(提出-規程集48)
- ・授業料徴収猶予に関する規程(提出-規程集49)

法人関係の情報は、ホームページ(備付-15)で次の情報を公表・公開している。

- · 寄附行為 · 監査報告書 · 財産目録 · 貸借対照表 · 収支計算書
- ・事業報告書 ・役員名簿 ・役員に対する報酬等の支給の基準

理事は、本法人の建学の精神を理解し、私立学校法第38条の規定に基づいて選任され、 いずれの理事も学校教育法第9条の各号(欠格事項)には該当していない。

理事は、学校法人誠真学園の建学の精神「白菊のように霜に耐え、清く 美しく」の意味するところを真摯に受け止め、今日に通じる学園の根本理念として深く理解している。また、理事の本学運営に関する法的責任を自覚し、本学の今日的使命を本学園・短期大学経営に反映すべく、理事個々の見識に基づいて積極的に提言している。

寄附行為第10条に、学校教育法第9条校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。本学の中期計画(備付-50)としては、財務基盤の確立のための入学者の安定的確保の方策、有為な保育者を養成するための指導プログラムの改善、入学試験方法の改善、基礎学力向上のための指導プログラムの設定、本学の独自性を長期的には本学発展のために保育者養成事業に加えた新たな事業開発の可能性などについての取り組みを進めている。

来年度、隣接するまこと幼稚園を本学の附属幼稚園として同一法人化する予定である。 幼児教育の研究と指導の連携を図り、幼稚園教育の質的向上を目指すとともに、学生の保 育技能の質的力量を高めるために、それぞれの課題解決に向けてより具体的な取り組みを 行うことにしている。

なお、前回の認証(第三者)評価での指摘事項は、「理事会の議事録に審議事項は明記さ

れているものの、理事会に提出した資料は閲読できるようにし、審議内容を後日確認できるように改善されたい。」であった。以後、理事会の議事録については、議事内容が確認しやすいように資料を添付し整理している。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

各種法改正や学内情報、本学中・長期計画に関わる諸情報等詳細な事項について必ずし も十分な情報が理事に供給されているとは言い切れない。

前回の認証(第三者)評価での指摘事項は、「中期計画については、施設設備関係のほか、 学生募集計画、教学部門や新規事業の立ち上げ等についても、具体的な計画目標を策定し、 PDCA に基づいた進捗管理を行うことが望まれる。」であった。中期計画については、施設 設備関係、学生募集計画、教学部門や新規事業の立ち上げ等についても、具体的な計画目 標を策定し、PDCA に基づいた進捗管理を行っていく。

短期大学財務基盤の確立に向けた入学定員確保や学園・短大の発展に向けた具体的なプログラムをより明確に策定していきたい。

学生の学習意欲刺激策の必要性は認めるものの、その財源等に関して検討中である。

なお、前回の認証(第三者)評価での指摘事項は、「理事会の議事録に審議事項は明記されているものの、理事会に提出した資料は閲読できるようにし、審議内容を後日確認できるように改善されたい。」であった。以後、理事会の議事録については、議事内容が確認しやすいように資料を添付し整理している。

また、大崎市(市長・教育長)や市内教育機関及び文化団体等との連携をさらに深め、市内にある唯一の短大としての使命と役割を再確認し具体的に地域・社会に貢献していきたい。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 **20** 教授会議事録 (写し) [令和 2 (2020) 年度~令和 4 (2022) 年度] 提出資料-規程集 **37** 学校法人誠真学園・宮城誠真短期大学 教授会規程

46 宮城誠真短期大学学生懲戒規程

備付資料 51 学長の個人調書

52 各委員会議事録「令和 4 (2022) 年度]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会 の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めて いる。
 - (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議 する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切 に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長(備付-51)は、平成27年1月、前学長の死去に伴い就任したが、博士号を有する整形外科医としての専門知識は言うに及ばず、平成21年度より本学の副学長、学園理事・評議員として本学に関わり、本学経営に参画してきた。その間、本学建学の精神を示すところを深く理解し、前理事長・学長(平成27年1月死去)を支え学識豊かな知見を発揮し、本学の向上・充実発展に努力してきた。平成23年3月11日の東日本大震災において、本学も校舎校地・設備備品に甚大な被害を被った。復旧を進めつつ教育活動の早期再開に向け、高齢の学長を補佐し、病身を投げうって任務に奔走した。

学長は、4月冒頭の全職員会議(非常勤教員を含む全教職員参加)において本学教育運営の最高責任者として、建学の精神に立ち返り、前学長の学校運営方針を基本的に継承しつつも変化する時代に即し、地域の要請に応え、本学の基盤を強固にし、発展させていきたいという決意を披瀝している。また2月理事会で承認された事業計画を全職員に表明し、各分掌担当の年度の目標や取り組みについての具体的遂行について指示し、建学の精神に基づく教育研究を推進し、本学の向上・充実に向けて努力している。学長自ら、多くの高校訪問を行い、本学の教育活動の広報と定員確保を目指した取り組みを行っている。

学長は、学則第57条、第58条に基づき、「学生懲戒規程」に、学生に対する懲戒(訓告、退学、停学)の手続を定めている(提出-規程集46)。

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。現在の学長は、平成27年1月、前学長の死去に伴い、学長選任規程第3条に規定する選考委員会において選考され、1月24日の臨時理事会に諮られ決議を経て学長に任命され就任した。以後、教学運営の責任者として、その職務遂行に努めている。

学校教育法第93条、学則第50条~55条の規定に基づいた教授会規程(提出-規程集37)を定めている。教授会は、本学が定める学習成果及びディプロマ・ポリシーを始めとする三つの方針に対する認識を共有し、本学教育研究に関する事項について、教授会の意見を聴く必要があると学長が定めるものについて、意見を述べる。また、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べる審議機関である。従って、教授会審議の全てにおいて、その最終意思決定は学長が行うものとしている。

教授会は学長が招集し、原則毎月1回定期的に開催している。学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び教育研究に関する重要事項について、教授会の意見を聴取した上で決定している。学長の本学運営に関わる指示や、各分掌担当からの報告、学習成果の獲得を目指す教育研究に関連した審議を行い、議事録(提出-20)を整備している。

教授会は、学習成果及び三つの方針を認識し共有しながら、学習成果の獲得に結びつく 審議に努めている。

審議機関としての教授会は、設置している各種委員会の答申を経て議決することになる。 教授会の下に教育上の委員会として、自己点検・評価委員会、教育課程委員会、FD委員 会、SD委員会等、設置規程を設けて委員会(備付-52)を設置している。

また、小規模短期大学である本学では教授会とは別に、日常的な学務運営に関して、毎週火曜日に常勤教員・事務職員合同の教職員打合せを実施し、月や週の予定、授業計画、各種行事の詳細、出張者計画等の確認、学生の履修・生活情報等の情報共有を図り、全教職員の一致体制と教職員相互の連携体制を確実にすべく実施しているものである。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

教育運営に関わって、学長を補佐する機能の充実が必要であり、運営役員会を設置し、 ているが、更に効果的な運営を推進していく。

教授会の下に、各種委員会を設置しているが、教授会構成員はいずれも、複数の委員会 に所属している現状であり、時間の制約もあり、設置委員会全てが十分に機能していると は言い難い。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学生募集については定数確保に向け、各種メディアを活用するなどの工夫を凝らしているが、令和元年度より年度当初に宮城県北を中心に学長が高校を訪問し、校長、進路指導担当教諭と面談し、本学の経営方針や地元重視の姿勢、訪問高校出身者の現況、卒業後の就職状況等を伝えるなどして入学促進勧誘を行っている。

学長自ら訪問することにより、高校とのラポートが形成され、出願増加にも結びついているといえる。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 21 評議員会議事録 (写し) [令和 2 (2020) 年度~令和 4 (2022) 年度]

備付資料 15 ウェブサイト「情報公開」

http://miyagi-seishin.ac.jp/disclosure/

53 監事の監査状況 [令和2 (2020) 年度~令和4 (2022) 年度]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
 - (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
 - (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は寄附行為の規定に基づき、理事、職員、評議員以外の者で理事会において選出され、評議員会の同意を得て理事長により選任されている。

監事は2名(平成12年選任1名、令和2年選任1名)を配置している。主な業務は、 法人の業務の監査、法人の財産の監査、法人の業務又は財産の状況、理事の業務執行の状況について、毎会計年度 監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及 び評議員会に提出することである。

監査報告書を令和4年5月21日付けで作成し、理事会、評議員会に提出している。そして、監事は、令和4年5月29日の理事会、評議員会に出席し業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について報告と意見を述べている(備付-53)。

監事の業務は諸規程に則り、滞りなく適切に行われている。

なお、前回の認証(第三者)評価で、「早急に改善を要する課題」として、「評価の過程で、監事が出席していない理事会、評議員会が複数回開催され、学校法人の業務及び財産の状況について適切に把握した監査業務が行われていないという問題が認められた。」との指摘を受けた。当年度内に早急に臨時理事会を開催し、監事職の役割の重大性と責任について再確認し即対応した結果、「当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層ガバナンス機能が適切に発揮されるよう学校法人運営に取り組まれたい。」との評価結果を得て、適格認定された。

現在、監事は職務の重大性と責任の認識を深め、その職務に専念し、それ以降の理事会 や評議員会には必ず出席をし、監事の役割を全うしている。 2名の監事間での定期的な情報交換を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関 として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員は、寄附行為第18条の規定により14名である。(理事長と学長が兼ねている。 また、評議員数は理事の定数の2倍を超えている。) 評議員の選任区分は寄附行為に基づ いて構成されている。

私立学校法第42条では、予算や事業計画など、理事長はあらかじめ、評議員会の意見 を聞くことになっている。よって、評議員会は諮問会議であり、理事会に先だって開催し ている。

評議員会は、令和4年度は、①5月(定期)、②7月(定期)、③3月(定期)の3回開催し てきた。これらの会議の記録は、議事録(提出-21)として備えている。

評議員は理事長を含め、役員の諮問機関として理事会の審議事項に関する意見を表明し、 本学運営の一翼を担う存在としての存在感を発揮している。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報 を公表・公開して説明責任を果たしている。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
 - (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

情報公開については、学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報をホームページ(備 付-15) 等で公表している。(基礎データ 様式20)

<教育情報の公表>

- 1 大学の教育研究上の目的に関すること 2 卒業認定・学位授与の方針

- 教育課程編成・実施の方針 3
- 4 入学者受入れの方針
- 教育研究上の基本組織に関すること
- 6 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 7 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進 学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 8 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 9 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 10 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 11

12 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

また、私立学校法に定められた、法人の財務情報等をホームページ(備付-15)で公表・公開している。(基礎データ 様式20)

<学校法人の情報の公表・公開>

- 1 寄附行為 2 監査報告書 3 財産目録 4 貸借対照表
- 5 収支計算書 6 事業報告書 7 役員名簿
- 8 役員に対する報酬等の支給の基準

今後とも、高い公共性と社会的責任を有していることの認識を深めながら、積極的に情報を公表・公開し、説明責任を果たしていく。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

2名の監事相互の情報交換を定期的に行っているが、更に緊密な連携を継続していく。 本学が保育者養成を主目的とする単科の短期大学であることも一因していると思われる が、評議員会は理事会決議事項の追認に終始する傾向が見られないわけではない。

ガバナンス体制は整っていると言えるが、本学が当面する厳しい諸課題について、財務 状況と中長期計画のバランスを勘案し、社会の要請に応えながら本学発展に向けた諸施策 を実効性のあるものにしていく努力が必要である。

前回の認証(第三者)評価での指摘事項は、「中期計画については、施設設備関係のほか、 学生募集計画、教学部門や新規事業の立ち上げ等についても、具体的な計画目標を策定し、 PDCA に基づいた進捗管理を行うことが望まれる。」であった。中期計画については、施設 設備関係、学生募集計画、教学部門や新規事業の立ち上げ等についても、具体的な計画目 標を策定し、PDCA に基づいた進捗管理を行っていく。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

なし

〈基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画〉

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の 実施状況

理事長・理事会のビジョン具現のために、教職員のモチベーションを高め、その能力を 最大限発揮させることに努めている。

学園・短期大学の財務基盤を安定したものにする具体策を早期に確立し、諸施策を一つ 一つ執行している。経営安定策は理事会で審議されているが、理事会へ提供する情報の質

を高め、保育者養成という現在の学園・短期大学の枠内の施策から一歩進め、地域のニーズや社会の変化に対応する新たな事業展開にも視野を広げた学園振興策を探っている。

本学運営上において、学長の意図する教育運営構想が教授会の審議によってより高度に 具現できるように、運営役員会を設置している。

なお、前回の認証(第三者)評価での指摘事項は、「理事会の議事録に審議事項は明記されているものの、理事会に提出した資料は閲読できるようにし、審議内容を後日確認できるように改善されたい。」であった。以後、理事会の議事録については、議事内容が確認しやすいように資料を添付し整理している。

教育上の委員会個々の役割をより明確にし、本学(保育者養成を主とする小規模単科短期大学)に見合った組織を編成し、委員会として有効に機能するよう改善している。

監事の職務に規定されてはいないが、2名の監事間で本学の業務、財産状況、理事の業務執行の状況について、より適正な監査を行うために、定期的な情報交換の場を設定している。

名実ともに諮問機関として機能させる評議員会のあり方を探り、外部の発想を本学教育 運営にできるだけ反映させていけるような評議員会の構成にしている。

ガバナンスが現状体制維持に留まらず、長期的な本学発展を指向した活力ある組織に変容させるように努めている。

前回の認証(第三者)評価での指摘事項は、「中期計画については、施設設備関係のほか、 学生募集計画、教学部門や新規事業の立ち上げ等についても、具体的な計画目標を策定し、 PDCA に基づいた進捗管理を行うことが望まれる。」であった。中期計画については、施設 設備関係、学生募集計画、教学部門や新規事業の立ち上げ等についても、具体的な計画目 標を策定し、PDCA に基づいた進捗管理を行うよう努力している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

これからも、理事長・理事会のビジョン具現のために、教職員のモチベーションを高め、 その能力を最大限発揮させることに努める。

学園・短期大学の財務基盤を安定したものにする具体策を早期に確立し、諸施策を一つ一つ執行していく。各種法改正や学内情報、本学中・長期計画に関わる諸情報等詳細な事項について必ずしも十分な情報が理事に供給されているとは言い切れない。理事会へ提供する情報の質を高め、保育者養成という現在の学園・短期大学の枠内の経営安定施策、更に一歩進め、地域のニーズや社会の変化に対応する新たな事業展開にも視野を広げた学園振興策を、今後も探っていく。

教育上の委員会個々の役割をより明確にし、本学(単科短期大学)に見合った組織を編成し、委員会として有効に機能するよう、今後も改善していく。

2名の監事間で本学の業務、財産状況、理事の業務執行の状況について、より適正な監査を行うために、これからも、定期的な情報交換の場を設定し、緊密な連携を継続する。 今後も、監事はその職務の重大性と責任の認識を深め、その職務に専念し、理事会や評議員会には必ず出席をし、監事の役割を全うする。

これからも、名実ともに諮問機関として機能させる評議員会のあり方を探る。今後も、外部の発想を本学教育運営にできるだけ反映させていけるような評議員会の構成にする。

ガバナンスが現状体制維持に留まらず、長期的な本学発展を指向した活力ある組織に変容させるよう、今後も努力を継続する。

中期計画については、施設設備関係、学生募集計画、教学部門や新規事業の立ち上げ等 についても、具体的な計画目標を策定し、PDCAに基づいた進捗管理を行っていく。